(265)

李立三路線の行動委員会

-----党、団、労働組合の関係を中心に-----

張 子豪

はじめに

1. 研究背景

1930年6月11日、中共中央は全国暴動による政権奪取方針を確立した。この方針は後日に、国際路線に対立した李立三路線と批判された。1930年8月、李立三は中央総行動委員会を指導機関として設置し、行動委員会という組織形式を各地各級党組織に展開させた。その後、行動委員会は、組織原則に反したと批判された。

臨時機関によって政治運動を推進することはめずらしくないが、李立三路線の行動委員会の特異性は二つある。一つは、執行機関だけではなく、最高指導機関を再編したことである。もう一つは、党、団、労働組合の合併からなる機関を構築したことである。

当時の批判および公式党史によれば、行動委員会による党、団、労働組合の合併は組織原則に違反した。しかし、合併そのものは、合併の前に、党、団、労働組合の関係が組織原則に合致していなかったことを示す。そして、組織原則に反するかどうかにかかわらず、行動委員会が党、団、労働組合の関係を破壊したという結論は得られない。これにより、以下の問題が生まれた。第1には、党団関係、党労働組合関係の実態はどうであろうか。第2には、行動委員会を設置した原因である。行動委員会の設置は、中共が青年団

と労働組合に対する絶対的な制御を有したことを示す。ただし、この場合に、 青年団と労働組合を支配するための行動委員会は必要性がない。第3には、 行動委員会への批判の合理性である。

本稿では、行動委員会の構造に注目し、党、団、労働組合の関係を分析対 象とする。まず、党団関係を考察することで、中国政治における青年団の位 置づけとその役割をより深く理解することができる。次に、労働組合は最も 代表的な大衆組織であり、中共は原則としてそれを制御せず、党団を通じて 大衆組織を指導すべきである。大衆組織に限らず、政府と軍隊のような党外 組織に対しても、この原則は適用させられる。労働組合への指導は中共によ る労働運動の一部であり、中共は赤色組合に対立する労働組合を黄色組合と 見なし、赤色組合を拡大するとともに、黄色組合を浸透して支配することに 着目する。このやり方は、青年運動や学生運動、女性運動、農民運動などに 対しても同様に適用可能である。したがって、党労働組合の関係および労働 運動への分析は、中共と大衆組織の関係をめぐる研究に視点を提供する。最 後に、中共とコミンテルンの関係とは異なり、青年団と労働組合は中共の指 導を受けつつ、それぞれコミンテルン指導下の共産主義青年インターナショ ナル(以下、キムと略す)と赤色労働組合インターナショナル(以下、プロ フィンテルンと略す)の管轄に属した。そのため、党、団、労働組合の関係 は国際共産主義運動におけるコミンテルンの各国革命に対する指導システム とそのメカニズムを示す。

2. 先行研究

党団関係の研究は主に四つの方面に分けられる。第1には、地方の党団関係である 1 。第2には、党団関係の流れへの考察である 2 。その中に、「従第

¹⁾ 張麗紅(2016)「広東早期党団組織対陳炯明事変態度探析-兼論早期党団関係」『地方党史研究』 第11期、36-43頁。浙江省団校課題組(2016)「新民主主義革命時期浙江党団関係初探」『青少年研究与実践』第4期、37-41頁。畢暁敏(2012)「浅析上海建団初期的党団関係」『上海青年管理干部学院学報』第4期、33-36頁。胡献忠(2012)「従早期青年団的創建及活動看党団関係的雛形」『青年探索』第6期、44-48頁。蘇秀珍、呉玉才(2022)「安徽早期党団関係探析」

二党到後備軍:共産党与青年団早期関係的演変」(黄、2011)によって、党は団と互いに資源を奪い合い、最終的に団を党の付属にした³⁾。「対青年団員 転為中共党員相関問題的考証与分析」(韓・趙、2014)によって、団員を党員に転換することは党組織拡張の手段であり、党団関係の核心でもある⁴⁾。「基于後備軍的党団関係百年演進及啓示」(上官・康、2022)では、団が党の予備軍を演じることを考察した⁵⁾。第3には、青年団と青年運動理論の研究である。鄭長忠は、青年団が中共に幹部を輸送することを主要機能とする組織であると提示した⁶⁾。第4には、コミンテルンと青年団の関係である⁷⁾。

一般的に、党団関係の研究は公式党史の見方に基づいて、次のような解釈

『淮南師範学院学報』第1期、1-6頁。賈牧耕、黄文治(2022)「大別山区中共早期党団関係的演進与調適初探(1921-1934)」『贛南師範大学学報』第5期、25-31頁。

- 2) 劉進喜(1995)「論党団関係的確立」『中共党史研究』第6期、41-45頁。劉雪芹(2006)「中共建党初期党団関係研究」『上海党史与党建』第11期、14-16頁。劉永生(2008)「団党早年関係論析-以早年関于団、党関係文件為研究中心(1920-1927)」『長白学刊』第5期、135-138頁。楊会清(2011)「革命動員視野下的党団関係構建-以土地革命時期為中心」『贛南師範学院学報』第4期、26-31頁。張小波(2022)「早期党団関係演変」『鄭州航空工業管理学院学報』第4期、47-54頁。陸迪民、李成(2022)「中国共産党対共青団領導地位的実現-以1920-1949年党団関係為分析対象」『青年探索』第2期、57-68頁。胡献忠(2016)『共青団与相関団体関係研究-歴史的視角』北京:中国青年出版社。鄭洸、葉学麗(2015)『中国共産党与中国共青団関係史略』北京:中共党史出版社。
- 3) 黄金鳳(2011)「従第二党到後備軍:共産党与青年団早期関係的演変」『近代史研究』第3期、 123-138頁。
- 4) 韓広富、趙佳佳(2014)「対青年団員転為中共党員相関問題的考証与分析」『中共党史研究』 第7期、115-122頁。
- 5) 上官酒瑞、康毓婷(2022)「基于後備軍的党団関係百年演進及啓示」『青年学報』第1期、53 -62頁。
- 6) 鄭長忠(2005)「組織資本与政党延続-中国共青団政治功能的一個考察視角」復旦大学。張華(2011)「中国共産主義青年団職能研究」西南大学。倪瑾(2014)「共青団的功能定位:組織動員和資源整合」華東師範大学。李静(2015)『共青団史話』北京:社会科学文献出版社。郭晓平(1992)『中国共青団史』武漢:華中師範大学出版社。李玉琦(2009)『中国共青団史稿』北京:中国青年出版社。沈建平(2017)『中国共青団研究』北京:人民日報出版社。共青団中央青運史研究室(1984)『中国青年運動史』北京:中国青年出版社。
- 7) 方培虎(2003)「大革命時期青年共産国際対中国共青団的指導」『安徽大学学報』第1期、21-26、88頁。程玉海、田保国、林建華、張維克(1992)『青年共産国際史』北京:中国人民大学出版社。共青団中央青運史研究室、中国社会科学院現代史研究室編(1985)『青年共産国際与中国青年運動』北京:中国青年出版社。

に従っている。第1に、中共結党初期において、団は党によって創設されたため、党と区別されない場合があった。第2に、革命発展に伴い、「取消主義」と「先鋒主義」の誤った傾向は現れた。また、党団関係の誤りは政治路線の誤りによるものとされた。第3に、党は党団関係の誤りを何度も解決し、最終的に党団関係を直してきた。第4に、党の団に対する指導は必然であり、党の指導下で党団関係は完璧かつ調和している。問題となるのは、党団関係の「正しさ」が言及されるが、この「正しさ」の根拠または党団関係をめぐる原則や理論が説明されていない。また、調整によって党団関係を原則に合致させたのか、または原則自体を取り消したのかは検討されていない。これらの解釈は、党団関係の問題が党団の一体化とそれによる取消主義と先鋒主義であると説明する一方で、党団関係を直す方式が青年団の廃止であると提示する。このような記述は党団関係の「正しさ」を必然に帰結し、党団関係の理論や原則を無視するだけではなく、コミンテルン、中共、青年団の党団関係に対する調整の試みを無視してしまう。

党労働組合関係について、党が労働組合を指導することは黙認された原則のようである。中共の労働運動に関する研究は四つの方面に分けられる。第1には、労働運動理論、特に中共指導者の労働運動思想の研究である⁸⁾。その中に、「一九二七年至一九

⁸⁾ 柳礼泉(2004)「李立三工人運動与工会工作成就研究綜述」『長沙大学学報』第3期、57-60頁。 祝彦(2010)「大革命時期陳独秀対工人運動的認識」『党史研究与教学』第4期、41-48頁。鐘 立秋(2012)「中共第一代領導人的工人階級問題思想研究」東北師範大学。戴文憲(2019)「中 国馬克思主義工会理論的百年演進与成果」『中国労働関係学院学報』第5期、1-18頁。趙雪、 宋剣(2022)「李大釗与中国早期工人運動運動研究」『党史博採』第3期、4-6頁。

⁹⁾ 田明、何建国(2009)「第一次国共合作時期的郵務工人運動-以上海郵務公会(工会)為中心的考察」『党的文献』第6期、82-87頁。江文路(2017)「中共領導工人運動与幫会勢力之関係演変-以上海罷工(1919-1949)為例」『党史文苑』第1期、16-18頁。賀江楓(2019)「中共領導上海工人運動的革命策略(1945-1949)」『中共党史研究』第8期、77-91頁。李超(2021)「中共三大与建党初期的工人運動」『広東省社会主義学院学報』第4期、12-18頁。周家彬、陳奥(2021)「試論中共対領導工人階級方式的探索(1925-1927)-以上海区委対工会的領導為例」『人文雑志』第11期、97-107頁。韓棟(2021)「従工人運動到武装斗争-上海工人三次武装起義前中共在滬斗争策略的嬗变」『歴史教学問題』第2期、57-63頁。王永璽(2013)『中国工人運動史研究』北京:中国工人出版社。

三七年黄色工会問題再探討」(田・岳、2016)では、「中共は自身の純正な階級属性を明らかにするために、想像中の黄色組合と現実の赤色組合を完全に対立させ、労働運動の不況を変えなかった」という観点を提示した¹⁰⁰。第3には、中国の労働組合に関する記述である¹¹⁰。第4には、国際労働運動の考察である¹²⁰。

党団関係と党労働組合関係に関する研究は、基本的に李立三路線とその行動委員会を党団関係、党労働組合関係に対する危害とみなした。党と団や労働組合を含む他団体との関係に対する公式的な解釈によって、現在の党と他団体の関係は正しいものであり、必然的なものでもある。しかし、これらの関係の変容、理論、実態を考察しないと、各組織に対する調整を説明することができない。

3. 研究目的と枠組み

本稿では、李立三路線時期における党、団、労働組合の関係を検討し、行動委員会の成因とその特徴を分析する。また、行動委員会を切り口として、李立三路線前後の中共の組織とイデオロギーを検討する。

以下のアプローチを設定する。第1に、李立三路線前後の党、団、労働組合の関係を比較する。第2に、行動委員会の形式および変容を分析する。第3に、組織原則を理論と実態に分けて検討する。第4に、コミンテルン及びその指導下のキムとプロフィンテルンを考察範囲に入れ、その役割を分析する。

¹⁰⁾ 田明、岳謙厚(2016)「一九二七年至一九三七年黄色工会問題再探討」『中共党史研究』第8 期、31-40頁。

¹¹⁾ 王永璽、趙巧萍(2013)『新編中国工会史』北京:中国工人出版社。中国工運研究所編写組編(2020)『中国工会簡史』北京:中国工人出版社。王永璽主編(1992)『中国工会史』北京:中共党史出版社。顔輝、王永쮛(2008)『中国工会縦横談』北京:中央党史出版社。

¹²⁾ 熊子雲主編(1989)『当代国際工人運動史』北京:団結出版社。于文霞(1987)『国際工人運動史』沈陽:遼寧人民出版社。中共中央党校、国際工人運動史教研室編(1988)『国際工人運動史』北京:中共中央党校出版社。

4. 資 料

資料は三つの部分から構成される。第1には、中共中央の指示、指導者た ちの文章や演説である。『中共中央文件選集』(以下、『中央文件』と略す) と『建党以来重要文献選編』(以下、『建党以来文献』と略す)では、中共中 央の決議や通知と指導者たちの演説、報告、電報を収録する。地方について、 中央公文書館と地方公文書館が編集した『地方革命歴史文件彙集』では、地 方党組織の情報を収録する。『中央革命根拠地歴史資料文庫』(以下、『中央 革命根拠地文庫』と略す)では、党、政府、軍に分けて中央ソビエト区に関 連するコミンテルンと中共の文書を集める。『中国青年運動歴史資料』(以下、 『青年資料』と略す)では、青年団に関するコミンテルン、キム、中共、青 年団の文書および指導者の文章を集約する。『中国工会歴史文献』(以下、『工 会文献』と略す)では、中国労働組合の指導機関が中共の成立から建国まで の中共中央文書、機関紙、指導者の文章を含める。第2には、コミンテルン に関する資料である。『共産国際、連共(布)与中国革命档案資料叢書』(以 下、『コミンテルンと中国革命』と略す)では、コミンテルンと中共の関係 への研究に対する最も重要な資料の一つである。『国際共産主義運動歴史文 献』、『国際共産主義運動史文献史料選編』、『蘇維埃連邦歴史文書選集』、『共 産国際文件類纂』、『蘇連共産党代表大会、代表会議、中央全会決議編集』で は、国際共産主義運動の全体像と中共の独自路線を反映する。第3には、指 導者の年譜、伝記、回顧録であり、これらの資料は政策形成において指導者 の考え方への考察に価値がある。

5. 研究の構成

第一章では、李立三路線前の党、団、労働組合の関係を整理する。第一節では、青年団の発展、党団関係、コミンテルンの青年団への関与をまとめる。 第二節では、労働組合の発展、党労働組合関係、労働運動を担当する党機関の変容に注目する。第二章では、行動委員会について考察する。第一節では、 行動委員会の発展過程を整理する。第二節では、地方の行動委員会および中央出先機関とその行動委員会の形態を検討する。第三章では、行動委員会の性質を分析する。第一節では、コミンテルンと新中共中央の行動委員会に対する批判を検討する。第二節では、行動委員会がどの程度に組織原則を違反したことを分析する。

第一章 党、青年団、労働組合の関係

1. 青年团

(1) 青年団の発展

1920年8月、上海社会主義青年団は成立した。1921年8月、張太雷はキムの指示に従って青年団を再建した。11月、青年団の運営は再開した¹³⁾。1922年5月、青年団一全大会ではキムに参加することを決議した。1923年8月、青年団二全大会では中共三全大会が確立した統一戦線の方針を受け入れた¹⁴⁾。1925年1月、青年団三全大会では中国社会主義青年団を中国共産主義青年団に改名した。

1930年6月27日、青年団は李立三路線を受け入れた¹⁵⁾。8月初め、全国暴動計画を実行するために、李立三は中共中央総行動委員会(以下、総行委と略す)を設置した。総行委の下に、青年団の中央指導機関は総行委青年秘書処に改組された。8月15日、青年秘書処は会議を開催し、青年秘書処の組織と工作について議論した¹⁶⁾。

^{13) 1925}年9月7日、賀昌は「中国共産主義青年団の5年間の奮闘」で、青年団が1920年8月に成立し、1921年5月に解散し、1921年11月に再建したと述べた(『建党以来文献』第二冊、475-482頁)。

^{14) 1923}年11月から、青年団は中共の指導下に、中国国民党に参加した。1924年1月後、大多数 の団員は国民党に入った。

^{15) 「}軍閥戦争と団の任務」(『青年資料』第七冊、698-709頁)。

¹⁶⁾ 袁炳輝は「中行委は成立し、青秘工作は正式に始まり、C.Y. の中央各部の工作は急いで交代 した。今週の月曜日には各部の工作者全体会議を招集し、全国総行委の成立意義と経過状況を

青年団は中共六期四中全会の勝利者として、捨てられた労働運動のリーダーに矛先を向けた¹⁷⁾。その後、青年団は中共の六期四中全会に従い、1930年6月から1930年11月末までの方針を否定し、路線闘争を工作の基礎とした¹⁸⁾。1931年3月15日、中共は青年団の五期四中全会決議に認めた¹⁹⁾。

(2) 党団関係

1922年5月、青年団一全大会で採択された規約は、党団関係に触れていなかった²⁰⁾。5月15日の「中国社会主義青年団と中国の各団体との関係の議決案」では、「中国の既存の政党の大部は反動的な政党である。我々は反動的な政党に対して攻撃的な態度をとるが、民主革命の政党に対して援助の態度をとるべきである」と提出し、中共との関係を明言しなかった²¹⁾。7月、中共二全大会では、青年団がキムの指導を受けるとともに、中共と協力することを提出した²²⁾。1923年6月、中共三全大会では、青年団の組織に援助する

報告して討論した。会議は精神がよく、中央の決議に完全に同意した。各部の職員の約3分の 1 は青年秘書処に残り、他は中行委に別途分配された」と報告した(「中行委青年秘書処第一 回会議記録」、『青年資料』第八冊、58-65頁)。

- 17) 1931年1月12日「団中央局の党四中全会に関する決議」(『青年資料』第九冊、25-28頁)。
- 18) 「中国共産青年団四中全会決議」において、「一、全会では党の四中全会の決議に完全に同意する。二、団の四中全会では、昨年の六月から十一月末までの団の中央局の路線を断固として批判する。三、四中全会では、右派裏切り者からの団が破産したという悲観的な暴言を叱責する。逆に、左、右の機会主義分子に反対する闘争で、団は思想上に強固になる。四、四中全会では各級の団部にボリシェヴィキの自己批判の精神を行い、自身の工作中のすべての欠点と誤りを暴露するように呼びかける。同時に、現在の団はすべての必要な前提条件があり、現在の状況を転換し、すべての工作の根本的な転換を実現し、青年労農の主要な階層を奪取し、真の大衆組織になることを保証する。五、団はこの任務を実現するために、二つの戦線での絶対的な調和しない闘争を行わなければならない。右傾は現在の主要な危険である」と述べている(『青年資料』第九冊、91-100頁)。
- 19) 「中共中央から少共四中全会への手紙 青年団の三つの中心任務」(『青年資料』 第九冊、 101-104頁)。
- 20) 『青年資料』第一冊、124-134頁。
- 21) 『青年資料』第一冊、139-141頁。
- 22) 「少年運動問題に関する決議案」において、「中国社会主義青年団と中国共産党の関係について、青年労働者のすべての経済と教育利益のための奮闘の方面で、中国社会主義青年団は独立的な団体である。一般的な政治運動について、中国社会主義青年団は常に中国共産党との協

方針を確立した²³。7月15日の「本団と中国共産党の関係 - 政策、工作、組織 -」では以下の三点を提示した。第1に、コミンテルンの規定により、政治上に青年団は中共に服従し、工作上に青年団と中共はそれぞれの工作内容を分業し、組織上に青年団は独自の組織運営を維持する。第2に、党がまだ足を踏み入れていないところにおいて、団は党の工作を担うべきである。第3に、団員の大多数が党員であるため、党が彼らを異動することは青年団の弱体化を招く²⁴)。8月25日、青年団二全大会では、青年団がキムと中共の指

定で約束すべきである」。「両団体の親密な関係と各種の運動の円滑化を促進するために、大会は両団体が互いに各級組織に代表を派遣する必要があると考える。この任務をどのように実現するかについて、両団体の中央執行委員会は実際の状況に応じて協議して決定すべきである」と述べている(『中央文件』第一冊、83-86頁)。

- 23) 1923年6月の中共三全大会で採択した「青年運動決議案」において、「第三回大会では青年 運動が本党の重要な工作の一つであることを認めたため、党は社会主義青年団に対して組織上 と指導上の援助を与えるべきである」と述べている(『中央文件』第一冊、153頁)。
- 24) 「本団と中国共産党の関係は、もともと昨年9月の間にすでに本団中央執行委員会と中国共 産党中央執行委員会の合同会議で決定された。各地にこの決議に従って執行することを通達し た(中央十七号通告を参照し、通告全文は先駆十六号に掲載された)。この決議は、その後の 両団体の関係を以下のように規定している:(1)中国共産党と政治主張を協定する以外に、中国 社会主義青年団は完全に自主的な権力を持つべきである。(2)両団体の各級執行委員会会議は、 相互に議決権のある代表一人を派遣して出席させる。本来、コミンテルンの規定によれば、社 会主義青年団(あるいは少年共産団)は政治上に共産党に従わなければならない。本団は、中 国共産党と政策を協定すべきであると規定し、中国共産党に絶対に従うべきであると決めてい ない。当時、このように決定した原因は、本団が三、四千人の団員を有し、全国大会を通じず、 急に中央執行委員会が中国共産党に絶対的に従わなければならないと決定すると、意外な誤解 や反動が起こらないと確保できないからである。中国共産党中央委員会の諸同志も、この意味 を深く理解し、さらなる要求を出さず、上記の決議に同意した」。「しかし、この一年間の事実 によって、私たち自身は進歩せず、これをうまく実現しなかったため、本団と中国共産党との 関係は、奇妙かつ不明な状態に陥っていた。我々は本団の発展のために、このような誤りを早 めに修正しなければならない」。「本団が中国共産党の助けを借りて成立して発達したことは、 極めて明らかな事実である。これに感謝している。私たちは中国共産党の助けに反対しないだ けではなく、中国共産党がこれから私たちにより多く、より大きな実力と智識の助けを与える ことを望んでいる」。「私たちは中国共産党が中国共産主義運動の中心であることを認める。本 団は中国共産主義運動の一部であり、私たち両団体は言論的にも行動的にも、親密な一致する 関係を結成しなければならない。中国共産党は彼の力を尽くして団を助けるべきであり、団も 我々の力を尽くして中国共産党を助けるべきである |。「団と中国共産党は、いずれもコミンテ ルンの旗の下に活動し、全世界のプロレタリア階級(特に中国プロレタリア階級)の解放のた めに奮闘し、その関係は手足兄弟のようなものであるべきである。例えば中国共産党は兄であ れば、本団は弟である」。「私たち両団体は同じくコミンテルン組織の下にあり、同じプロレタ

導を完全に受けることを再確認した²⁵⁾。また、「本団と中国共産党の関係に関する決議案」では、「大会は本団と中国共産党の関係が完全にコミンテルン第三回大会の「コミンテルンと共産少年運動に関する決議案」第五節の規定に従っていると決議する」と示した²⁶⁾。文書で言及した「コミンテルンと共産少年運動に関する決議案」では、青年団が国際においてコミンテルンの

リア解放のために奮闘し、私たち両者の政策に対する意見は、当然に一致を求めるべきである。 共産主義運動には分裂を避け、分裂は自殺である。私たちはどうしても万難を排除してこの運 動の一致を擁護しなければならない。運動の一致を求めるには、共産党の政策に完全に従うこ とをさらに決定しなければならない。根本的な理由は、共産党が政党であり、彼の政治に対す る観察が私たちよりもはっきりしているからである。彼は共産主義のすべての運動の指導者で あり、彼と協定すると、私たちの幼稚な政治的智識は運動を誤らせる。しかも、これはコミン テルンが決定した原則であり、各国はそうであり、私たちは規律を守るために、このような規 定を早期に採用する必要がある。私は今回の大会で、中国共産党の党綱を正式に認め、今後に 中国共産党の政策に完全に従うと決議することを願うし、「ただし、中国共産党の政策に完全に 従うべきであるが、工作上と組織上は、独立自主ではなければならない。本団の工作と組織が 独立しないと思っているのであれば、いっそ中国共産党の一部として中国共産党に入ったほう がいいと思っている。有名無実のままやっていけば、本団は決して発展の見込みがないと断言 する」。「私たちが青年運動を目的とする団体であり、青年の中に活動して青年の独特の奮闘を 行うことは、もちろん私たちの最も重要な工作であり、私たちは大部分の力でこのような自分 の独特の工作をすべきである。我々は実際の活動において、中国共産党と工作の責任を定める」。 「しかし、共産党支部のないところで(例えば成都、太原、衡州など)、団の地方団は事実上、 共産党の工作を担当せざるを得ない。共産党の工作を主としなければならないところがあり、 例えば普通の労働運動がないと、青年の労働運動はありえない。このような現象は、共産党の 運動がまだ発展していない時代に必ず起こるものである。荒地を開いて共産党の前駆とするこ とは、我々が果たすべき責任である。しかし、私たちはこのようなところで共産党の工作を行 い、共産党の発展を準備すべきであるが、自分の工作を極力に行い、自分の土台を安定させな ければならない」。「団の組織独立は、我々がこの必要を感じているだけではなく、中国共産党 中央委員会の諸同志も力説している。しかし、我々の現在の事実は、共産党支部のない地方団 を除き、まだ独立しない状態にあることが多い。中国共産党が自由的に団の職員と団員を異動 すること(もちろん共産党党員を兼ねる人に限る)は、団の組織独立を保つことができないよ うにする。その原因の一つは、団自身の内部に組織が完全ではないことであり、もう一つは中 国共産党が事実上、団のある重要な団員(共産党党員を兼ねている)を異動しなければならな い理由がある。言い換えれば、団の XX 団員の多くは中国共産党党員であり、中国共産党党員 の多くは団員である。そのため、多くの団員は事実上、中国共産党の調達を受けて共産党の工 作をしなければならない | (『青年資料』 第一冊、323-329頁)。

- 25) 「少年国際第三回大会報告に関する決議案」、「中国共産党第三回大会報告決議案に関する」 (『青年資料』第一冊、357-360、361-362頁)。
- 26) 『青年資料』第一冊、360-362頁。

指導を受け、国内においてコミンテルンの各支部、すなわち各国共産党の指導を受けることを規定した。ただし、このような指導が政治上に限られ、青年団は組織上の独立を保たなければならない。また、青年団と中共の分岐はコミンテルンとキムが解決すべきであり、中共は青年団に自分の意見を受け入れるよう命令することができない²⁷⁾。

以上より、1923年まで、党団関係は以下のように確立された。政治上に、団は党の政治指導に従う。工作上に、党と団は工作内容を明確に区分するが、相手の組織がまだ構築されていない場合に、相手の工作を兼任することができる。組織上に、団は組織の独立性を有する。団は党の指導を受けるが、本質にはコミンテルンとキムの一部である。注意すべきは、工作と組織の独立は非常に曖昧である。まず、ボリシェヴィキの体制において、政治は工作と組織を含むすべての核心である。政治指導のために、青年団の人事を中共が調整しても不思議ではない。政治上に団を指導し、組織上に団を助けるということは、団の人事を決定することである。また、報告で述べたように、団員の大部分が党員であるため、両組織の工作と組織は大きく重なっている。

1924年以降、党団の混同はますます表面化になった。1924年5月20日の決

[「]共産派青年組織と共産党の関係は、根本的に他の革命青年組織と社会民主党の関係が異な る。できるだけ早くプロレタリア革命の総闘争を行うために、最大限の統一と最も厳しい集中 は必要である。政治的指導や影響は、国際的な範囲でコミンテルンにしか属さないが、国内で 各国のコミンテルンの支部(すなわち各国共産党)に属する」。「共産主義の青年組織の責任は、 この政治の指導(党綱、策略、政治に関する指令)に従って総革命の戦線に参加することであ る。各国の共産党の発展程度の違いにより、この原則も例外的な応用があり、コミンテルン及 びキムの執行委員会は各国の状況に従って協同して決定する |。「共産主義の青年組織は、自分 の団体にすべての政治上および策略上の問題を討論し、何らかの態度を持っていても、自国の 共産党に協力して行動し、すべて可決された決議案に従い、決して反対しない。共産主義の青 年組織と共産党の間に極めて深刻な異なる意見があれば、共産主義の青年組織はコミンテルン 執行委員会に訴える権利がある」。「共産主義の青年組織は政治上の独立を有しないが、決して そのために組織上の独立を取り消さない」。「革命闘争の効果のために、最も厳格な集中と最大 限の統一は必要である。歴史上に、青年と党が従来に極めて密接な関係にある各国において、 このような状態は、大まかに言えば、維持すべきである。青年と党の間に異なる意見があれば、 コミンテルンおよびキムの執行委員会は共同で解決すべきである」(『青年資料』第一冊、383 -384頁)。

議案では、青年団の「党化」を指摘した²⁸⁾。中共は党団混同の欠点を提起したが、工作上の党団合併を引き続き進めていた²⁹⁾。1925年1月、中共四全大会の「青年運動に対する決議案」では、組織と政治の関連性によって、団の独立性が共産主義運動に支障があると指摘した。解決策が説明されていなかったが、決議案では団が絶対的に党の指導を受けることを強調し、青年団が独立して青年工作を担当することを提示した³⁰⁾。しかし、1926年1月17日、青年運動を青年団が独自に担当する規定は廃止された³¹⁾。

1925年1月、青年団三全大会では、党団の混在を指摘しており、25歳以上の成員ができるだけ党の工作を担当し、25歳以下の成員ができるだけ団の工

- 28) 1924年5月20日「S.Y. 工作と C.P. 関係決議案」において、「私たちの青年運動について、過去の経験から見て最大の欠点は S.Y. の工作と党の工作が離れられないことである。この欠点の成因について、(一) 同志たちは青年運動の社会改造への重大な意義を無視する。(二) 第三回党大会以前に候補党員の制度が規定されず、各地方委員会は年長者を S.Y. に加入させる。それは S.Y. 組織を不明にする。このような誤りは全国各地に波及し、安源と長沙では特に顕著である。(三) 党の工作は多いため、同志の数は足りない。しかも上述の第二の原因では、S.Y. があり、C.P. のないところがある。S.Y. はまた多くの成年団員を有し、党は S.Y. に党の工作を担当すると命令せざるを得なかった。その結果、工作は同じであるため、S.Y. が共産党化となることは、党の工作統一と直接指導に障害する。政治運動と労働組合運動は同様である。S.Y. には多数の成年分子がいるため、青年情緒が不足し、青年自身の利益を代表せず、青年大衆と隔離する」と述べている(『中央文件』第一冊、240頁)。
- 29) 1924年9月「中共中央、青年団中央の民校工作の協力方法について」において、「(一) 各地の民校工作をめぐって、S.Y. 地方は C.P. 地委または区委の直接指導を受けるべきである。 C.P. のない地方において、S.Y. 中央は C.P. 中央から通告に基づいて指導する。(二) 各地の C.P. と S.Y. の民校で働く同志は党団に合併し、党団は C.P. 地委または区委の直接指導を受ける。 党団が会議を開くとき、S.Y. 地委または区委は一人を派遣して出席させなければならない」と述べている(『中央文件』第一冊、297頁)。
- 30) 「青年運動は共産主義運動の一部の重要な工作であり、共産党はこの一般的な共産主義運動の総指揮者であるため、青年運動が共産党の指導下にあることは間違いない。ただし、青年運動の発展は青年自身が担当すべきである。しかし、組織工作は政治工作によく関連しているため、少年共産団が絶対的に組織上の独立と政治上の党の指導を受ける原則を固守することは一般的な共産主義運動に妨害する。つまり、少年共産団は政治上に絶対的に党の指導を受け、青年工作の範囲内で自由に活動する可能性がある」(『青年資料』第二冊、75-79頁)。
- 31) 「中国共産党、中国共産党共産主義青年団中央通告-党と団が今後の学生運動を共同指導する」において、「過去の全国学生運動は、完全に団が指揮していた。これは私たちが過去に学生運動を軽視した誤りである」。「今後、各地の学生運動は党と団の双方が指導し、学生団体の党団書記は現地の党の執行機関が指定する」と述べている(『中央文件』第二冊、4-5頁)。

作を担当するという基準を提出した $^{32)}$ 。しかし、党団は依然として混同されていた $^{33)}$ 。1926年7月、青年団は党団関係の混乱を説明しつつ、党組織のあるところで党団合併を実行すると指示した $^{34)}$ 。さらに、中共は青年団の工作

- 「組織問題決議案」において、「C.P.との関係が確定されたが、確実に執行されないため、 32) 組織上と工作上に C.P. と混在することは、団務の発展に障害する |。「団と C.P. の関係を確認 する。大会では一九二四年の C.P. 拡大会議において C.P. と C.Y. 関係の決議案、C.P. 第四回全 国大会の青年運動の決議案、キム第四回大会の C.Y. と C.P. 関係決議案の原則を受け入れ、党 と団の具体的な関係を以下のように規定する:A. 団は政治的性質を持つ組織であり、特に青 年労働者の利益の争い、学生大衆の文化運動などに注意して青年を政治活動に参加させるべき である。B. 団の政治活動は、党の監察と指揮を受けるべきである。団組織があって党組織の ない地方に、団中央は党の指揮に従い、党のためにその組織を発展し、その工作を代行すべき であり、同時に党は団の教育や訓練を助けるべきである。C. 党と団の各級執行委員会は常に 互いに代表を派遣し、各支部幹事会は必要な時にも、互いに代表を派遣する。二十五歳以上の 団員は、入党に紹介させられる。二十五歳以下の党員は、団員を兼ねるが、重要な工作を担う 場合に、必要のない場合に団に参加しないことができる。重要な工作を担う団員は、二十五歳 に過ぎても、まだ団内に残るべきである。同時に、若い団員を年長者の代わりに指定すること は徐々に推進すべきである。団内に重要な工作を担う党員兼団員の去就は、党団中央部あるい は各級執行委員会の共同決定を経なければならない。D. 団を青年化しなければならないが、 同の政治活動を弱めるのではなく、政治活動において団は党の指導を受け、党と一致して行う べきである。E. 党員は団に団員を紹介し、団員を兼ねる時に、規約に従って団費を納め、党 費を納めない」と述べている(『青年資料』第二冊、59-64頁)。
- 33) 1925年9月、青年団の「中央報告決議案について」において、「今後、中央はキムにもっと 密接な関係が発生し、キム中央の詳細な指導を得るために、常に全団の工作状況を報告する」 と述べている(『青年資料』第二冊、310頁)。「本団の現在任務決議案について」において、「共産党及び共産主義青年団は、様々な方法を尽くして中国労働者階級の闘争を助けている」と述べている(『青年資料』第二冊、311頁)。「組織問題決議案」において、「党と団の関係は、第三回大会で極めて詳細に規定された。この8か月間に、各地の党と団の関係は、依然として第三回大会組織問題決議案が規定した党と団の関係の各項目で行うことができない。C.P. は工作のために団内の担当同志を異動し、団組織の極めて大きな損失をもたらした。そのほか、党員と団員の年齢および工作は依然としてはっきり分化されていないため、これは団の発展に妨害した。拡大大会では、現在の党団関係の問題がすでに新しい決議案を作ることではなく、本団の第三回大会の決議案を確実に実行することを C.P. に要求することであると考える。党団関係は、全団の工作の進行に影響する。各級の執行委員会は極力して決議案に従い、この工作を整頓することに注意すべきである」と述べている(『青年資料』第二冊、316-320頁)。
- 34) 1926年7月、青年団の「組織問題決議案」において、「党団関係は悪い。党と団の工作はあまり分化されない。党は団の責任者を異動させ、代表を派遣して団の会議に出席することをしていない」。「これから、同志が参加するすべての社会団体の中では団組織を設置すべきである。 C.P. 党員がいる場合に、党員と団員は党団を結成すべきであり、団は別の組織を設置しない」。 「また、党団関係は前回の大会および拡大大会決議の精神に従って確実に実行すべきである」 と述べている(『青年資料』第三冊、195-200頁)。

を党の工作の一部として、政治上だけではなく、工作上にも青年団の独立性 を弱めた³⁵⁾。同年10月18日、キムから青年団への指示では、青年団内に党団 関係に対して不正確な見方があることに注意した³⁶⁾。

- 35) 1926年7月「C.P. 第二次拡大会の中国共産主義青年団工作に対する決議案」において、「しかし、共産主義青年団は青年自身の利益のための闘争と一般文化運動を指導し、党の指導下に政治闘争を行う青年革命組織である。過去に中国共産主義青年団は依然として自身の使命を果たさず、今後、青年の大衆化ができないことに注意して直さなければならない」。「党と団は一度の年齢の分化があったが、党組織のないところが多いため、団組織を先に構築しやすいところがよくある。党組織のないところで、団は党組織の設置を支援し、党組織の設置前に党の各種決議を実行しなければならない。同時に、党組織があって団組織のないところで、党は団組織の設置に助ける」。「党の団に対する指導と援助については、団の独立精神を保つことに注意すべきであり、団の行動に干渉せず、逆にその工作の発展を阻害してはならない。各地は下層の党と団の組織関係を整頓することに注意し、勝手に団内の担当同志を異動することができない。団員を兼ねる党員は、積極的に団の工作に参加し、団員の積極的な活動を指導する責任を果たすべきである。同時に団は工作から積極的な活動分子を育成し、下層の指導力を充実することに注意すべきである」。「とにかく、中国共産主義青年団の工作は、その青年の大衆化を求めることに注意する。同時に、党は団の工作を党の指導下の一部の工作と見なし、これに確実な指導と援助を与える」と述べている(『青年資料』第三冊、219-221頁)。
- 1926年10月18日、キムは中国の党団関係に言及し、「いくつかの西洋の共産主義青年団は党 組織が弱いまたは成立しない時に成立した。これらの団は常に政党の責任を負い、党を組織し、 コミンテルンの政策のために奮闘する。この状況は当時の客観的な環境による結果である。そ のため、これらの団は革命の労働運動の重要な歴史使命を担うことができる。党が形成して健 全になり、党の政治工作や労働運動への影響が事実になったとき、団は徐々に真の青年組織と なる」。「環境と状況は異なるが、中国の C.Y. は最近も似たような状況に直面している。国内 の民族革命の情勢に、党と団は労働運動と民族革命運動において実際的な指導的地位を持つ必 要がある。この場合に(運動の指導的地位を得る必要がある場合)、中国共産主義者の力の集 中は求められる。ただし、今まで、まだ党組織のないところが多いため、団が役割を単独で遂 行し、党の問題を解決する必要があることは明らかである。このように、団は歴史上の重要な 工作の使命を負わなければならない」。「しかし、この内容に対して、このような三つの観点が あることは違いない。(一) C.Y. は青年の共産党である。(二) C.Y. は共産党の予備隊と候補者 の学校である。(三) C.Y. は労農青年を教育しようとする組織である。少なくともこの三つの 観点を分析する。第一に、C.Y. は青年の共産党である。この言葉は全く間違っているが、団の 以前の客観的な状況によって、すなわち上記のとき、団は党と一緒に政治工作をしなければな らなかった。ただし、青年運動は共産党の工作の一部であり、共産党と異なる政治的問題がな い。このような観察は、従来の団の政治環境と何人かの同志の不十分な考慮による結果である。 しかし、中国の団は過去から現在までの工作環境の異常のため、この観察は依然として C.Y. の 活動の指導者に信じられている。そのためには、この傾向をどんな形をとっても絶対に防ぐべ きである |。「第二に、C.Y. は党の候補者の学校と予備隊である。私たちはこの文を書いた人が 何を言っているのか分からない。C.Y. は独立した革命団体と言えば、団員を階級闘争の精神に 育てるなど、党の指導下にこの方法によって大勢の民衆を党に参加させる。青年運動組織の独

1927年4月から5月にかけて、中共五全大会の「共産主義青年団に対する工作決議案」では、党が勝手に団の幹部を異動して団の工作を阻害したと指摘した。しかし、この決議案による解決策は団の工作を青年化にすることであり、すなわち団員の最高年齢を21歳に下げることである³⁷⁾。注意すべきは、1925年1月に青年団が提出した年齢限界は25歳であり、1926年10月にキムは年齢限界を23歳にして、1927年5月に中共は年齢限界を21歳にした。陳独秀の報告のように、青年団に参加する人がすべて若者であれば、党が団から幹部を異動することは不可能になる³⁸⁾。しかし、この案では青年団の範囲を縮

立を減らす傾向が含まれていれば、団を党の青年部、学校、青年団のような狭義の付属の組織 にしたような言葉が起きれば、この言葉は完全に間違っている。団組織は青年運動(経済の要 求、青年の特殊心理など)を考慮するものからである」。「第三に、C.Y. は労農青年を教育する 組織である。このように団の問題を決定するのは絶対的に間違っている。教育を重視し、政治 問題や青年運動の責任に注意しないのは社会民主党の定則である。数年以来、キムの革命者は、 機会主義者の第二インターナショナルと争い、青年大衆に階級闘争の精神を与えるための教育 を行ってきた。これらの同志がこの意見を擁護しているのは、明らかにこの問題の内容を知ら ず、機会主義者の観察に退歩した」。「前に述べたように、あなた方と党の組織上の関係を正確 に解決することは重要である。党と団の接触、党の団への指導は必ず非常に有力である。党の 団での代表は、中央、区委、地委から支部まで、非常に健全でなければならない。最も良い同 志を選んで相互関連の職務に任せる。同時に、党は団に対する指導を急ぎ、団の書記は党の会 議で時間通りに報告し、工作を報告し、問題を提起する |。「キム中央執行委員会は、次の各点 を指摘する必要があると思っている。1、団は必ず系統的に党を強固させ、党に最優秀の同志 を提供する。2、同時に、党と協力し、会議によって、必要に応じ、団の活動分子を動員して 党に工作させる。当然ながら、団員を異動して党に工作させることは、団の工作に妨害や中断 さえしない(あなた方は、このようなことをよくする)範囲内になければならない」と指摘し た (『青年資料』第三冊、268-281頁)。

- 37) 「C.Y. は党の指導下に青年プロレタリア階級の革命の組織であり、その任務は共産党主義の 宣伝、共産党の意識と政策の影響を革命青年大衆に拡大し、彼らを共産主義の旗の下に共産党 が指導した各種の闘争に積極的に参加させることである」。「今後、党は積極的に団の工作を指 導し、精神と物質を団に援助すべきである。党団の分化および団の工作発展のため、団員の最 高年齢は二十一歳に下げるべきである」(『中央文件』第三冊、90-92頁)。
- 38) 1927年4月29日、陳独秀は「第四回代表大会が開催されたとき、共青団員は党員より多かった。現在、党員は共青団員より多い。若い世代の組織はより少ない。これは、第一に、共青団中央があまり強くないこと、第二に、我々が多くの共青団員を異動して党の工作にさせ、共青団の幹部を減少したからである。今の共産主義青年団では若者ばかりではない。一部の少年先鋒隊員は年齢が超えていた。したがって、共青団は青年の中で工作を展開すべきである。共青団は青年化が必要であり、少年先鋒隊もそうすべきである。共産主義青年団員に参加するのはすべて青年であれば、党が彼らの中から成員を引き抜くことは不可能である。しかし、党は確

小した。

1927年5月26日、青年団四全大会では、青年団が同時にコミンテルン、キム、中共の指導を受けることを表明した³⁹⁾。8月7日の八七会議では、党団間の互いに代表を派遣する制度を強化した⁴⁰⁾。11月、中共は自身の組織構造を調整するとともに、党と団のつながりをより緊密にするために、互いに代表を派遣する制度を強調し続けた⁴¹⁾。これに対して、青年団はいくつの決議で党団関係を説明した。その中に、「中国共産党代表報告決議案に対して」では、団が中共の指導下に、反右傾主義闘争を展開するようと表明した⁴²⁾。「政治任務決議案」では、青年団内の党団関係をめぐる多数の観点を取消主義と見なした⁴³⁾。決議案に挙げられた不正な観点はいずれも党団関係の混乱

かに共産主義青年団に注意することが少ない。これは党の過ちである。党も共青団も、相手が 自分のところから成員を引き抜くことを恐れている」と表明した(『コミンテルンと中国革命』 第五巻、364頁)。

- 39) 「中国共産青年団第四回全国大会宣言」において、「キムと中国共産党の指導下に、中国共産青年団第四回全国大会は彼の現在の重大な使命を達成した」。「大会は一致して真摯で断固たる態度で、コミンテルン及び中国共産党第五回大会の中国革命前途に対する決議を受け入れ、全体団員とすべての圧迫された青年労農学生大衆を党の指導下に一致して動員する」と述べている(『青年資料』第三冊、439-445頁)。
- 40) 「党の組織問題決議案」において、「党と青年団の関係は、極めて厳格な変更が必要である。 各級の党部と団の互いに代表を派遣する原則を確実に実現し、団部代表が議決権を有し、そして青年団の団員大衆を党の政策問題の討論に参加させる必要がある」と述べている(『中央文件』 第三冊、305頁)。
- 41) 1927年11月14日の「最近の組織問題の重要な任務決議案」において、「党と青年団はほぼ全く関係がない。これは組織上の非常に大きな欠点であり、最近の期間中にこれを修正しなければならない。党と団の支部、区委、県委あるいは市委、省委は、互いに密接な関係が発生して互いに代表を派遣する。党部の各級委員会は定期的に団の工作報告を聞き、彼らに指示する。党は団に対して政治上と物質上の援助を与えるべきである」と述べている(『建党以来文献』第四冊、640頁)。
- 42) 「中国共産党代表報告決議案に対して」において、「拡大大会は党代表報告を聞いた後、最近の中国共産党中央臨時政治局の拡大会議決議案が八七会議及び反機会主義の精神を続けたと考える」。「団は党の正しい政治指導下に、全団同志を指導し、この決議案を実行し、機会主義を最後まで闘争する」。「拡大大会では各級団部(支部から中央まで)が党中央政治局拡大会議のすべての重要決議案を詳細に討論し、団のすべての工作方針が党拡大会議精神に基づいて建設すべきであると指示する」と述べている(『青年資料』第三冊、526-527頁)。
- 43) 「政治任務決議案」において、「党と団の指導機関は、党団関係に対する観念が非常に間違っている。団の指導機関は団が党の政治指導に従うべきであると誤解し、指導すべき青年労農

の実態によるものであったが、決議案では団が党の指導を受けつつ、組織の独立を保つという曖昧な解決策を出した。「組織問題決議案」では、親密な党団関係を構築し、互いに代表を派遣する制度を堅持しなければならないと提出した⁴⁴⁾。「政治規律決議案」では、18歳または16歳以上の団員が党に異動され、団が文化と児童に関する工作を担当するしかできないという取消主

大衆の闘争を放棄した。党は団の工作に対しても、確実に指導と援助を行わず、団が誤りを犯 すことを恐れ、不必要な制限を団に加え、多くの闘争の進行を妨害する」。「反動勢力の高揚に より、団の発展は多くの困難に遭遇し、一部の同志は団の根本的な問題を疑い、甚だしきに至 っては団の組織を廃止すること、党に完全に合併することを主張する。国民党の方法に基づい て党内に青年部を設置して青年運動を管理し、あるいは青年化の意義を誤解し、団を児童運動 と文化工作に注意させ、入団の年齢を下げ、団の現有の幹部を党に分化させ、このように力を 集中して党の発展を助けることができると主張した。第三の観念は、党を機会主義の組織と見 なし、党が団の活動を妨害し、団がすべての闘争を単独で指導し、プロレタリアの唯一の先鋒 となり、党の役割に代わると主張した」。「我々は、本当に広範な青年労農大衆を指導して団の 影響下にさせ、党が指導した一般闘争に参加させてこそ、党を助ける。これらの主張は、機会 主義の誤りを犯したことを十分に表現し、団を消滅し、あるいは団を第二インターナショナル の社会主義青年団にする」。「先鋒主義の傾向は同じ誤りを犯し、共産主義青年運動がプロレタ リア運動全体の一部であることを認識してない。共産青年団は青年プロレタリアの先鋒組織だ けであり、共産党こそプロレタリアの唯一の先鋒である。先鋒主義が生じた主な原因は、過去 の機会主義に反対する方法の不適切と、下層青年労農の中に大衆工作をする方法が見つからな かったためである。これを早期に是正できなければ、第二党が形成する危険に至る」。「拡大会 議は、以上の様々な傾向や観念が取消主義の危険を犯し、団内の工作がパニックに遭遇する表 れであると考える |。「各地の党と団は組織上に絶対的に分離すべきであり、団の組織上の独立 性を維持する。闘争で党と団は合併してはならないが、互いに代表を派遣する方法を確実に実 行し、党団を親密にする必要がある。党が党内の団を軽視する習慣を消滅し、団の誤った観念 を消滅し、団の工作に対して積極的な指導と援助を行うことは希望される」と述べている(『青 年資料』第三冊、527-533頁)。

44) 「組織問題決議案」において、「各地の党団関係が悪いことは、一部の党部の担当同志が党団関係に対して正確な認識を有しないため、団を助ける責任を果たさず、団に軽視して不必要な制限を加えることからである。最も重要なのは、各地の団部は党団関係に対する機械的な認識があり、自分の責任と勇敢な闘争の決意を真に理解せず、党の助けに頼りすぎることである。今後の重要な原則は、前線に立って積極的に闘争を指導できる団だけが、親密な党団関係を築くことができることである。一般原則としては、団員の反党の誤った傾向を是正し、活動分子を党に輸送することが必要である。さらに、地方(例えば福建と広東)の最悪の現象は、党団組織の混合であり、実際に団の組織を廃止することである。今後はこれを直し、団の組織と工作を回復し、各級の党と団の互いに代表を派遣する方法を確実に実行する」と述べている(『青年資料』第三冊、548-549頁)。

義の主張に言及した450。

中共中央が右傾と批判された後、青年団がある程度に革命の主導者という役割を演じることは、コミンテルンと中共の不安を起こした。1927年12月5日以降、コミンテルンから見れば、団が党を越えてストライキなどの活動を指導することは党の機会主義への反抗であったが、先鋒主義の現れでもあった。その後、コミンテルンは青年団の先鋒主義とそれにかかわる党から離脱する傾向に警戒した400。党と団は「中国共産党、中国共産主義青年団中央通告第六号 - 党団関係について」で、青年団の三つの不正な傾向を批判し、入団の年齢制限を25歳あるいは28歳に引き上げるという先鋒主義の観点に言及した。通告による解決策は以下の三点がある。第1に、党と団は互いに代表を派遣し、相手の意見を聞いて議論する。第2に、兼団員の党員は団の工作に関与し、団は優秀な団員を党に引き合わせる。第3に、党は団に対する指導を強化する。このとき、団組織を弱体化して党の一部にすることと、団組織を強化して党に代えるという二つの考え方があったが、解決策は、党の団に対する指導を強化することだけに注目した。また、工作の分岐を上級団組織と党組織に報告する必要があるが、上級党組織だけは決定権を持ってい

^{45) 「}政治規律決議案」において、「特に深刻な誤りは彼らが取消派の主張を提出し、十八歳あるいは十六歳以上の団員を党に分化し、団の政治任務を軽減し、団が文化工作と児童工作に専任すると主張することである。この主張は中央の指導を完全に違反ものである。その結果は、団を消滅して社会主義青年団に変える」と述べている(『青年資料』第三冊、551頁)。

^{46) 「35}ミトキエヴィチからコミンテルン執行委員会への手紙」において、「共青団は党を越えて運動を指導するしかない (例えば蘇州で、運動期間中に党委員会自身は共青団委員会からの指導を要請した。河南省の紡績工場で、党員たちはストライキに反対し、共青団はストライキをうまく組織して勝利した。漢口で、党の委員会は軍事衝突期間中のいかなる工作を拒否し、共青団は刑務所の犯人を救出した、など)。上海での盲動主義も共青団の先鋒主義も、上層指導部の機会主義への抗議を絶対的に間違った形で反映している」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第七巻、159-168頁)。

^{47) 1928}年1月の「54ベルジンの書面報告-中国の現在情勢に対する評価」では「党と共青団の間の断絶を削除し、党は共青団を指導する」と提出した(『コミンテルンと中国革命』第七巻、258-277頁)。「55ミトキエヴィチからコミンテルン執行委員会への手紙」では中共が直面している様々な問題をコミンテルンに報告し、青年団の先鋒主義が克服されていないだけではなく、かなり深刻であることを指摘した(同前、278-298頁)。

た⁴⁸⁾。1928年1月13日の「先鋒主義と取消主義」では、先鋒主義を取消主義 に帰着する方式と異なり、両者を異なる傾向として、先鋒主義がより危険で あると説明した⁴⁹⁾。2月15日、向忠発は、青年団と中共が分裂していく状況 を報告し、党の機会主義路線が団の先鋒主義をもたらしたと示した⁵⁰⁾。

青年団の独立性に対して、党が団を支配することは強化された。1928年1月21日、「中国共産党、中国共産党共産主義青年団中央通告第二号 - 党団関係について」では、党団関係が好転する兆しがないことを表明し、前回の党団関係に関する指示を修正し、団が党に質疑しえない原則を確立した⁵¹⁾。い

- 48) 「中国共産党中国共産主義青年団中央通告第六号 - 党団関係について」において、「第一の 観念は、団が中国に特別な工作を有しないと考え、団組織の廃止を主張することであり、党の 担当同志の中にはこのような主張がある。団の廃止を主張する人は、団の組織を廃止すれば、 党の力を強化できるようであると考えるが、廃止の結果は青年労農における党の影響の消滅で あるため、完全に取消主義の誤りを犯したに違いない」。「第二の観念は、団を文化運動の組織 と見なし、すべての労農政治闘争に党が指導し、団が文化工作と児童運動に専念できることで ある。この観念はやはり以前から党が青年運動への指導で機会主義の誤りを犯した遺毒の表現 である |。「第三の観念は、団が党を代える先鋒主義の傾向であり、党の組織と政策が完全に機 会主義の誤りを犯し、団がすべての闘争を指導してプロレタリアの先鋒隊になるべきであり、 団を青年共産党にして入団の年齢制限を二十五歳あるいは二十八歳に上げると主張する |。「先 鋒主義の傾向は、根本的に機会主義に反対する方法の不当によるものである |。「党は団の発展 を助けて組織を強化することに注意すべきである。団部がない場合や団組織が弱い場合に、党 は有力な同志を派遣して団の工作に担当させる」。「以上に指摘した各現象と党団関係を整理す る具体的な方法は、現在の闘争の緊張の状況で極めて重要な意義がある。各級の党団は真剣に 確実に実行すべきである。これだけで党の団に対する指導を強化することができ、団を広範に 発展させることができる。各級の党と団部はいつでも執行状況を上級機関に報告すべきである」 と述べている(『青年資料』第三冊、577-582頁)。
- 49) 「先鋒主義と取消主義」では拡大大会の決議で言及した二つの思想の誤りについて説明した。 簡単に言えば、先鋒主義は急進と左傾の観念であり、青年団を唯一の革命の組織として、青年 団が中共から離脱することを主張し、青年団が党となる傾向をもたらす。取消主義は穏健と右 傾の観念であり、青年団を非公開で運営すると主張し、青年団の撤廃を招く(『青年資料』第 三冊、559-563頁)。
- 50) 「62向忠発からコミンテルン執行委員会への手紙」において、「中国共青団の先鋒主義は党が過去に表れた機会主義による党に失望する結果である」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第七巻、313-315頁)。
- 51) 「そのため、党と団中央は、前回の党団関係に関する通告の第六項の「党の組織は弱くなり、 機会主義の誤りを犯して変更しない。労農運動への指導を放棄する場合に、団は党と団の上級 機関の政策によって、党員大衆に連絡して現地の労農運動闘争を指導すべきである」という団 の昨年11月中央局拡大会議決議案が現在の状況にあまり適用しないと考えている」。「前記の規

わゆる党団の親密関係は事実上に、党と団の境界をさらに曖昧にする。「団を重視する」とは、青年団自体への重視ではなく、団に対する支配を重視することである。7月10日、中共六全大会では、青年団にかつて現れた先鋒主義がなくなり、取消主義がまだ存在すると指摘した。党団関係について、会議では青年団が組織の独立を維持する必要性を強調したが、逆に団が党に幹部を提供すべきであることを明確にした⁵²⁾。7月、青年団五全大会の「組織問題決議案」では、中共六全大会の決議案に従って作成された⁵³⁾。同会議に

定は、まだ悪影響が発生していないが、現在の複雑かつ争いが緊張している革命環境において、党と団(特に下層組織)が党の政策に対して極めて明確に認識しない場合に、将来的に極めて悪い影響や結果を引き起こすことができる。このような危険を未然に防止するためには、前記規定の適用を一時停止する。各級の団部は現地の党部の指導に従うべきであり、これは団が政治問題に対する意見や主張の発表を禁止するわけではない。党が決定した後、団はすぐに実行すべきである」。「過去に、党団の関係が悪く、党の側に確かに一部の党員は消極的、臆病的、腐敗的、指導機関の政策が動揺し、青年運動を重視せず、団に悪い影響を与える。これは党が努力して是正すべきことである。しかし、団の同志は責任がないような位置に立って党の誤りを批判した。このような無責任な批判は、失敗後の過激な知識人の衝動を表現し、労農大衆の意識を代表せず、極めて悪い現象である」。「同時に、党は団を軽視する誤った観念を直すべきである。事実には、団に対する指導と援助を強化し、団と親密な組織と工作の関係を築き、特に闘争が緊張するとき、党と団の関係をより密接にすべきである」(『青年資料』第四冊、12-16頁)。

- 52) 「C.Y. 工作決議案(草案)」において、「大会は党組織と C.Y. の相互の正しい関係を築く必要があると考えている。党組織と C.Y. の相互関係は C.Y. が党の政治指導下に働くと同時に、完全な組織上の独立性があることである。この目的を達成するために、(一) 党組織は C.Y. に政治指導と物質支援を急ぐ。(二) 党と C.Y. の上級機関から下級各機関までは互いに代表を派遣して会議に参加させる。(三) 党委員会は C.Y. の問題を体系的に議論し、特に重要な問題があれば、党全体の組織で議論する。(四) 党は C.Y. 内部組織の独立性の問題に関与すれば (C.Y. の成員を異動して入党させるなど)、C.Y. と相談し、完全な同意を得て実行できる。同意を得ない場合には、党と C.Y. の上級機関に提出して解決を求める。(五) 党員組織のないところにおいて、団は自分で独立して成年大衆の中に発展するが、党の政治路線の指導と援助を受け、党の組織を強固して構築する。(六) 党は常に団員を兼ねる党員を指導し、団に対する政治的影響を増加する。(七) 団は常に党に必要な積極分子を供給する」と述べている(『青年資料』第四冊、134-138頁)。
- 53) 「A. 党団関係の重要な原則は、団が党の政治指導を受けて工作し、組織上の完全な独立性を維持することである。B. 団内には八七会議以来の先鋒主義傾向の残存を消滅すべきであるとともに、党内にはまだ一部存在する政治上と組織上に団に対する取消主義傾向を消滅し続ける。C. 党組織のないところに、団は成年大衆の中に発展するが、党の政治路線に従って工作する。D. 団はその工作が妨害されない範囲にできるだけ積極分子を党に派遣し、入党して工作させる。党は団員を兼ねる党員の役割を発揮することに注意し、彼らを通じて団に対する政

よる団規約では、青年団と中共およびキムの関係について、団が党の下部組織ではなく、キムの支部とプロレタリア青年の独立組織と表明した⁵⁴⁾。その後、取消主義と先鋒主義への粛清は引き続き行われた⁵⁵⁾。

イデオロギー面について、ソ共権力闘争の影響を受け、1929年8月15日、 青年団五期二中全会ではコミンテルン及び中共の反右傾と反機会主義運動に 関与した 56 。10月、キムは青年団が政治闘争に応じたことに賛同した 57 。

1930年以降、中共は青年団に工作転換を要求し、党が直接に関与して団を 転換させることを強調した。そのほか、中共は青年団に不満を示し、1930年 5月5日に、団が党を満足させないことに言及し、団に幹部交代などを要求 した⁵⁸⁾。さらに、6月11日の「新たな革命高潮と一省または数省の首先勝利」

治的影響を強化すべきである。E. その他の一般的な党団関係は、いずれも党の第六回大会と 団の第五回大会の組織決議案及び規約に従って行われる」(『青年資料』第四冊、159-160頁)。

- 54) 「一、中国共産青年団はキムの支部であり、キムの綱領と規約を認め、そして彼のすべての 決議と指導に従う。二、中国共産主義青年団はプロレタリア青年の革命の政治組織であり、広 範な労働者青年を吸収して革命の闘争に参加させ、闘争の中から彼たちに共産主義の教育と訓 練を与える。中国共産青年団は中国青年労働者の唯一の組織であり、都市と農村で搾取された 青年のすべての政治、経済、文化の要求を賛助する。三、中国共産青年団はプロレタリア青年 の独立的な組織であり、中国共産党の政治指導下に働き、彼の規約と綱領に従う」。「キムと本 団の綱領と規約を認め、年齢が十四歳以上かつ二十三歳以下のすべての青年は入団することが できる」(『青年資料』第四冊、160-171頁)。
- 55) 1928年10月2日「中国共産主義青年団中央通告第五号 現在の政治状況、党の策略と団の工作」において、「党団の意見が小さい差異ある場合には、下級団部に誇張した通告を出し、無形に団員大衆に党に対する悪影響(例えば河南)を与える。これらの現象はすべて先鋒主義の残留である。これを是正すべきである。同時に、党内にはまだ一部の団に対する取消主義観念がある(例えば河南党の省委員会委員の某は党と団の年齢標準及びその他のところを勝手に廃止し、党団組織を分離しようとしないことを宣伝した)。党に深刻に抗議し、確実な是正を要求すべきである」と述べている(『青年資料』第四冊、235-242頁)。
- 56) 『青年資料』第六冊、154-159頁。
- 57) 「キムから中国青年団の文書」において、「私たちは中央が国際と党の路線に基づいて、団を正しく右傾危険、取消観念、合法観念と作戦することに、極めて満足している」。「団は党とコミンテルンの路線に基づいて、断固として右傾危機と戦わなければならない」と述べている(『青年資料』第六冊、445-459頁)。
- 58) 「中共中央から中共青年団中央への手紙 団の政治、組織任務と路線について」において、「(一) 中共中央政治局は青年団問題について討論した後、青年団中央が確かに党、キム、団の五回大会の路線に立って奮闘していると考える。断固として取消派の各派と闘争する。そして、団の工作は転換し始めた。(二) しかし、現在の客観的な情勢と団の現状を考察して見ると、

から見ると、中共にとって、青年団はすでに革命から離れた⁵⁹⁾。

(3) 青年団とキム

コミンテルンとキムは、1921年3月から上海と北京の青年団に連絡し始めた⁶⁰⁾。 兪秀松と張太雷は6月のキム第二回代表大会に参加した⁶¹⁾。 キム第二回代表大会では、以下のように、中共と青年団の関係を確定した。第1に、青年団は中共の政治指導を受けるが、組織独立を維持する。第2に、党と団は相手の組織を構築し、互いに代表を派遣して相手の会議に参加する。第3に、党員と団員の年齢限界は20歳から23歳の間であり、具体的な年齢限界は各国が自ら決定すべきである⁶²⁾。

各方面は私たちを満足させることができない。(三) 団内にはプロレタリアの基盤が弱く、産業支部を広く設置していない。(四) 団内の政治生活における特に深刻なのは清談危険であり、話すだけで工作せず、漠然として学院式の公式を暗唱するだけで、実際の策略と具体的な働き方と方法を決定することに注意していない。(五) この革命情勢が鋭い状況において、青年団は自分の大衆工作と政治活動の遅れを深刻に認識しなければならない。(六) 団の政治活動は青年労働者大衆及び一般労苦青年大衆の特殊な利益と特殊な闘争を獲得する基礎の上に創立される。団はこの基礎の上で、党の路線を青年大衆に適切に応用し、青年の特殊な要求に合わせて青年に対する政策を確定すべきである。これは団の大衆工作と政治活動の方針である。最後に、私たちはこの手紙が団に到着した後、団が迅速に狭い団内の活動範囲を突き破り、大衆工作を急ぎ、政治活動を拡大し、団の工作をすぐに転換することを望んでいる。同時に、党は各方面から団の転換を助けるべきである」と述べている(『中央文件』第六冊、83-88頁)。

- 59) 「青年と婦人は革命闘争の重要な力である。我々は青年運動と婦人運動の傾向を無視することに断固として反対する。これは深刻な政治的誤りである。現在、どの闘争においても、青年と婦人の積極的な役割を認識し、党は積極的に彼らを革命の戦線に引きつける。党はより多くの方面で青年団の工作の転換を助け、団内の清談傾向に反対する|(『中央文件』第六冊、133頁)。
- 60) 『コミンテルンと中国革命』第二巻、188-192頁。
- 61) 『コミンテルンと中国革命』第二巻、193-198頁。
- 62) 「共産党と共青団の相互関係に関する決議」において、「共青団活動の新たな時期では、青年団と共産党の二つの組織の相互関係のより新たな形式およびより緊密な関係を要求する。これらの新たな情勢は基本的にプロレタリア革命チーム全体の唯一の指導者、すなわち共産党に対する政治上の服従、組織上の独立性の維持、共同闘争と工作中で緊密な協力を構築することを指す」。「その具体的な方法は、1. 青年の組織状況だけではなく、青年のすべての労働、闘争、青年労働者への教育などの問題及び共青団の各方面の活動を常に党組織と党員に報告すべきである」。「2. 党の組織と支部があって共青団のないところで、党組織は共青団の指導機関の協力下に、自ら青年団の支部と組織の設置を始める。逆に、共産党の支部や組織がまだ設置しないところで、共青団組織は自分のグループから年上の同志を選んで支部や組織の設置に協

1922年9月6日の「中国社会主義青年団中央執行委員会通告第十七号 - 本団と中国共産党の関係」によって、中共がコミンテルンの支部であるため、キムとコミンテルンの関係のように、青年団は中共と同様の関係を保ち、コミンテルンの規定に従う 63 。つまり、中共と青年団は原則上にコミンテルンによってつなげられた。12月、キムは中国の青年団に指示を出した 64 。1923年5月10日、キムは青年団のキムへの参加を認めた 65 。

力する」。「3. 共青団内に共産主義覚悟があることを維持するために、すべての年齢が20歳から23歳までの共産党員(各国党の代表大会や中央委員会の決定によって)は依然として共青団員を兼任し、積極的に団内の工作に参加する」。「4. 両組織の中央委員会内に代表を相互に設置する制度(工場支部から中央委員会まで、下から上まで代表をうまく設置すべき)は共産党と共青団の連絡の主要なルートである。また、青年団組織は自分の代表を通じて共産党の各部門(例えば、軍事組織、教育委員会、農村の宣伝部門、出版社など)と連絡を保つべきである」。「5. 共青団組織は共産党のすべての工作に参加する」。「6. 青年刊行物を強固し、党の雑誌を青年の中に伝播する」。「7. すべての党校は青年団に一定の席を提供する」。「8. 青年団の青年化の過程と超齢団員が共産党に転入する工作は、団と党の組織が互いに協議した上で、一定の計画に従って急いで行われるが、急いではいけない。一部の青年団と党の指導幹部を交換することができ、同時に新幹部の育成を急がなければならない」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第二巻、198-201頁)。

- 63) 「本団は第一回全国大会で本団がキムに加入することを決議し、本団がキムの一部であることを認めた。キムがコミンテルンに属するため、コミンテルンに規定された少年共産団(社会主義青年団)と共産党の関係は、本団が従うべきである」。「コミンテルンの規定によって、社会主義青年団(あるいは少年共産団)と共産党の関係は、キムとコミンテルンの関係と同様である。政治上に、社会主義青年団は共産党の主張に完全に従う。他のすべての青年利益のための奮闘において、社会主義青年団は独立した団体であり、完全な自主権がある。両団体の関係を密接にするために、互いに代表を派遣して会議に出席する規定がある」。「本中央執行委員会は中国共産党中央実行委員会の招待を受け、時局問題を共同で討論する。円滑化のために、両団体はコミンテルンで決定した原則を早めに採用する必要があることを深く感じている。そこで、二つの中央執行委員会はすぐに合同会議を開き、その後の両団体の関係を以下のように議決した:(1)政治的主張が中国共産党との協定以外に、社会主義青年団は自主的な権力がある。(2)両団体の各級執行委員会会議は、相互に議決権のある代表一人をこれに出席させる」。「本団の地方団組織があって共産党支部のないところで、または共産党支部があって本団の地方団組織のないところで、第2)の関係は実行しない」(『青年資料』第一冊、192-193頁)。
- 64) 「キム第三回大会の東方運動決議案」(『青年資料』第一冊、213-214頁)。
- (65) 「キムから中国社会主義青年団への文書」において、「青年団の最初の分子が非常に複雑であったことは当然である。このような複雑な分子はあなた方の団体の階級性を混乱させた。あなた方はこのような分子への反対によって強固になり、これは非常に適切である。あなた方の第一回全国大会のとき、あなた方のこのような団体への粛清は、大体に終わった。あなた方のあの大会の最大の意義は、内部の複雑な分子を粛清することであり、すなわち革命の規約の確

その後、コミンテルン側は青年団への指導を維持した⁶⁶⁾。その結果、中共とコミンテルンに分岐がある場合に、青年団はコミンテルンを完全に支持した⁶⁷⁾。コミンテルンは青年団の第二党傾向や他の社会主義団体との協力を禁止する一方で、青年団を自分の武器として中共に対抗することを望んでいた⁶⁸⁾。しかし、党が団に対する支配を強めるとともに、コミンテルン側は青年団の支持を得なかった場合があった⁶⁹⁾。そして、1930年以降、青年団を支

立を手段として、共産主義と縁のないすべての分子を拒絶することである。そのため、私たちは、あなた方のキムへの加入が絶対的に合格していると考える。今後、あなた方は私たちの親しい国際団体において平等な権利を持っている分子である」と述べている(『青年資料』第一冊、243頁)。

- 66) 1926年7月18日「73コミンテルン執行委員会極東局1926年6月18日から7月18日まで工作報 告」において、「中央政治局とその一部の委員とは常に最も緊密な接触を保っている」。「青年 運動問題はディミロフ同志が極東局のために準備している。彼は共青団中央書記のブリンスキ ー同志と密接な関係を保っている |。「中央の学生運動を自分の直接指導下に置く決定は青年団 への排斥と誤って解釈され、中央自身はこの決定に対して力を入れずに実行していることに注 意しなければならない」。「中央のすべての日常工作を真剣に理解するとき、私たちは党と青年 の相互関係の問題を研究して調整する | と述べている(『コミンテルンと中国革命』第三巻、 350-356頁)。1927年1月19日後の「154コミンテルン執行委員会政治書記処の中国共産党の組 織任務に関する決議」において、「労農青年工作は中国党の高度な重視を引き起こすべきである。 中共中央と地方組織は中国共青団組織及びその工作に最大の助けを与え、互いに代表を派遣す ることおよびその他の可能な方式を通じて共青団と非常に密接な関係を築くべきである |。「中 国の現在の情勢において、労農青年は革命戦士の骨幹を充実して中国共産党を充実する最も良 い材料である。共青団に対する党の援助は今でも不十分であり、党はより大きな援助を与える ことができる。共青団の各級委員会においてそれに対応する党委員会の代表を設置し、有機的 に共青団の工作に参加する必要がある」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第四巻、 88頁)。
- 67) 1927年2月5日「162ナサソフからキム執行委員会への手紙」において、「我々の中央委員会と上海委員会は党と異なり、コミンテルンの決議に断固として賛成し、江蘇省と浙江省の共青団代表会議も同様である。私たちの中央委員会は最初に発言した」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第四巻、105-110頁)。
- 68) 1927年8月26日「5シタロフからキム執行委員会への手紙」(『コミンテルンと中国革命』第七巻、26-30頁)。
- 69) 1927年9月17日「266ロイがコミンテルン執行委員会東方書記処会議で行った中国情勢に関する報告」において、「共青団の役割について、最近まで共青団は党に従う。団中央と党中央の間には何の分岐がない。コミンテルンのすべての指示を党中央が拒否した最後の時点で、団中央はコミンテルンの要綱に賛成する決議を採択した。しかし、これは純粋に表面的なステップスであり、大きな政治的意味がない。これは6月末に起きたことであった」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第四巻、440-459頁)。

配するために、コミンテルン側は直接に干渉し始めた⁷⁰。李立三路線における青年団の行動に対して、コミンテルンは、行動委員会の設置が李立三個人の誤りだけではなく、青年団中央と労働組合が李立三路線を支持したと意識した⁷¹⁾。だたし、コミンテルンは、李立三路線後に青年団を自分の支持者にする必要があり、青年団に対して極めて寛容な態度を取った⁷²⁾。したがって、極東局はさらに青年団中央を改組し、新たな青年団中央書記とソビエト区青年団中央局書記を任命した⁷³⁾。

^{70) 1930}年5月18日「229コミンテルン執行委員会極東局からコミンテルン執行委員会東方書記 処への手紙」(『コミンテルンと中国革命』第九巻、147-156頁)。

^{71) 1930}年10月20日「312コミンテルン執行委員会極東局からコミンテルン執行委員会への手紙」 において、「しかし、李立三の個人の誤りはこのすべてを解釈することができない。彼の冒険 主義の言葉はすべての指導者に受けられ、青年団中央と労働組合は抵抗なく自ら解散した」と 述べている(『コミンテルンと中国革命』第九巻、388-396頁)。

^{72) 1930}年10月23日「319キム執行委員会から中国共産主義青年団中央局への手紙」において、「キムは、中共中央政治局が以前の決定を取り消し、コミンテルン執行委員会の決議に賛同したことを知っている。私たちは、中国共青団中央局が力を合わせて自分の誤りを直し、コミンテルンが中共への最近の手紙で述べたコミンテルン執行委員会の路線を最も断固として貫徹し、共青団全体を動員して真の革命の実際の任務を実現し、党の指導下に主要な危険である右傾、左の偽革命空論、誰の指導も受け入れない空想を粛清することに疑わない」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第九巻、433-437頁)。

^{73) 1931}年2月「375コミンテルン執行委員会極東局からコミンテルンへの手紙」において、「当時の共青団委員は党よりも我々の影響を受けることが少なかった。逆に、この委員会は実際に立三主義への一掃をさらにある程度に抵抗し、私たちの指示を部分的に対抗していた。我々は非常に慎重で、断固として小さな外科手術を行わなければならない」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第十巻、116-143頁)。6月23日「409キム東方部から中国共青団中央局への手紙」において、「温裕成同志は私たちが手配した。あなた方は彼のすべての工作を解除することはあまりにも急いでいないか。共青団中央書記の候補について、現在に最も適している人選は秦邦憲同志である。中央書記処の構成員への決定を教えてくれる」と述べている(同前、337-338頁)。2月11日「369ベスパロフと温裕成と秦邦憲談話記録」において、「ソ区中央局の構成人員は、(1)顧作霖(局書記)、(2)賀昌(組織書記)、(3)陳昌浩(宣伝部長)、(4)共青団中央軍事委員会における温裕成の副手(李白萍)(局成員)、陸定一(局成員)である」と述べている(同前、73-78頁)。

2. 労働組合

(1) 労働組合の発展

中共指導下の中国労働組合書記部は1921年8月11日に成立し、8月16日に「中国労働組合書記部宣言」を発表した⁷⁴⁾。中国労働組合書記部の指導者は中共の中央委員が担当した。また、中共の労働運動は最初からプロフィンテルンにつながり、1925年5月の第二回全国労働大会において中華全国総工会は成立してプロフィンテルンに加入した⁷⁵⁾。総工会の成立前の1923年11月、中共は最も重要な産業で中国労働組合書記部が指導する労働組合組織を設置してきた⁷⁶⁾。総工会の成立後、中国労働組合書記部は撤廃された。1926年5月と1927年6月、第三回と第四回全国労働大会は開催され、蘇兆征は総工会委員長に就任した。1929年12月13日、総工会は労働者に中共の指導に従うよう呼びかけ、武装暴動によるソビエト政権の樹立を準備した⁷⁷⁾。その後、総

- 74) 『中央文件』第一冊、560-561頁。
- 75) 1921年10月23日「駐チタのプロフィンテルン代表のスマルスキーの手紙抜粋」において、「四人からなる中国共産党中央(臨時)委員会は選ばれた。中国労働組合書記部の本部主任はその一人である」。「中国労働組合書記処は今年8月11日に設置され、8月16日に中国労働者に対して自分の組織、目的などに関する特別宣言を発表した」。「中国労働組合書記部は中国共産党中央委員会の委員が主導しているため、党は完全に自分の工作につながって書記部を指導する。上記のように、中国共産主義者代表大会に決定された労働組合書記部は中国共産党中央委員会の監督下に働いているが、工作上に十分な独立性がある」。「中国労働者と労働組合運動は最初からプロフィンテルンと関連があり、1925年5月に全国総工会が成立された第二回全国労働大会で、中国労働組合は正式にプロフィンテルンに参加した」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第二巻、219-222頁)。
- 76) 1923年11月30日の「労働運動の進行方針決議案」では、全国総労働組合の成立前に、鉄道、 海事、鉱業の三つ産業に注目する案を作り出した(『中央文件』第一冊、202-203頁)。
- 77) 「中華全国総工会通告第三号 現在の全国政治情勢と我々の任務」において、「私たち全国 の労働者は労働者の利益を代表する共産党とその政綱を擁護すべきである。闘争で共産党の政 綱を実現するために努力してこそ、中国革命は徹底的に成功することができ、我々労働者階級 は真の解放の目的を達成することができる」。「現在の政治情勢で、全国労働者階級は政治的に 中国共産党の政綱とその政治主張に賛成する。これは最も革命的で、労働者の利益を代表する 政党と政綱である。各級の労働組合は大衆の中で宣伝を拡大し、大衆にこれを支持するよう呼 びかける。そして、断固とした闘争で、階級の力でこの政綱を擁護し、これらの政綱を実現してこそ、労働者の解放を達成することができる」。「労働者武装暴動の意義を宣伝し、武装暴動を積極的に準備し、ソ連を武装で擁護し、反動統治を覆し、政権を奪取し、改組派の匪賊の軍

工会は中共とともに全国ソビエト大会の開催を進めた⁷⁸⁾。1930年3月20日、 総工会は全国会議を開催し、革命高潮の情勢と反右傾運動を強調し、武装暴動をさらに急ぐことを求めた⁷⁹⁾。6月15日、総工会委員長の項英は、李立三 路線に従うと呼びかけた⁸⁰⁾。

(2) 党と労働組合の関係

中共は成立後にコミンテルンの指導下に労働運動を行い、党の経費もプロフィンテルンに提供されていた⁸¹⁾。ソ連側はコミンテルン、キム、プロフィ

事騒動陰謀を非難する」と述べている(『工会文献』第二集、315-320頁)。「中華全国総工会から全国労働者への通告」において、「中国のような混乱する情勢で、中国革命の勝利、民族の独立、労働者階級の解放を根本的に求めるために、この使命を最も担うことができ、中国問題を徹底的に解決する革命政綱があるのは、中国共産党しかない。彼は労農武装暴動で帝国主義の国民党の支配を覆し、軍閥制度を徹底的に消滅し、労農兵代表会議であるソビエト政権を構築することを主張し、現在の中国革命の十大政綱を提出した。本会は中国革命問題を根本的に解決して労農階級を本当に解放するために、共産党の十大政綱とその政治主張を実行してこそ、これを徹底的に解決できると考えている。本会は全国の工友に呼びかけ、共産党とその政綱を擁護し、闘争でこの革命の政綱を実現するために奮闘し、一切の反革命の政綱に断固として反対し、その欺瞞の陰謀を暴く」と述べている(同前、320-324頁)。

- 78) 「中華全国総工会の中国共産党中央執行委員会の全国ソビエト代表大会の招集を共同発起する提案に賛同するための返信」、「中国共産党、中華全国総工会の全国ソビエト区域代表大会を招集するための共同宣言」、「中国共産党の全国ソビエト区域代表大会を招集するための全国総工会への手紙」(『工会文献』第二集、441-442、442-444、445-447頁)。
- 79) 『工会文献』第二集、505-653頁。
- 80) 「中華全国総工会の工作とその活動 全総と各産総の組織、現在の政治情勢と全総の任務決議案について」において、「武装暴動の準備を急ぎ、農民、兵士、紅軍の力を合流させる」。「一省あるいは数省の首先勝利に努力する」。「世界革命はまず中国で爆発する可能性がある」。「全世界のプロレタリアは中国革命で勃発した後、日々世界革命の高潮を引き起こす」と述べている(『工会文献』第三集、48-60頁)。
- 81) 「プロフィンテルンと中共労働組合書記部は、経済関係のある組織である。中国労働組合書記部の工作計画と予算は、プロフィンテルンの承認を得なければならない。中共中央はコミンテルンの経済支援を受けない。必要な支出があれば、労働組合書記部はこれを調整する」(『コミンテルンと中国革命』第二巻、259-268頁)。1921年春の「張太雷のコミンテルン極東書記処への報告」において、「労働組合の組織をさらに強化し、これを中国共産党の発展と建設の基礎とする」と述べている(同前、96-98頁)。1923年5月23日「74コミンテルン執行委員会東方部から中国共産党第三回代表大会に出席する代表への指示草案」において、「中国共産党の基本任務は依然として力を蓄積し、労働者大衆を組織して教育し、労働組合を成立して回復し、これらを集中し、革命運動の基地を拡大し、大衆的な共産党を構築することである」と述

ンテルンを含む各国際組織を通じて中国革命を指導した⁸²⁾。その後、農民インターナショナル、国際婦人連合などは中国プロレタリア革命に関与した⁸³⁾。1922年7月の中共二全大会では、中共と労働組合の関係が頭と身体の関係であり、党が労働者を指導しなければならないと示した⁸⁴⁾。

1926年1月、全国労働運動討論会では、労働運動に対する党の指導をさらに強化すべきであることを提出した⁸⁵⁾。同会議の「労働運動における党の発展とその関係の決議案」によって、労働運動は完全に中共の指導下に行われ、党は労働組合に対して絶対的な指導権を持っていた。労働運動に対する党の指導強化については、決議の内容を四点にまとめることができる。第1に、党は労働組合において宣伝工作に重視し、労働者の支持を得る一方で、労働組合から党員を発展させる。第2に、労働組合に党団を設置し、党団を通じて労働組合を指導する。第3に、中共の工作機関、すなわち職工運動委員会

- 82) 「1921年3月の間、コミンテルン全権代表のシュミアツキーは彼に外交人民委員会、プロフィンテルン、キムの全権を与えることを要求した。東方工作を1922年春までに指導した」(『コミンテルンと中国革命』第五巻、586頁)。「ヴォイチンスキーの提案によると、1923年1月に極東に極東部ウラジオストク局は設立された。極東の各共産主義組織の活動を連携するために、各地の共産党、労働組合、共産主義青年団組織の工作を調整するために、ヴォイチンスキーはプロフィンテルンとキムの代表をウラジオストク局の工作に参加させ、さらに極東に威信のある工作能力のある共産主義工作機関の設置を提案した。そして、三人委員会が局の工作(コミンテルン、プロフィンテルン、キムはそれぞれ一人)を指導し、すべての工作をコミンテルンの代表が指導すると計画された」(同前、589頁)。
- 83) 1926年12月14日「140ラフィスのコミンテルン執行委員会極東局の工作に関する結論と提案」 において、「極東局を改組しなければならない。ソ連共産党中央委員の中に豊富な経験を持っ て傑出する党の職員はその工作を指導すべきである。極東局委員は五人まで増加すべきである。 ヴォイチンスキー同志は極東局に残る。キム執行委員会、農民インターナショナル、国際婦人 連合、プロフィンテルンなどの独立組織の全権代表は極東局の工作に参加すべきである」と述 べている(『コミンテルンと中国革命』第四券、49-51頁)。
- 84) 「労働組合運動と共産党に関する決議案」において、「共産党は人の頭脳であり、全体の労働者は人の身体である。そのため、共産党はどのような労働運動においても、先鋒と頭脳であり、いかなる労働組合の活動に注意し、適切な誠実かつ勇敢に労働組合の運動を率いる」。「共産党は労働組合とプロレタリアを率いる先鋒であり、労働組合と各工場委員会およびすべての労働団体の中で強力な団体を組織し、例外が少ない」と述べている(『中央文件』第一冊、76-82頁)。
- 85) 「中央報告決議案」(『中央文件』第二冊、13頁)。

べている(『コミンテルンと中国革命』第一巻、251-253頁)。

を通じて労働運動を指導する。第4に、青年団と労働運動の関係を強化し、 党と団は共同で労働組合を指導する⁸⁶⁾。そのほか、総工会が全国労働運動を

86) 「中国労働運動は起こしてから完全に中国共産党の指揮下にあるため、完全に中国共産党に 創造されたものである」。「労働組合は党に思想上の指導権があることを認め、党と労働組合の 組織上の連絡の構築を促進し、党は中心組織である。レーニンが党と労働組合の関係の重要性 を説明したため、私たちの共産党の労働運動は、党の組織を発展し、労働組合の中心になる。 党は労働組合においてすべての指導権を獲得するだけではなく、党外の大衆と密接に関連し、 労働者階級の最も積極、先進、密接な一部となり、それからプロレタリアの歴史使命を実行す ることができる」。「(一) 労働運動が組織されたところに、党の組織はそれに従って発展すべ きである。労働運動の責任を負う同志は、労働組合の組織および訓練に努力し、同時に可能な 範囲内で、各種の機会を利用して党の主義と政策を宣伝し、大衆を本党に対する深く理解して 認識させ、大衆を党に親密な関係を発生させ、いつでも労働組合の覚悟の勇敢な分子を本党に 参加させる。これによって、労働組合において党組織を拡大する。党の組織のないところに、 党組織を発展するために努力することは彼の重要な工作の一つである。(二) わが党は政策と 主張を労働組合に直接に命令できないが、労働組合の党団と支部はこれを間接的に労働組合組 織で実行して指導することができる。労働組合のすべての政策は、党の決定を経なければなら ない。そのため、各労働組合では、尽力して活動し、党団及びその支部を組織し、それを労働 組合の中心にして、労働組合運動を実際に党の指導下に置かなければならない。(三)党の職 工運動委員会について、彼の職任は労働運動の策略を決定し、労働運動のすべての活動を指導 することである。そして職工運動委員会が決定した策略は、党部が各工場支部で詳細に説明し、 実行する方法を検討する。労働運動を単調にならない。(四) 各級党部は所属する工場支部に 対して、組織および訓練に注意するとともに、この支部のすべての活動を指導し、特に労働組 合運動への指導に注意し、職工運動委員会とその産業労働組合最高党団の命令と政策の実行を 促すことで、党と労働運動の単純な発展の弊害を免れることができる。(五)党団の役割は労 働組合のすべての闘争の政策及び労働組合のすべての大体の方針を決定することであり、支部 は党員を教育して率いる。労働組合の責任者が非同志である場合に、近い同志は彼を包囲し、 彼に知らずに党団の政策を実行させる。ただし、党団が決定した大きな政策は上級党部が認め る必要がある場合に、党部の通達によって下級の党部が協同してこれを実行しなければならな い。工場の支部は同じ労働組合の党団である場合に、この労働組合の最高党団の命令を受ける 一方で、党部の指導に属する。(六) 各産業労働組合の下級党団は、直接に当該労働組合の上 級党団に属し、すべての命令を実行し、同時に地方関係のため、現地の党部の指揮を受けるべ きである。上級党団の命令がある場合に、当該党団は現地の党部に報告すべきである。現地の 党部はこのような命令や政策が地方のいかなる工作に妨害があると考えると、下級党団の実行 を停止させる。党部は上級党部にこれを報告するとともに、この地の党団は党部がこれを実行 しない理由を上級党団に報告する。迅速のため、党部は直接に上級党団と合意する場合がある。 この地域で臨時事故が発生した場合に、地元の党部は政策を決定する権力と直接指揮する権力 があっても、上級党団の根本的な政策に違反してはならない。(七)全国あるいは地方の総労 働組合の最高党団は、すべての工作または大きな策略だけで、管轄する下級の党団に直接に命 令する。しかし、ある政策を貫徹し、各地の衝突を避けるためには、中央と区党部あるいは直 接に各地の党部に通告し、ある種の政策の重要と内容を説明し、下級党団と支部の実行を協同 統合し、各産業労働組合を指導する必要性は強調された⁸⁷⁾。

注意すべきは、労働運動に関わる「党団」という言葉は中共と青年団の略称ではなく、政府、労働組合、農民協会など組織にある党の組織を指す。これらの党団は党の政策を執行し、大衆に影響する。支部は党団とともによく取り上げられる党の末端組織である⁸⁸⁾。両者は共に党の組織であり、同じ組織として運営する場合がある。

1926年7月、「職工運動決議案」によって、労働組合の党団は労働組合を指導し、労働組合は労働運動を行い、党は直接に労働運動を指導することができない⁸⁹⁾。ただし、党団による政治上の指導と党の直接指導は明確な境界がない。しかも大衆組織が一定の自主性が現れると、中共はすぐにこの方針を無視し、党の大衆機構に対する指導の強化を強調していく。1927年5月、中共五全大会では、党と労働組合の関係が正しくないことを示した。決議案によって、労働組合は完全に党の付属機関となる場合があり、党の指導から離脱する現象もあった。そして、決議案では、労働組合が党の指導下にあると強調しつつ、その独立性を失ってはならないと指示した⁹⁰⁾。これは間違い

して率いることを求める。時々あるところの工作について、最高党団は代表を派遣してこの地域の党部と共同で合意する。(八) 労働運動で C.P. を発展するとともに、C.Y. の発展に注意すべきである。必要な時に、C.Y. の担当同志を労働組合における党団に参加させる」(『中央文件』第二冊、14-17頁)。

- 87) 「産業工会の発展と統一問題」において、「全国総工会が全国労働者の連合会を意味するため、 私たちはこれを全国中央労働者連合会と見なす。この組織は、全国の各産業総工会によって全 国労働運動の最高機関となる。職権と言えば、全国総工会は全国の各産業総労働組合(すなわ ち各区の労働者連合会)を直接に指揮する」と述べている(『中央文件』第二冊、19-27頁)。
- 88) 1927年6月1日「中国共産党第三回修正規約決案(一九二七年六月一日中央政治局会議議決案)」(『中央文件』第三冊、142-155頁)。
- 89) 「中国労働運動は今まで本党の指導下に、特に五卅戸港労働者ストライキの中で最も顕著であった。そのため、本党の労働運動は党と労働組合の関係が密接であるかどうかという問題ではなく、本党の各級組織はどのように労働組合の形式によって広範な労働者大衆を指導して訓練するかという問題である」。「(甲) 労働運動への指導において、党は労働組合機関を完全に支配してはならない。(乙) 本党の工場支部を経て広範な労働者大衆に影響を与える。このようにして、過去の党団による労働組合機関への全面的な支配を党員大衆が労働者大衆に影響を与える労働運動に転換することができる」(『中央文件』第二冊、196-205頁)。
- 90) 「職工運動決議案」において、「党と労働組合は、過去に正確な関係がなかった。労働組合

なく自己矛盾した決議であった。これに対して、中共は労働者と農民への全面的な支配を求める一方で、労働者と農民の独立の必要性を奇妙に「深く理解している」とソ連側のペトロフに批判された⁹¹⁾。

1927年8月7日の「最近の職工運動決議案」では、党の労働組合に対する 支配を強調し、各級党組織の工人部を党委員会に直接指導される職工運動委 員会に改編し、全党の力で労働運動を指導すると指示した⁹²⁾。8月25日、工 人部は職工運動委員会に変わった⁹³⁾。

組織機関の調整によって、党の労働組合に対する支配が実現されたが、その支配は党と労働組合の混同を招いた。1927年10月19日の「労農運動に関す

は党の付属の機関となり、または労働組合は党の指導から完全に離脱した。労働組合の闘争は 完全に党の指導下にあるべきであり、同時に労働組合の独立性を失うことができない。具体的 に、党の労働組合に対する指導について、第一に、党の支部は大衆において役割を果たし、大 衆を完全に党の影響を受けさせるようにする。第二に、労働組合の機関には、党団組織があり、 党の意志が労働組合のすべての工作を影響する。そして、自然に労働組合の機関も大衆も、完 全に党の指導下にある」と述べている(『中央文件』第三冊、72-86頁)。

- 91) 「中国共産党は中国労働者階級の唯一の指導者であり、労働者階級に民族革命運動の指導的地位を得るために、労働運動に特に注意すべきである。労働者階級は強固な大衆の独立的な階級組織を有してこそ、民族運動において独立した政治勢力になることができる。各種の産業労働者に対して、これを我々共産党の指導下に、純粋的な独立組織になるように努める。ここから行き過ぎた行為が見える。共産党はここで、国民党の組織が労働者の隊列に入ることを許さないと言った。共産党は当時、すでに一つの誤りを犯し、すなわち党が労働者と農民の工作を支配しなければならず、国民党の組織が労働者と農民の隊列に入ることを許さず、国民党が労働者と農民の中に居場所があることを許さないと考えていた。これは誤りであり、国民党が労働者と農民の支持を獲得することは、国民党の革命左翼を強化し、右翼に反対するために根拠地を築くことができるからである。つまり、国民党を民主化させる。しかし、何人かの中国共産党党員たちはこれを理解していない。逆に、彼らは労働者と農民組織が完全に独立する必要性を奇妙に理解している」(『コミンテルンと中国革命』第六券、153頁)。
- 92) 「労働組合は真の労働者階級の組織であり、大衆の組織である。その一般工作機関から全国総工会までは、すべて本党の指導下に、大衆によって選出されたものである」。「労働運動は本党の基本的な工作であるため、それを一部の工作と見なす誤りを修正すべきである。全体の党はそれを指導すべきであるため、各級の党部の工人部を廃止し、職工運動委員会を設置し、党部委員会が直接に労働運動の党団を指導する」(『中央文件』第三冊、298-301頁)。
- 73) 「中央通告第八号 職工運動に関する」において、「各地の工部はすべて廃止し、工委に変更する。省委、区、県の各地では工委会を設置し、多数の労働者同志をこれに参加させる。職工運動の経験者は工委に加入し、依然として現地の党部に指導される」と述べている(『中央文件』第三冊、357-361頁)。

る中共中央の路線と策略について江蘇省委員会への指示」では、労働組合と 党組織を区分するために、大衆が自ら組織して運営する工場委員会の設置を 呼びかけた。また、決議によって、党が直接指導した秘密の労働組合は大衆 の参加がなく、第二党となった⁹⁴⁾。11月、「職工運動決議案」では、「党は労 働組合である」という現状の変更を指示したが、党と労働組合の境界を説明 しなかった⁹⁵⁾。11月14日の「最近の組織問題に関する重要な任務の決議案」 では、引き続き党が労働組合に代えることを避け、非党員の大衆を労働組合 に誘うことを要求した⁹⁶⁾。12月1日、中共中央の工作機関は部から課に変更 され、新たな常務委員会の指導下の組織局に属した。ただし、党報委員会と 職工運動委員会は組織局に管轄されず、常務委員会の直接指導を受けた⁹⁷⁾。

全党の力で労働運動を行うことは、党と労働組合の混同を強めた。1928年から、コミンテルンは、中共の指導下の労働組合が機能せず、総工会などの上層機関しか運営されていないことに不満を示した⁹⁸⁾。労働組合の形骸化お

^{94) 「}組織上に、労働組合と党の組織は明確に区分され、それぞれそのシステムがある。同時に上から下までの労働組合システムを構築し、各工場では大衆が自ら自分の工場委員会を選出し、そして工場委員会を宣伝し、労働者大衆に工場委員会が労働者から委員を選出して組織した労働組合であることを解釈する。労働組合は大衆が選出したものであるため、工場委員会を秘密にさせない。過去の労働組合は完全に秘密の第二党になり、大衆から隔離することはよくない」(「建党以来文献」第四冊、559-562頁)。

^{95) 『}中央文件』第三冊、504-519頁。

^{96) 「}下級の労働組合機関(工場委員会)には共産党員以外に無党の労働者を参加させる。党が 労働組合に代えることによる労働組合の成員が発展しない流弊を絶対に避ける。党は労働組合 の独立のシステムを構築し、支部を労働者大衆において核心的な役割にして、広範な非党大衆 を労働組合に誘致すべきである」(『中央文件』第三冊、468-477頁)。

^{97) 「}中央通告第十七号 - 党の組織活動に関する | (『中央文件』 第三冊、533 - 540頁)。

^{98) 1928}年1月「54ベルジンの書面報告 - 中国の現在情勢に対する評価」において、「中国の労働運動の総評価について、その利点と欠点を指摘すべきである。中国の労働運動の特徴は、すべての労働組合(少数の例外)が階級的、革命的な観点を持つことである。すべての労働組合(また少数の例外)はプロフィンテルンの中華全国総工会に参加しているが、中国の労働運動には極めて深刻な欠点が多い。主な欠点は労働運動の上層化である。各労働組合には中央委員会があり、それらは中華全国総工会に加入しているが、末端組織がないため、真の大衆的な組織ではなく、深い土台を築いていない。だからこそ、政治と軍事情勢の制約を深刻に受けている」。「末端組織がなく、代表大会がない場合に、ストライキ運動を指導するのは非常に難しい」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第七巻、258-277頁)。

よび労働者につながない状況を直すために、コミンテルンは工場委員会の設置を提案したが、中共に強く反対された 99 。コミンテルンによって、地方党組織だけではなく、中共中央は労働組合自体を成立しないまま、労働組合の党委員会を設置した 100 。1928年5月8日、コミンテルンは合法的または半合法的なやり方で労働組合を再建して運営すべきであると示した 101 。

1928年5月25日、中共は党と労働組合、秘密工会の労働者と党員が等しい 現象に言及し、総工会の役割を強化すると決定した¹⁰²⁾。しかし、党と労働

- 99) 1928年2月13日「61ジョンソンからロゾフスキへの手紙」において、「私たちの労働組合組織と党組織がこんなに緊密に結合しているため、党の労働組合委員会は私たちの労働組合となる。労働組合機関はここまで縮小するまたは圧縮されている。中華全国総工会は蘇兆征(総工会主席)一人で構成され、この主席団は存在しない」。「指摘されたこれらのいくつかの問題、その他のすべての問題、特に工場委員会の設置は、わが党と労働組合の活動家を非常に驚かせ、熱烈な論争を引き起こした。論争は1か月以上に行った。最初に、私の草案が四方八方に掃射されたが、今ではますます多くの人、ほとんどの人がこの意見に同意する」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第七巻、306-312頁)。
- 100) 1928年2月27日「68ジョンソンからロゾフスキへの手紙」において、「残念ながら、コミンテルン執行委員会の電報が労働組合の工作に一言も触れていないが、中国共産党はこの工作への見積もりが不足し、労働組合の工作と党の工作の違いがどこにあるのかわからないという愚かな観点がある。労働組合に対する愚かな観念や見積もりの不足は省の党組織だけではなく、中央にも存在する。例えば、(1)中央は工場委員会を設置しないことを決定した。私は自分の決議案でこの提案を提出し、少し前に開催した労働組合代表会議は工場委員会の設置のために宣伝を始めた。(2)労働組合指導の中心が廃止されたため、すべてはそうである。組織には、独立した労働組合機関が設置されず、党の労働組合委員会だけが残っている」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第七巻、348-350頁)。
- 101) 1928年5月8日「96ジョンソンとブローダからプロフィンテルン執行局書記処への手紙」において、「合法的または半合法的な存在の可能性を得るためには、補助的な組織形態を構築する必要がある」。「現在、一定の効力のある中華全国総工会の中央指導機構を構築してきた。主席団は三人の同志から構成し、その中の二人の同志は中央代表とともに党の労働組合委員会を構成している」。「黄色組合が強化されると同時に、我々の同志は労働組合を党と合併し、実際に中華全国総工会を廃止した」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第七巻、449-452頁)。
- 102) 「中央通告第五十号 職工運動に関する」において、「労働組合と党の混同は長い間に区別されていない。秘密労働組合に加入するのは党員であるという暴論があり、労働組合システムは構築されていない。これに対する解決策は、1、5月から各地の労働運動の経費は全総に分配される。2、各地では労働運動を担当するとともに、党の工作のために労働運動を担当する同志を異動することができない。3、これから各地の労働運動は、必ず全総と直接に関係する」と述べている(『中央文件』第四冊、217-221頁)。

組合が同じものとなる原因は、いわゆる「党と労働組合の違いを明らかにしない」という思想上の問題ではなく、労働組合の党組織または党が労働組合を完全に支配することである。労働組合の党組織が労働組合の代わりになったように、総工会にも党組織が存在するため、総工会を強化しても、総工会の党組織が総工会に対する全面的な支配が変わらないと、党と労働組合の混同が変わらない。1928年6月から7月にかけて、中共六全大会では、労働組合が党の下部機関となることに言及し、「すべての党と労働組合のつながりは、不正確な原則の上に成り立っている」と指摘した。しかし、党の支配が強すぎることへの解決策は逆に党の労働組合に対する指導のさらなる強化である¹⁰³⁾。この決議案に対して、コミンテルンは、大衆主導の工場委員会が党と労働組合の混同を解決する方案であり、中共の決議がコミンテルンの決議に合わないと示した¹⁰⁴⁾。

[「]職工運動決議案」において、「党支部、労働組合支部、工場委員会の間には正しい関係が 103) なければならない。個々の企業における工場委員会、党支部、労働組合支部の正しい関係を決 定しなければならない。現在、党支部や労働組合はしばしば混在しているが、このような組織 形態は政治的に組織的に極端に有害である。党支部は当該企業の労働者を政治上に指導する。 党支部に参加できるのは、一部の最良的な実際の工作で無党労働者に最も影響を与える者のみ である。一方、現在の白色テロの条件では、党支部と労働組合支部が混在するため、そのうち の一つが打撃されると、両組織とも破壊されてしまう。労働組合支部の幹事会や委員会では2、 3人の秘密党員だけで十分であり、残りは無党である。このような制度で、非党の労働者の革 命幹部を誘致して積極的に労働組合に参加させ、この企業の支部を保存することができる」。「党 は党団を経て労働組合を指導する。中国共産党は各総労働組合における党団を経てこそ、各地 および各中心区域の労働運動に対する指導を強固にすることができる。党は中国労働運動の指 導機関を強固にして、労働組合で得た地位の強化と拡大に努める |。「党と労働組合の組織上の 境界は明確でなければならない。白色テロが狂ったように共産党と革命労働組合に攻撃する中 で、労働組合と党の間には、正確な相互関係がさらに重要である。労働組合への指導は党団を 通じなければならず、しかも党団を通じなければならず、そのほかのいかなる指導形式を用い ることができない。労働組合に対していかなる決議がある場合に、労働組合はこれを実行する 場合に、党団を経て決議内容を討論して採決してから施行できる。党の決議やいわゆる命令を 直接に取ってはならない。特に党の決議を労働組合の新聞に公表してはならない」と述べてい る (『中央文件』 第四冊、367-384頁)。

^{104) 1928}年8月27日「129ワシーリエフからコミンテルン執行委員会東方書記処への手紙」において、「決議はどうして(コミンテルンのすべての決議とコミンテルンのすべての実践と完全に逆行している)、工場委員会が中国の労働組合の基盤組織になれないと判断した」。「第26節において、党と労働組合の関係に関するところを修正し、これらをコミンテルンの決議に一致

労働組合自体の権限について、中共六全大会の「組織問題決議案の要綱 | では、党が労働組合を完全に支配するための組織構造を設定し、「党は労農 会の上級機関(例えば産総、全総、省総、地方総労働組合、さらに各区代表 会議の執行委員会、省農協、区農協など)に党団組織があり、工場工房委員 会、労働組合支部(すなわち工場労働組合)、農郷協において、党団を組織 せず、すなわち支部の全体党団が党団の役割を果たすし、「各地のすべての大 衆団体の組織形式(または独自に党団を組織すること、もしくは支部が党団 の役割を果たすこと)は各地の党部が自ら決定するが、党団の役割の原則に 違反してはならない |、「党団は各級党部に属する組織であり、各級党部の指 導機関の指揮を受け、自分の組織システムと指揮システムを有しない。上級 機関における党団は、同団体の下級機関の党団を直接指揮してはならない(例 えば、鉄総の党団は各鉄道労働組合の党団を直接指揮せず、全総の党団は各 省総、各全国産総の党団などを指揮することができない)。そのため、労農 会の独立した組織システムと指揮システムを妨害してはならない。つまり、 労農会の上級機関はその党団の影響を受けて下級工農会を指揮することがで きる。だたし、上級党団は直接に下級党団を指揮することができない。同時 に、下級党部は管轄する党団に対する指導で、上級党部の各工作に対する方 針に基づいて、上級党団の行動に従う」と指示した¹⁰⁵⁾。ここで注意すべき 点は二つある。第1に、決議では工場委員会において党団を設置しない方案 を出した。これとコミンテルンの工場委員会による党と労働組合の混同を解 消する方針に合わせて見ると、党団の設置という政策自体が党と労働組合を 混同させるとコミンテルンに考えられた。しかし、決議では工場委員会にお いて党団を設置しないと示したが、逆に支部が党団の役割を果たすことを規 定した。これによって、決議による党と労働組合の混同を解消する方針は無 意味にある。第2に、上級労働組合の党団は下級労働組合の党団を指揮でき ないため、各級労働組合とその党団は事実上に分断される。労働組合とその

させる | と述べている(『コミンテルンと中国革命』第七巻、539-543頁)。

^{105) 『}中央文件』第四冊、451-466頁。

党団が党組織の一部であることは明文化された。ゆえに、このとき、党と労働組合の混同に対する反対は宣伝上のものにすぎない。また、この決議は1926年1月の「労働運動における党の発展とその関係の決議案」を修正した。1926年1月の決議によって、労働運動に関与した党部は決定権を有するが、党団は独立的な組織と工作システムがあり、支部を兼ねる場合に、上級党団と地方党部の指導を受ける¹⁰⁶⁾。つまり、1928年7月の党団を党の一部とした決議と比べると、1926年1月の決議では党の労働運動機関と労働組合支部または党団の協力関係を構築した。このような地方党部と党団の職能調整は1927年12月に鉄道労働運動から始まった¹⁰⁷⁾。

1928年11月以降、中共はコミンテルンの工場委員会について提案を受け入れた¹⁰⁸⁾。11月28日の「中央通告第十九号-職工運動問題」では、党が労働組合に代える状況を調整し、「党は過去に、労働運動を正確に認識せず、労働運動を他の工作と並立し、組織上に労働運動を担当する工人部を他の機関と並立し、その後、これを職工運動委員会に変更したが、工作上と関係上を変えなかった。そのため、党と労働運動の工作は党内に二つの工作システムが形成した」と指摘した。そして、通告では「労働運動は党の基本的な大衆工作であり、党全体の組織と力でこの工作を発展させるべきである。職工運動委員会は党の中央政治局と省委員会の下に専門的な研究と討論の委員会組織であり、執行機関や他の各部と並立する機関ではない。職工運動委員会のすべての決定と計画は、政治局と常務委員会の正式な採択と決定を経て党部に発表される。職工運動委員会は下級党部に命令できない。職工運動委員会

^{106) 『}中央文件』第二冊、14-17頁。

^{107) 『}中央文件』第三冊、533-540頁。

^{108) 「}中央通告第七十八号 - 職工運動に関する策略」において、「工場委員会は広範な大衆を団結する最高の組織形態である」。「赤色組合はプロレタリアの本格的な革命階級闘争の最強の組織であり、プロレタリア作戦の最も有力な赤い棒である」。「工場委員会は活発な組織であり、ストライキのとき、ストライキ委員会になり、ストライキの勝利後、赤色組合支部になることができる」。「工場委員会はまだ赤色組合ではないため、労働組合はそれを直接に指導することができず、党団の形でそれに影響を与えるしかない。むしろ、その本来の役割を失う」と述べている(『建党以来文献』第五冊、723-737頁)。

は下級党部と労働組合の党団支部に対する直接組織関係がない。職工運動委員会は政治局または常務委員会の決定を経て、党の名義で会議に参加し、工作の交渉を行う。各省は直ちに職工運動委員会を組織する。将来、各省総工会は正式に成立されるとき、職工運動委員会は廃止され、省総工会党団に代えられる」と指示した¹⁰⁹⁾。しかし、職工運動委員会が中共党内の労働運動機関から労働組合党団の移行形式となることは、党内組織の労働組合に対する直接管理を変えたが、党と労働組合の混同に触れなかった。そのほか、青年団の労働運動における機能は強化された¹¹⁰⁾。

1929年後半から、ソ共の権力闘争と黄色組合の影響を受け、中共は取消主義と機会主義への粛清を強調し、労働運動を急進化させた¹¹¹⁾。7月24日の「職工運動決議案」では、職工運動委員会の設置を推進し、党の労働組合における指導者地位を強調した¹¹²⁾。中共の急進化とは異なり、10月、極東局は、工場委員会、職工運動委員会、赤色組合を強化し、黄色組合での工作を続け、労働運動における総工会の強化を提案した¹¹³⁾。コミンテルン側の報告によ

- 110) 1928年12月5日「中央通告第二十三号(連字通告第二号) 青年労働運動の意義と現在の工作」において、「労働組合のあるところには、労働組合委員会の下に青年部を設置し、まず全総、鉄総、海総及び上総から組織を設置すべきである」と述べている(『中央文件』第四冊、747-754頁)。
- 111) 1929年8月30日「コミンテルン執行委員会政治秘書処の中国労働運動に関する決議案」において、「中国共産党の労働運動における最も主要な任務は、独立して発展中の経済闘争を領導し、この闘争を組織して準備することである。したがって、党内のすべての機会主義者に断固として打撃を与えなければならない。これらの分子は、国民党の黄色組合を通じないと動作せず、国民党の黄色組合の指導者を経て私たちの決議を実行すると主張している」と述べている(『中央文件』第五冊、744-761頁)。
- 112) 『中央文件』第五冊、276-321頁。
- 113) 「181コミンテルン執行委員会極東局から中国共産党中央政治局への手紙」において、「1、様々な誤りや不正確な傾向を克服するためには、労働組合の策略問題を全面的に討論し、政治局と極東局が共同で討論し、党の下部組織に通告する。2、政治局は労働組合の工作に注意し、極東局の決議が党に受け入れられた後に遅延なく実行されることに注目する。3、労働運動に関する文書を出版する際に、我々のすべての政治決議を具体化にして、簡単化にして、一般労働者が我々の政策を明確に理解できるようにする必要がある。4、私たちの行動と要求概要を遅延なく全国範囲内で発表する。5、黄色組合でどのように働いているのか、私たちがその中で何をしているのかを説明するためには、指示で通達する。6、指示状を出し、工場委員会の

^{109) 『}中央文件』第四冊、711-713頁。

って、極めて左傾化した中共は黄色組合の工作と工場委員会の基盤を強化する工作を無視するだけではなく、赤色組合を廃止する意図があった¹¹⁴⁾。12月14日、中共は極東局の提案を受け取ったが、すでに形成した急進的な政策を続け、赤色組合の公開活動で黄色組合に打撃し、党内と党が支配する労働組合の右傾思想を粛清し、かつての合法運動を機会主義と見なした。また、赤色組合の組織と発展を廃止すること、黄色組合とその指導者への闘争を放棄すること、黄色組合での赤色組合支部の設置を放棄することは右傾の取消派と批判された¹¹⁵⁾。反右傾運動の背景

意義と宣伝激励工作をどのように行うか、様々な条件と非法な場合にどのように工場委員会を 設置するかを説明する。7、わかりやすいパンフレットを出版し、工場委員会、その性質、役 割、ストライキの意義、戦闘階級の労働組合としての基礎と意義、などを説明する。8、党内 で運動を展開し、赤色組合に対するすべての取消主義傾向に反対し、赤色組合のあるところで 赤色組合を強化することを主張するとともに、私たちの工作全体の主な任務が、すべての搾取 者、帝国主義者及びその奴隷に反対するために、戦闘階級の労働組合を設置することであると 指摘する。9、中華全国総工会執行委員会は、船員、鉄道労働者、鉱工、冶金労働者、紡績労 働者などの主要部門の代表を可能な限り含むように拡大する。会員たちは対応する産業部門で 工作する。10、中華全国総工会は独立的な労働組合機構であり、二人以下の政治局委員は中華 全国総工会執行委員会を通じて党のすべての決議の実行を担当する。11、無党派者を戦闘の労 働組合の重要な末端組織に参加させ、すべての信頼できる党員労働者を彼らにその能力に応じ る職権に与え、彼らを将来の指導者として育成する。12、党のすべての労働組合への工作指示 を実行するためには、すべての大きな中心都市に党の職工運動委員会を設置する。これらの委 員会は中華全国総工会の地区委員会から独立する。後者は中華全国総工会執行委員会の指導下 に、可能な限りコミンテルン執行委員会の指示に従って結成したものである。13、合法的また は非法的な活動への開発に注意する。14、一人の同志は中国労働運動およびその組織と作用に 関する簡明なパンフレットを作成する。このパンフレットは上述の初歩的な任務が完成される ときに出版すべきである | と述べている(『コミンテルンと中国革命』第八巻、197-210頁)。

- 114) 1929年11月14日「184マーシーのコミンテルン執行委員会東方書記処における報告」において、「赤色組合運動は発展されていない。党は必要な工作をしていない。一部の同志は、中国革命の波が非常に高いと考えつつ、赤色組合運動の展開を提出したが、悲観的にこの問題を扱い、運動を展開しない。甚だしきに至っては赤色組合運動を廃止する傾向がある」。「合法と半合法の方式に対する発展と利用、合法と半合法と地下工作を結びつけることについて、党は大きな進歩を遂げた。党は多くの方面で多くの成績を出したため、これに対して我々は評価する。しかし、これらの成績はあまり基礎がない。工場委員会や支部を通じず、黄色組合の少数派組織によって工場のプロレタリア大衆における党の根幹を強化せず、赤色組合運動を強化していないからである」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第九巻、223-236頁)。
- 115) 「中央通告第六十二号 中国労働運動に対する国際決議案を受け入れる」において、「各地では、各工場委員会代表を集めて会議を開き、固定した各工場における代表会を組織して闘争

において、労働運動を進めるための多くの方式が禁止されるとともに、労働 組合の成立と支部を機能することは不可能になった¹¹⁶⁾。

(3) 労働運動に対する党の指導

1923年6月、中共中央は工人運動委員会を設置した。国共合作の方針が確立した後、上海と北京の党組織は労働運動委員会を設置して労働運動を進めた¹¹⁷⁾。中共中央は1924年1月に職工運動委員会、5月に中共中央工農部および工農部の中に工会運動委員会を設置した¹¹⁸⁾。1925年1月、中共四全大会では、中央工農部の中に職工運動委員会の設置を決定し、工会運動委員会を中共中央工農部の中央職工運動委員会に変更した¹¹⁹⁾。10月、中央工農部

や政治問題を議論し、工場委員会の発展を促す。これは将来のソビエトの組織基盤である」。「工場委員会は労働組合と混同せず、赤色組合支部のある工場における工場委員会組織は単独で存在する。工場委員会は闘争で、赤色組合の基礎となり、産業労働組合の基礎となるべきである。そしてこの組織の発展は、党が現在の闘争情勢において同盟ストライキを組織する有力な組織基盤となる」。「機会主義反対派は、完全に一貫して中国革命路線を廃止する路線に従い、労働運動復興を否定し、大衆闘争がまだ一部の抵抗闘争にすぎないと考え、攻撃策略に反対し、合法運動を主張している。これはまるで改良主義と変わらず、しかも大衆において、改良主義よりも危険である。党と赤色組合は労働運動において、このような思想を断固として粛清して党内に残さないようにする。赤色組合の組織と発展を廃止し、反黄色組合とその指導者に闘争を放棄し、現在の闘争情勢を疑うということは、すべて最右傾の危険であり、必然的に取消派の道を歩む。党は断固として戦う。これらの傾向を厳しく粛清してこそ、取消派の思想を根本的に粛清し、党の労働運動における正確な策略の実行と実現を保証する」と述べている(『中央文件』第五冊、576-592頁)。

- 116) 「労働組合を設置できず、党支部が機能しないことは深刻な問題である」(『任弼時年譜 (1904-1950)』、141頁)。
- 117) 『組織史資料』第一巻、94、261頁。
- 118) 1924年5月「労働組合運動問題の決議案」において、「(甲)中央委員会工農部には、一つの工会運動委員会を設置する。(乙)各地方委員会の工農部にも、一つの工会運動委員会を設置して労働組合運動を管理し、中央工農部の命令を実行する」と述べている(『中央文件』第一冊、234-239頁)。
- 119) 1925年1月、中共四全大会の「職工運動に対する決議案」において、「一、中央工農部に、 一つの職工運動委員会を設置する。二、各地方の工農部にも、一つの職工運動委員会を設置す る。これは労働運動を管理し、中央工農部の命令を実行すべきである」と述べている(『中央 文件』第一冊、342-357頁)。

は中央直属の職工運動委員会および農民運動委員会に変わった¹²⁰⁾。

1927年5月30日、中央工人部が設置され、李立三は中央工人部部長と全国総工会党団書記を務めた。そして、李立三らは中央職工運動委員会を構成し、李立三は書記を兼任した。8月7日、中央工人部は撤廃し、元中央工人部の中央職工運動委員会は中央直属に変更した¹²¹⁾。8月9日、蘇兆征は職工運動委員会書記に就任した。1928年11月28日、中共中央は職工運動委員会に対して新たな規定を行い、職工運動委員会が中共中央の他の機関と異なり、下位の党組織または労働組合の党組織と関係せず、党の名義で会議に参加することしかできないと規定した¹²²⁾。全国総工会の党団の設置により、職工運動委員会は廃止された。ゆえに、全国総工会が中国労働組合書記部に代えるように、職工運動委員会は労働組合党団が設置するまでの移行機関である。

1929年1月3日、中央職工運動委員会は全国総工会党団に改組された。2月26日、項英は全国総工会党団書記と全国総工会委員長を兼任した。1930年2月9日、中央政治局臨時会議では、中央職工運動委員会が一時的に全国総工会党団と合併することを決定し、項英を中央職工運動委員会書記に任命した。8月上旬、中共中央、青年団中央、全国総工会は中央総行動委員会に合併し、中央工作機関は組織部、宣伝部、軍事委員会、党報委員会、農民運動委員会、青年秘書処などに変更した。9月の中共六期三中全会の後、徐錫根は中央職工運動委員会書記を務めた。1931年1月10日、中央職工運動委員会は中央職工運動委員会は中央職工部に変更され、その成員は全国総工会党団の成員を兼任し、両機関は工作機関を共有していた。1932年7月28日、中央常務委員会は職工部の

^{120) 1925}年10月「職工運動決議案」では、党の労働組合に対する支配を改めて強調し、「現在、わが党は労働組合と直接に関係する可能性がないが、労働組合における党団や工場中の支部を通じて、党の宣伝を行い、労働組合と党を近づけなければならない。比較的自由なところ(例えば広東)で、我々の党部は労働者大衆に公開し、労働組合と直接に意見を交換すべきである。労働組合が成立する際に、党は尽力して活動し、党団及び支部を組織し、厳密な組織と訓練を加え、労働組合を党の指導下に行動させる」と規定した(『中央文件』第一冊、483-486頁)。

^{121) 「}最近職工運動決議案」(『中央文件』第一冊、298-301頁)。

^{122) 『}中央文件』第四冊、711-713頁。

撤廃を決定し、黄平と劉少奇を全国総工会党団に参加させた¹²³⁾。1938年1月、中央職工運動委員会は再設置され、康生は主任を務めた¹²⁴⁾。1939年4月19日、中共中央書記処会議によって、康生、張浩、劉少奇、陳雲などは中央職工運動委員会を構成し、康生は書記を担当した¹²⁵⁾。それに伴い、全国総工会は撤廃された。

第二章 行動委員会

1. 行動委員会のパターン

(1) 移行パターン

1928年11月、ストライキに対する指導を強化するため、中共は11月20日に中共中央の直属の江蘇行動委員会を設置した。12月初め、中共中央は党中央、団中央、全国総工会、上海総工会、江蘇省党委員会を行動委員会に結成した。12月6日、江蘇省委員会と江蘇省行動委員会は合併された。

1929年5月19日、中共中央は五卅運動四周年のデモを行うために、党中央、団中央、江蘇省党委員会、江蘇省団委員会、上海総工会などの機関からの責任者による行動委員会を構築し、李立三、周恩来、項英を行動委員会に参加させた¹²⁶⁾。7月15日、中共中央は八一国際反帝国主義デモ行動委員会の設置を決定し、周恩来、項英、羅登賢は行動委員会主席団を構成し、羅登賢は書記に就任し、李維漢、徐錫根、任弼時、温裕成、顧作霖などの江蘇省党委員会の11人は委員に担当した¹²⁷⁾。8月3日、行動委員会は撤廃された¹²⁸⁾。1929年に設置された行動委員会は1928年の行動委員会の形式を継承した。ま

^{123) 『}張聞天年譜』、172-173頁。

^{124) 『}中共中央機関歴史演変考実』、389頁。

^{125) 『}陳雲年譜』上巻、251頁。『中国工会史』、270頁。

^{126) 『}回憶与研究』、291頁。『周恩来年譜 (1898-1949)』、163頁。

^{127) 『}任弼時年譜 (1904-1950)』、120、123頁。『回憶与研究』、292頁。『周恩来年譜 (1898-1949)』、167頁。

^{128) 『}任弼時年譜(1904-1950)』、121頁。『上海党史大事記』、215頁。

た、1928年の行動委員会と比べて、人員構成から見ると、1929年の行動委員会はより高い権限を持っていた。向忠発以外に、中共中央のすべての常務委員は5月19日の行動委員会に入った。7月15日の行動委員会主席団が央常務委員の周恩来と項英、及び江蘇省党委員会書記の羅登賢から構成されたことは、地方党委員会に基づいて行動委員会を結成する方式を示した。

1930年3月13日、政治ストライキとデモ運動を5月1日に行うことは決定された¹²⁹⁾。3月22日、上海行動委員会を設置した¹³⁰⁾。上海行動委員会は、ストライキへの指導を除き、上級党組織として上海の各地方の党組織、労働運動、青年運動、婦人運動などの大衆運動を指導してきた。また、4月29日に、李立三は上海行動委員会で革命高潮、中国革命による世界革命、一省または数省の首先勝利、労働者暴動と紅軍攻撃の協力など、後日の李立三路線の内容を提起した。5月25日、上海行動委員会はストライキに関わる指示を出した¹³¹⁾。これにより、上海行動委員会は5月1日の政治ストライキの終了後にも運営されていた。または、中共中央は五卅運動の記念活動を行うために新たな上海行動委員会を再設置した。上海行動委員会は1928年と1929年の行動委員会の特徴を継承した一方で、今後の行動委員会のパイロットとなった¹³²⁾。4月17日、李立三は周恩来と瞿秋白への手紙で、中共のこれまで

^{129) 「}中央通告第七十一号 - メーデーの全国デモを組織する | (『中央文件』第六冊、36 - 45頁)。

^{130) 『}上海党史大事記』、238頁。

^{131) 「}上海総行委による電気自動車同盟ストライキの意義、教訓と今後の闘争策略について」 (『江蘇革命歴史文件彙集 (上海市委文件) (1927.3-1934.11)』、116-126頁)。

^{132) 1930}年3月22日、行動委員会は第一回会議を開催し、上海デモ計画大綱を採択した。4月7日、上海行動委員会は各区委員会に指示を出し、その結果を総行動委員会に報告した。4月19日、上海行動委員会は上海労働者のメーデーストライキ運動を拡大にした。4月29日、李立三は上海行動委員会で、「世界革命の発展は日々直接革命の形に近づいて、中国革命は一省または数省の首先勝利の前途がある」、「都市で政治ストを断固として実行し、農村で地方暴動を組織し、兵士で兵変を組織し、紅軍が中心都市の交通要路への攻撃を極力に拡大する」、「メーデーに、党の中心策略に基づいて全国デモを組織し、直接革命情勢のより速い到来を促進する」と述べた。5月1日、上海市行動委員会は五月の工作路線を出し、各級の党組織に断固として政治ストを組織すると要求した。5月10日、上海市行動委員会は上海の労働者と学生を動員して同盟ストを実施するよう呼びかけた。5月18日、上海総行動委員会は五月の上海女性労働者に対する工作計画を策定した(『上海党史大事記』、238、240、243、245-248頁)。

の組織問題が今まで解決されず、組織問題が革命の最も弱い部分であり、行動委員会がこの問題を解決してきたと表明した¹³³⁾。李立三は上海総行動委員会が成績を収めたと考え、地方党組織と支部に不満を示し、青年工作が発展しないことを批判した¹³⁴⁾。

注意すべきは、1929年8月の時点で、江蘇行動委員会以外に、上海行動委員会が存在した。8月6日、上海行動委員会の「上海八一デモの意義と教訓及び今後の工作路線の大綱」は、江蘇党組織への指示だけではなく、党と団の工作路線などを含み、中共中央の決議のようであった¹³⁵⁾。また、1930年3月の時点で、上海行動委員会のほか、江蘇行動委員会は活動していた。江蘇行動委員会は3月21日に第一号通告を出し、3月22日に第一回会議を開催した¹³⁶⁾。江蘇行動委員会は少なくとも1930年5月19日まで続き、各区の行動委員会を管轄したが、党と団組織の代わりではなく、党と団の江蘇省委員会とともに通告を出していた。ゆえに、江蘇省の省委員会と行動委員会はつながって活動したようであった¹³⁷⁾。

^{133) 「223}李立三から周恩来と瞿秋白への手紙」において、「上海党の発展はまだ遅い。詳しく検討すると、すでに指摘された深刻な組織問題がほとんど解決されていないと結論した。これは重大な欠点である。行動委員会を設置した後、大きな成績を収めた。つまり、組織問題は最も深刻な問題と私たち革命の最も弱いところである」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第九巻、126-131頁)。

^{134) 1930}年6月21日「全国メーデー運動総括」において、「全国メーデー運動で多くのストライキと闘争が勃発したことは、大規模な組織発展の絶好の条件であるが、地方党部と支部はこの工作を無視した。上海総行委員会はこの問題をしっかり把握し、いくつかの成績を得た。ただし、客観的な情勢による可能性よりも、これらの発展は依然として非常に限定的である」と述べている(『建党以来文献』第七冊、282-292頁)。

^{135) 「}上海八一デモの意義と教訓及び今後の工作路線大綱」(『江蘇革命歴史文件彙集(上海市委文件)(1927.3-1934.11)』、47-64頁)。

^{136) 1931}年3月21日「江蘇省総行委通知第一号-日報工作について」、3月21日「江蘇省総行委の宣伝工作計画大綱に関する」、3月21日「江蘇省総行委の上海五一デモ活動計画大綱に関する(三月二十二日第一回総行委会議で採択)」(『江蘇革命歴史文件彙集(1930.1-3)』、621-624、625-630、631-645頁)。

^{137) 『}江蘇革命歴史文件彙集 (1930. 4-12)』、163-164頁。『江蘇革命歴史文件彙集 (1927. 9-1934. 8)』、231、237頁。

(2) 李立三パターンの行動委員会

1930年6月11日、中央政治局は「新たな革命高潮と一省または数省の首先勝利」を採択し、全国暴動計画を確立した。文書では行動委員会の設置を明言しなかったが、ストライキの発動を提案した。李立三は行動委員会でストライキを行った経験があったため、この時点で新たな行動委員会の設置を決定した可能性がある。

1930年7月14日、中共江蘇省党委員会は江蘇行動委員会に改組された¹³⁸⁾。 江蘇行動委員会は江蘇、上海、浙江、安徽の一部地区の党組織と行動委員会 を指導した¹³⁹⁾。江蘇行動委員会は六期三中全会後に江南省党委員会に改組 された¹⁴⁰⁾。7月21日、「中央通告第八十四号 – 六月十一日の政治決議を十分 に実現するための戦略路線」では、各省に行動委員会の設置を求めたが、行 動委員会の具体的な形式を規定していなかった。その中に青年団と労働組合 に触れたものは、赤色先鋒隊と党団の軍事化であった¹⁴¹⁾。

1930年7月22日の「現在の政治情勢と党の組織任務」では、行動委員会の組織と運営を詳しく説明し、「行動委員会の組織は、党が闘争を指導するとき、最も集中して有力な組織方式であり、ある行動において平時組織の形式と運営を変え、より緊張する機敏な作戦の行動組織である。そのため、党は大きな闘争と行動に、この組織方式を採用して全党を動員して行動を指導する」、「この組織方式の下に、党と団の組織は一時的に統合され、一つの組織システムとなる。各級の組織形式によって行動委員会を設置し、支部で行動幹事会の行動小組を設置する。総的な行動の下に、党員と団員を動員して各種の大衆において闘争を指導する。行動委員会の下には青年秘書処、婦人委員会、組織と宣伝委員会、軍事委員会などの組織が設置され、支部には各幹事が設

^{138) 『}上海党史大事記』、253頁。『中国共産党組織史資料彙編(増補本)』、120頁。

^{139) 『}組織史資料』第二巻、1215頁。

^{140) 1930}年9月28日「江蘇省総行委緊急通知-紅旗日報への擁護について」、10月6日「江南省委通告第一号-ソビエト代表大会代表選挙問題について」(『江蘇革命歴史文件彙集(1930.4-12)』、384-386、397-401頁)。

^{141) 『}中央文件』第六冊、173-177頁。

置され、軍事委員会は直接的な組織システムを有する以外に、これらの組織 は独自のシステムを形成することができず、行動委員会を通じて工作しなけ ればならない」、「行動委員会は行動において、最も権威のある集中的な組織 である。下級は絶対に上級機関のすべての命令に服従する。各級の行動委員 会は労農、その広範な大衆の党団、最も中心的な工場支部を行動委員会に参 加させなければならない。これによって、行動委員会は迅速に全党および広 範な大衆を動員することができる」、「行動委員会は党の非常時に闘争を指導 するための行動組織である。ある行動が終了したとき、廃止された従来の組 織形態とシステムは平時状態に回復する |、「現在、党が武装暴動による政権 奪取に向けた緊急任務を急いでいる場合に、全党は直ちに行動委員会の組織 形式で全党を動員し、武装暴動による政権奪取の実際の任務を急ぐべきであ る。暴動情勢が到来してから、全党は中央から各地の下級党部まで、行動委 員会を設置し、党組織をさらに軍事化にして、全党を指揮して最後の残酷な 闘争を指揮する | と述べた。また、大衆組織における主要任務について、文 書では行動委員会が各工作を大衆化にするための組織形式であると強調し、 「大衆闘争において組織の指導と役割を強化するために、行動委員会組織の 運用は極めて重要である。特にストライキにおいて、ストライキ委員会組織 は大衆のすべての争いを組織のある形式で運営させ、各種の組織方式を採用 し、大衆の闘争を強化し、最も積極的な分子を闘争に参加させる。指導機関 は闘争への指導を強化し、各種の組織方式(例えばピケ隊、盲伝隊、代表会 など)を用いて大衆を組織して闘争に参加させる。これは、行動委員会やそ の他のすべての組織を正確に運用し、闘争と運動を用いてすべての大衆組織 を団結させ、大衆の総の行動委員会を設置し、政治ストライキ及び総同盟ス トライキを行う必要がある」と述べた。さらに、文書では、青年団への指導 の強化と団の路線転換への支援を強調し、党団合併が青年団をさらに助ける 方式であることを示し、「党の団に対する取消観念は深刻になっている。団 の工作が党の最も主要な工作の一部と見られていないため、党は団の工作に 対する指導が非常に不十分である。工作上に工作発展と青年化の路線転換に

対する助けは極めて微弱であり、さらに団を大衆工作の一つと考えることは、深刻な取消観念である。党は団の工作が自分の主要な工作の一部であると考え、団の発展への助けを自分の任務としなければならない。組織上に党と団の正しい関係を構築するだけではなく、各級の党部は省委員会から支部まで各級の団部と互いに代表を派遣して出席する制度を実行し、特に積極的に団の工作を指導し、工作上に正しい関係と連絡を構築する。党の会議では、常に青年団の工作をめぐる討論を提出し、組織と大衆工作において最大の力で青年団の組織、工場、農村における青年大衆の工作および団内の反右傾闘争を助け、団の正しい路線への転換を完成させ、断固として団の各種の正しくない取消観念と闘争し、特に団の組織の独立性に注意しなければならない。団の工作発展を積極的に助け、団に対する指導を強化してこそ、団の組織を経て広範な青年の労農労苦大衆を党の指導下で誘って断固として闘争を実行することができる」と述べた142。

1930年8月1日、中共中央は党、団、労働組合を行動委員会に合併し、中央総行動委員会を設置した¹⁴³⁾。『組織史資料』と『中共中央機関演変考実』によって、中央総行動委員会は1930年8月6日に正式に設置された¹⁴⁴⁾。王健英の『中共中央機関演変考実』では『周恩来年譜(1898-1949)』と『中共党史資料』を根拠としてこの説を採用した。『周恩来年譜(1898-1949)』の記述では、「1930年8月1日、中共中央政治局会議はできるだけ早く中央総行動委員会を設置することを決定した。会議後、中央総行動委員会は設置された」ということである¹⁴⁵⁾。『中共党史資料』によると、7月中旬に中央総行動委員会は設置された¹⁴⁶⁾。そのため、『周恩来年譜(1898-1949)』では、中央総行動委員会が8月1日の会議後に成立したことを説明し、8月6日と

^{142) 『}中央文件』第六冊、181-219頁。

^{143) 『}回憶与研究』、306頁。『周恩来年譜(1898-1949)』、188頁。『上海党史大事記』、256頁。 『中共中央機関演変考実』、151頁。

^{144) 『}組織史資料』第二巻、158頁。『中共中央機関演変考実』、153頁。

^{145) 『}周恩来年譜 (1898-1949)』、188頁。

^{146) 『}中共党史資料』第三輯、177頁。

いう時点に触れない。『中共党史資料』では、中央総行動委員会が7月中旬に設置したと説明する。7月中旬に設置した機関は江蘇行動委員会であったため、ここでは誤記の可能性がある。それにかかわらず、二つの資料を8月6日に中央総行動委員会が正式に設置された根拠とすることはできない。

中央総行動委員会の設置について、1930年8月6日、李立三は中央総行動委員会で、「中央政治局は、現在に全国総行動委員会の組織が必要であると決定する」、「これは向忠発同志が今日に報告した総行委成立の意義である」、「総行委は、中央政治局の路線に基づいて、政治局に託された任務を遂行する」と報告した。報告では総行動委員会の設置に言及するとともに、北方局、長江局、南方局、江蘇行動委員会の設置を提出した¹⁴⁷⁾。ただし、江蘇行動委員会は7月14日に設置され、長江局とその行動委員会は8月1日に設置された¹⁴⁸⁾。そのため、8月6日の報告によって、中央総行動委員会がこの時点で設置されたことを断定することはできない。8月7日の「270コミンテルン執行委員会極東局からコミンテルン執行委員会東方書記処への手紙」では、行動委員会がすでに設置されたと記録した¹⁴⁹⁾。8月9日の「少共中央局からキムへの手紙」では、中央総行動委員会について、「このような組織方式は、極東局とコミンテルン代表の同意を経て、中国で運用して大きな成績を得た。現在、コミンテルンの新たな代表がこの組織に同意しないため、私たちはこの組織方式へのコミンテルンの承認を求める。中国の青年団は闘争上の必要

^{147) 「}現在の政治情勢と党の武装暴動への準備における任務」(『中央文件』第六冊、223-246頁)。

¹⁹³⁰年8月1日「中共、少共長江局通知第一号 - 長江局の設置及び湘鄂贛川豫五省の党団合組の行動委員会組織の建立」において、「現在、長江局はすでに正式に成立した。湖北、湖南、江西、河南、四川の五省は長江局に指導され、以上の各省は今後に長江局と直接の関係を構築する。湘鄂贛川の紅軍と兵士運動は過去に中央軍事委員会の長江弁事処に指揮され、今後には長江局軍事委員会の指揮に統一され、各前委、各軍委、師委などは今後に長江局軍事委員会と直接に関係する。湘鄂贛川豫五省党団の組織は、省委から支部まで、党団合組の行動委員会の組織を設置する。行委の下に、宣伝組織など各部と各委員会のほかに、別の青年秘書処は設置され、専門的に青年工作を計画する。省、県、市、区の各級組織はすべてこのようである。青年工作の実行と討論は依然として行動委員会が担当する」と述べている(『中共中央長江局文件彙集(1927 - 1930)』、213 - 214頁)。

^{149) 『}コミンテルンと中国革命』第九巻、273-277頁。

に応じ、これを実行している」と述べた¹⁵⁰⁾。この文書で言及したコミンテ ルンの新たな代表は、コミンテルンが7月29日に決定した極東局の成員、ミ フ、レルスキー、ロバーツ、ストリャル、ベスパロフ、ゲリスであった¹⁵¹⁾。 8月5日、ストリャルはコミンテルンへの報告で中央総行動委員会の設置に 言及しなかったが、李立三の暴動計画について、「李立三は全党を動員して コミンテルンに反対する。彼は政治局の多数の委員を各地に派遣し、状況に 応じて暴動を組織する。彼はコミンテルンの電報を無視し、我々の極東局の 激しい闘争と抗議を無視した | と述べた。また、この報告では8月1日と8 月3日の李立三の発言を厳しく批判した152)。青年団がキムへの手紙で提示 した行動委員会への反対とは、7月29日以降に中国に来たストリャルが8月 1日の中央総行動委員会の設置に不満を示したことを指す可能性がある。ま た、少なくとも7月18日まで、コミンテルンと極東局は行動委員会の設置に 反対しなかった¹⁵³⁾。『上海党史大事記』では、「8月1日、中央総行動委員 会を組織した |、「8月3日、中央総行動委員会の下には、それぞれ北方局、 長江局、南方局、江蘇の四つの行動委員会がある(江蘇行動委員会は7月14 日に設置された) | と述べた¹⁵⁴⁾。 『周恩来年譜 (1898-1949) 』 によって、8 月1日の政治局会議では、できるだけ早く中央総行動委員会、南方局、北方 局の設置を決定したが、長江局に言及しなかった¹⁵⁵⁾。以上のように、中央 総行動委員会が8月1日から8月6日の間に設置したとは考えられる。

^{150) 『}青年資料』第八冊、53-54頁。

^{151) 「257}コミンテルン執行委員会政治書記処政治委員会会議第73号記録」(『コミンテルンと中国革命』第九巻、229-232頁)。

^{152) 「265}ストリャルからロゾフスキへの手紙」(『コミンテルンと中国革命』 第九巻、257-262 頁)。

^{153) 1930}年7月18日「253アイスラーから項英への手紙」では、ストライキ委員会と行動委員会を大衆措置として扱うと提案した(『コミンテルンと中国革命』 第九巻、220-222頁)。

^{154) 『}上海党史大事記』、256頁。

^{155) 『}周恩来年譜 (1898-1949)』、188頁。

(3) コミンテルンパターンの行動委員会

コミンテルンおよび新中共中央の李立三に対する批判では、党団合併の行動委員会が行動委員会の誤った形式であると強調した。コミンテルンによって、行動委員会のあるべき姿は工場や企業において労働者を指導する機関である。

1922年11月5日から12月5日のコミンテルン第四回代表大会には、行動委員会を党外労働者において中共組織の柱とする提案があった¹⁵⁶⁾。1923年5月の中共三全大会で、コミンテルンは行動委員会によって大衆を中共の主導下の革命に誘うと主張した¹⁵⁷⁾。1926年7月、行動委員会はさらに暴動の組織と見なされた¹⁵⁸⁾。

1930年2月26日に、中共は労働運動において行動委員会の役割を明確にした¹⁵⁹⁾。その後、中央から福建省党委員会への指示では、李立三パターンの行動委員会とコミンテルンパターンの行動委員会に提起した¹⁶⁰⁾。7月21日、

- 156) 1922年12月5日「コミンテルンの策略」において、「タイミングを利用して労働者大衆に組織支点(工場委員会、各党労働者と無所属労働者からなる監督委員会、行動委員会など)を直接に構築する」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第二巻、372-385頁)。
- 157) 1923年5月23日「74コミンテルン執行委員会東方部から中国共産党第三回代表大会に出席する代表への指示草案」において、「わが党は、適合する形式を見つけ、この反帝運動において中国の広範な民主層を連合するために努力すべきである(行動委員会や国民委員会など)」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第一巻、251-253頁)。
- 158) 1926年7月18日「72ヴォイチンスキーから駐コミンテルン執行委員会代表団核心小組の手紙」において、「督軍を倒す条件のある省で行動委員会を設置する」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第三巻、342-349頁)。7月23日「74コミンテルン執行委員会極東局ロシア代表団第十七回会議第十一号記録」において、「都市行動委員会の設置と都市による農民運動への指導を通じて直接に督軍制度を覆すために戦う」。「行動委員会、独立的な労農組織、わが党と国民党を拡大して強化する必要がある」。「具体的な任務は、地方で行動委員会を設置することである(それに関する人員構成と具体的な任務は、最近の中央会議で合意する)。都市の農民運動に対する指導権は、わが党委員会に握られるわけではなく、都市の一般革命機関または行動委員会に指導される」。「有利な時間に構築された行動委員会は、督軍制度を覆し、地方自治機関を設置するスローガンの下に工作する」と述べている(同前、357-359頁)。
- 159) 1930年2月26日「中央通告第七十号 現在の政治情勢と党の中心策略」において、「すべての闘争で行動委員会の組織を運用して全場全業の労働者大衆を誘う」と述べている(『中央文件』第六冊、25-35頁)。
- 160) 1930年4月10日「中央から福建省委への指示-労農兵運動とメーデーデモの準備作業」に おいて、「大闘争またはストライキのとき、工場委員会は大衆を集め、行動委員会またはスト

中共中央は工場や企業における行動委員会の設置を提出した。この行動委員会は、党の力を集中させる大衆システムであり、ストライキを推進するための労働組合の指導下にある産業委員会の一部であった¹⁶¹⁾。8月1日、極東局は、企業における行動委員会と都市貧民の米委員会を設置して労農の支持を図ると呼びかけた¹⁶²⁾。コミンテルン東方部の方案では、黄色組合と赤色組合での工作を同時に発展させ、工場委員会を設置して工作をより大衆化させ、党の労働組合に対する委任主義と命令主義から脱却し、行動委員会によって小ブルジョア及び大衆の支持を得ることであった¹⁶³⁾。中共は8月5日

ライキ委員会を設置してこの闘争を指揮すべきである」と述べている(『中央文件』第六冊、 61-72頁)。

- 161) 1930年7月21日「中央通告第八十四号 六月十一日の政治決議を十分に実現するための策略路線」において、「同盟ストライキと同一の産業同盟ストライキに適応するために、新たな組織闘争の方式を講じ、同一の産業同盟ストライキの行動委員会(例えば製糸場、市政など)を組織すべきである。この委員会は大衆システムであり、同時に党の力を集中する。各産業の行動委員会は直接に市総工会の指導下に、地域が集中していないため、分会(例えば上海滬東、滬西の製糸場委員会分会)を設置することができる。工場では同様にこの委員会を設置し、その下に大衆と党の活動分子を団結して行動させる。各行動委員会に対して、党は有力な同志をこれに参加して主導する。各行動委員会は毎日に会議を開き、この産業の同盟ストライキ工作を計画して指導する。このようにしてこそ、現在の新たな闘争形式に適応することができる」と述べている(『中央文件』第六冊、173-177頁)。
- 162) 1930年8月1日「261コミンテルン執行委員会極東局から中共中央への手紙」において、「企業に行動委員会を設置し、都市貧民の米委員会を設置する。武漢では、すべての大企業が私たちの指導下のこのような委員会を有しなければならない。多数の最も重要な労働者が私たちに従ってこそ、広大な都市の貧民大衆がこの闘争で私たちを支持してこそ、武漢の暴動は成功する」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第九巻、248-251頁)。
- 163) 1930年8月「中国共産党の最近の組織任務 コミンテルン東方部決議案」において、「党は様々な闘争委員会(ストライキ委員会、工場閉鎖に反対する委員会、除名された労働者を回復するための闘争委員会など)を構築すべきであり、これを各企業の中で広範な労働者大衆を動員する各種の最も重要な工作の一つとする。これらの委員会は統一戦線の広範な基礎の上に設置される。これらは可能な限り選出される組織である。これらの委員会は、各部門の特派員(同様に可能な限り選挙される代表)により、革命感情のある労働者や国民党労働組合の下層の革命感情に満ちた会員を引き入れ、彼たちは委員会の委員となる。党は都市の行動委員会を通じ、各種の反帝国主義の革命組織および小ブルジョワジーの団体(学生、小手工業者など)と闘争の具体的な問題をめぐる臨時的な連合を行うべきである。具体的な目的のための様々な特別な行動委員会を設置し、これらの委員会を経て都市貧民小ブルジョア小手工業者および学生の貧困層大衆の闘争への参加を引き入れることは反帝国主義運動を強化して革命化させる主な方法である」と述べている(『中央文件』第六冊、596-607頁)。「中国共産党の労働運動における

に、工場において行動委員会の設置をコミンテルンに報告した 164 。これに対して、極東局は企業と工場で支部さえ建てられていないという現状で、中共の報告が事実に合わないと説明した 165 。

李立三路線の終了後、行動委員会が続いて革命高潮に革命を導く組織として構築されるとともに、コミンテルンは黄色組合に対抗するために秘密の行動委員会を設置すべきであることを提出した¹⁶⁶。

以上のように、コミンテルンは大衆組織としての行動委員会を推進してきた。極東局のアイスラーは、革命高潮に行動委員会を設置すべきであるが、 党が行動委員会という党外組織で大衆運動を推進すべきであり、行動委員会

任務-コミンテルン東方部の要綱草案」において、「このような労働運動の新たな高潮は、中国の労働組合の発展において、一つの転換である。この転換は二つの方面に現れ、一つは党が黄色組合に対して、採用された計画のある工作方法を行うことであり、もう一つは赤色組合を発展して強化することである」。「我々の一部の同志は元指導者を追放した後、自分が他の国民党員に代えられ、または中立分子に譲り、黄色組合機関に参加し、大衆を動員せず、自分の基礎を構築しない。彼らは国民党上層分子の捕虜となり、容易に機会主義へ向かい、ついに黄色組合の指導者となる」。「赤色組合の下級組織を正確に発展し、工場委員会を経て企業の大衆とつながる労働組合支部を構築してこそ、命令主義と委任制度を徹底的に消滅することができる」と述べている(同前、608-615頁)。

- 164) 1930年8月5日「中共中央政治局からコミンテルン主席団への報告-全国革命情勢の発展と党の行動路線について」において、「この客観的な情勢において、武装暴動の条件が成熟していることは間違いないため、党は武漢、南京暴動と上海の総同盟ストライキを断固として組織し、全国ソビエト政権を樹立すると決定した。この路線下には、特に全国工作の協力と労働者大衆の工作を急ぎ、各産業センターと工場ごとに行動委員会を組織し、赤色労働組合、特に赤色先鋒隊を猛烈に拡大し、全国総同盟ストライキと武装暴動を準備する」と述べている(『建党以来文献』第七冊、341-343頁)。
- 165) 1930年8月7日「270コミンテルン執行委員会極東局からコミンテルン執行委員会東方書記 処への手紙」において、「私たちは上海の多くの大企業において小さい支部さえない。また、私たち上海の組織は他のところよりも良い。しかし、これは政治局があなた方に与えた電報で、私たちが各工業センターとすべての工業企業に行動委員会があると主張することを妨げない」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第九巻、273-277頁)。
- 166) 1931年7月「コミンテルン執行委員会主席団から中国共産党への手紙」において、「いつでも、帝国主義の圧迫に反対する大衆の怒潮が爆発すると、党は行動委員会を設置しなければならない」と述べている(『中央文件』第七冊、745-770頁)。9月「コミンテルン執行委員会第十二回総会で中国を論じる」において、「企業、鉄道、商港、汽船に大衆に依存する公開と半公開または秘密の監督委員会および秘密の行動委員会を構築し、下層統一戦線の策略に基づいて、改良派労働組合と他の労働者群衆組織に参加した広範な労働者大衆を動員する」と述べている(『党史教学参考資料』第六冊、331-334頁)。

を党、団、労働組合からなる最高権力機関に変えてはならないと指摘した 167 。この前に、青年団がキムへの報告で言及したコミンテルンが認めた行動委員会とは、アイスラーが述べた行動委員会である。10月20日、極東局はコミンテルンへの報告において、5月1日に設置された行動委員会を認め、党、団、労働組合からなる行動委員会への反対を示した 168 。

2. 地方の行動委員会

(1) 各地の行動委員会

行動委員会は、中央と中央直轄の上海および江蘇だけではなく、全国各地に展開されていた。1930年3月13日、中共中央は、適切な時期において行動委員会を組織し、あらゆる力を集中して指揮する必要があると各地の党組織に指示した¹⁶⁹⁾。3月24日、福建の党組織は行動委員会の結成を指示した¹⁷⁰⁾。4月10日、中央は福建省委員会に党団合併の行動委員会を結成する

- 167) 1930年9月28日「301アイスラーから中共三中全会への手紙」において、「行動委員会について、行動委員会の思想は間違いない。行動委員会の設置は必要である。誤りは決してあなた方が行動委員会を設置したことではなく、行動委員会が政治局と柏山同志のその職責について説明に従って運営していたことである。これは実際の工作でどのような役割を果たしているのだろうか。工場、都市、農村では行動委員会を設置すべきであり、この組織によって、党は比較的容易に大衆を動員して現在のある具体的な政治行動を実施することができる。過去にあなた方はこれらの行動委員会を党の補助的な組織から指導機関に変更し、実際に党、共青団、労働組合の活動を廃止し、すべての機能を行動委員会に任せた。これはあなた方の誤りである」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第九巻、351-354頁)。
- 168) 1930年10月20日「312コミンテルン執行委員会極東局からコミンテルン執行委員会への手紙」において、「5月1日から30日の運動期間に、企業に行動委員会を設置することや企業代表会議を組織する工作は現在に停止する」。「指導を実行する党委員会や大衆組織の機関は破壊された。行動委員会はすべての青年組織、党、労働組合の機能を担い、長期的な決定を作成し、軍事方式で伝えていく。ただし、党員大衆と上層部の党委員会の関係はこれまでそんなに悪くなることがない。労働組合の工作と青年組織は徹底的に破壊された。この状況を最も説明できるのは、赤色組合の指導者が私たちに完全に絶望的な質問をしたということである。すなわち、ボリシェヴィキが革命の成功後に労働組合を廃止したのは本当なのか」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第九巻、388-396頁)。
- 169) 「中央通告第七十一号 メーデーの全国総デモを組織する」において、「相応の時期には、 行動委員会を組織し、すべての力を集中して指揮する」と述べている(『中央文件』第六冊、 36-45頁)。
- 170) 「中共福建省委員会通告第五号-メーデーデモ運動の組織について」(『福建革命歴史文件

よう要求した¹⁷¹⁾。5月26日まで、福建の行動委員会は運営し始まった¹⁷²⁾。7月3日、中共中央は各主要都市で行動委員会の結成を要求した¹⁷³⁾。7月21日、行動委員会は主要都市だけではなく、各省に適用させられた¹⁷⁴⁾。7月28日、福建行動委員会は運営し始まった¹⁷⁵⁾。8月から、各地では李立三パターンの行動委員会を設置した。省レベルの党団組織において、順直、山東、湖北、福建、広東、満州、四川、湖南、河南、江西は行動委員会の名義で指示を出した¹⁷⁶⁾。

彙集 (1930)』、161-166頁)。

- 171) 「中央から福建省委員会への指示 労農兵運動とメーデーデモの準備工作」において、「省委は直ちに行動委員会を設置し、集中的な指揮と機敏的な行動のために、行動委員会の下に青年秘書処を設置し、党団行動を行動委員会に統一させる。行動委員会組織は組織部、宣伝部、軍事委員会、青年秘書処の四つの工作に分けることができる。行委には全体の工作計画があり、毎日工作の日程がある。主席団は毎日に会議を開き、全体の行委は中心支部書記を引き入れ、定期的な会議がある。団の工作は同じように行委が討論し、各支行幹事会に提出して実行する。青年秘書処は体系のある団と青年工作の意見を行委に提出しなければならない」と述べている(『中央文件』第六冊、61-72頁)。
- 172) 1930年5月26日「中共福建省委の紅五月工作に関する中央への報告」(『福建革命歴史文件 彙集 (1930)』、205-216頁)。
- 173) 「中央通知第一三六号 八一総デモを組織する」において、「各地はこの工作に対し、具体的な計画と行動綱領を策定する。主要都市では、行動委員会を組織してこの工作を指揮し、作業計画の準備状況と運動経過を中央に詳しく報告する」と述べている(『建党以来文献』第七冊、296-298頁)。
- 174) 「中央通告第は八十四号 六月十一日の政治決議を十分に実現するための戦略路線」において、「各省は行動委員会を設置し、力を集中して現在の工作を発動するとともに、全党を積極的に動員する。同志を革命情勢の転換に理解させ、策略実行に対する決意を固めさせる」と述べている(『中央文件』第六冊、173-177頁)。
- 175) 『福建革命歴史文件彙集(1930)』、291-302頁。
- 176) 1930年8月1日「順直総行委員通知第一号-厳密組織問題について」、8月3日「順直省総行委第一回会議記録」(『河北革命歴史文件彙集(1930.7-12)』、169-171、172-183頁)。8月8日「中共山東省委八月から九月までの工作計画」において、「巨大な闘争があれば、指揮の統一と力の集中のためには行動委員会を組織する。現在、各業界ストライキを組織するためには、まず青島で各業界の行動委員会の組織を開始し、必要になったら全県または全省にこの組織を組織する」と述べている(『山東革命歴史文件彙集(1930.7-1931.2)』、68-101頁)。8月13日「湖北省総行委員会通告(第一号)-武漢武装暴動の組織に対する指示」(『湖北革命歴史文件彙集(1930)』、573-584頁)。8月15日「中共福建省委員会から中央への報告-党団を合併して総行委を成立すること及びその名簿について」において、「省委員会は中央の第八十三号通告と中央から省委に戻った謝同志の報告に基づいて、統一行動を集中的に指揮するため

地方の行動委員会について、以下の結論は得られた。第1に、江蘇行動委員会と同じように、各省の行動委員会は基本的に元の省党委員会組織をもとに改編され、行動委員会と党委員会の名義を使っていた。例えば、福建省党委員会は8月6日に党団を行動委員会に合併したが、福建省党委員会の名義で8月15日の報告を出した。第2に、行動委員会は序列に沿って設置されたわけではなかった。江蘇省と上海市の行動委員会を除き、山東省や広東省の行動委員会が設置されなかったが、青島市と香港市の行動委員会は運営し

に、現在の要求に適合するために、行動委員会を組織した。省委員会はすでに八月五日の第四 回全体会議で、中央の通達に従い、党団の省委員会を合併して行動委員会を組織することを決 定した。この組織の変化については長い間に議論されていたが、論争の焦点はこれが団の工作 に妨害するかどうかである。私たちはこれが工作に支障があると考える。青年秘書処を設置し、 これが青年工作に関する討論と計画を専任するが、独立した健全な組織と保障を構築せず、即 ち一般の同志をできるだけ青年問題に注意させるが、事実上に必ず団省委の指導上の周到さに 及ばないという欠点があることを否定できない。また、いくつかの欠点があるが、工作全体の 観点から見れば、これは当然のことである。そして、この組織は永久的ではなく、現在の闘争 で短い時期の移行にすぎない。そのため、最後の結論について、現在の闘争の需要に適応し、 党団の省委が行動委員会を組織して闘争を集中的に指導することは、間違いなく必要かつ正確 である。行動委員会の組織については、中央通告に詳しく説明されていない。我々は謝同志の 報告に基づき、組織部、宣伝部、秘書処、青年秘書処に分けて、組織、宣伝、職工、軍事、婦 人の五つの委員会を設置した。組織部と宣伝部には青年課が青年に関する様々な組織上と宣伝 上の材料を収集し、青年工作の意見を各当該機関に提出する。青年秘書処には、組織と宣伝な どの課を設置し、児童運動委員会を設置する予定がある。行委は八月六日に設置され、各部は それぞれ会議を開いて工作計画を決定した(省委の政治決議と行委各部の工作計画は別途)。 ここで省総行委の名簿を添付し、中央に承認を求める。行動委員会の組織について、特に C.Y. を妨害するかどうかに関する論争について、中央の具体的な指示を望む」と述べている(『福 建革命歴史文件彙集(1930)』、305-307頁)。8月26日「広東省行委から瓊崖特委への手紙」(『広 東革命歴史文件彙集(1930)(2)』、231-236頁)。8月27日「新編中字第一号報告-中共満州 総行委の改編の名簿問題に関する中央への手紙」(『東北地区革命歴史文件彙集(1930.5-1930. 10)』、123-126頁)。9月21日「四川省行委の合川地方暴動への総括」(『四川革命歴史 文件彙集(1930-1931)』、325-342頁)。10月3日「中共湖南省委員会から長江局への報告-湖南政治情勢、党の組織と工作概況、紅軍一、三軍団のいくつかの問題」(『湖南革命歴史文件 彙集(1930-1931)』、229-240頁)。10月18日「河南省行委及び童長栄の省委機関駐地の問題 に関する中央への手紙 | (『河南革命歴史文件彙集 (1929-1930) (下)』、573-574頁)。12月28 日「江西省総行委緊急通告(第十一号)-広範な大衆に全国ソビエト政府を擁護し、敵を消滅 し、吉安への総攻撃を実行すると呼びかけることについて」(『江西革命歴史文件彙集 (1930) (2) 159-162頁)。

た¹⁷⁷⁾。これにより、7月3日の各主要都市に行動委員会を設置する指示が出された前に、この案はすでにあるところに適用させた可能性がある。8月から、行動委員会の設置には制限がなくなり、省レベルの行動委員会のほか、東北特委からなる行動委員会、京漢特区行動委員会、陝北行動委員会、湘東南行動委員会、太原行動委員会などがあった¹⁷⁸⁾。第3に、地方の実態による各種の行動委員会は併存していた。例えば、湘東南行動委員会は党、団、及びソビエト政府を合併した¹⁷⁹⁾。第4に、六期三中全会では李立三パターンの行動委員会を否定したが、連絡が取れないため、地方の行動委員会は続けて運営していた。例えば、四川と福建は11月以降に行動委員会を廃止し、江西行動委員会は1931年以降まで続いていた¹⁸⁰⁾。また、江西行動委員会は三中全会終了後の10月に設置された¹⁸¹⁾。これまで、中央ソビエト区を管轄していたのは、地方党組織ではなく、軍党組織の総前敵委員会であった。行動委員会は軍事権を含むすべての権力を統合する組織として設置されたため、江西行動委員会と総前敵委員会は激しく衝突した。1931年1月、項英はソビエト区中央局を結成し、江西行動委員会の解散を通告した¹⁸²⁾。ただし、

- 178) 『組織史資料』第二巻、627、853、1009、1165、1908頁。
- 179) 『組織史資料』第二巻、1165頁。
- 180) 1930年11月3日「四川省行委から長江局への手紙 過去の工作検査と今後の工作路線」(『四川革命歴史文件彙集(1930-1931)』、371-382頁)。11月24日「中共福建省委通告 党団の区分と各級行動委員会の廃止に関する」(『福建革命歴史文件彙集(1930)』、350-354頁)。1931年1月1日「江西省行委の第二回常務委員会拡大大会決議案 省行委の保留と江西臨時行委の廃止などの問題について」(『江西革命歴史文件彙集(1931)』、4-6頁)。
- 181) 『組織史資料』第二巻、329頁。『中国共産党組織史資料彙編(増補本)』、164頁。
- 182) 1931年1月15日「中共ソ区中央局通告第一号-ソビエト区域中央局の成立及びその任務」において、「ソ区の組織は革命闘争の便利さのために、組織範囲を改編または合併することができる。行委組織について、三中全会ではこの組織方式が間違っていることを明確に指摘し、元の党と団の組織システムと工作は直ちに回復すべきである」と述べている(『中央革命根拠地文庫』党的系統2、1337-1340頁)。2月4日「中央局から西路同志への手紙」において、「1931年1月中旬、中共ソ区中央局の決定に基づいて、元江西省行動委員会を撤回し、江西省吉安富田に陳毅を書記とする中共贛西南臨時特区委を新たに設置した」(同前、1365-1377頁。『組織

^{177) 1930}年5月14日「中共青島市行動委員会の五卅に関する準備大綱」(『山東革命歴史文件彙集 (1929. 1-1930. 6)』、343-346頁)。6月4日「中共香港市行動委員会の特別通告-同盟ストライキを組織するための六二三を記念する告同志書」(『広東革命歴史文件彙集 (1927-1932)』、221-228頁)。

すべての行動委員会はこの時点で廃止されたわけではなく、贛東北行動委員会は少なくとも2月19日まで運営していた¹⁸³⁾。

(2) 中央派出機関とその行動委員会

1930年8月1日に、李立三は政治局会議で「この情勢で、党は中央総行動委員会、南方局、北方局を迅速に設置すべきである」と提出した。同会議では各級の党、団、労働組合の指導機関を合併し、各級行動委員会の設置を決定した。8月3日、中央臨時政治局会議は北方局と南方局の設置を決定した¹⁸⁴⁾。

南方局は広東、広西、雲南、貴州、福建、香港を管轄し、その主席団は羅登賢、李富春、盧永熾から構成され、羅登賢は書記を務めた¹⁸⁵⁾。8月13日、南方局主席団第一回会議では、南方局が南方行動委員会を兼任することを決定した¹⁸⁶⁾。9月12日、南方局は各級行動委員会に、青年団の独立した組織を撤廃すると指示し、組織の撤廃が青年団の廃止ではないと解釈し、各行動委員会と特別委員会が青年秘書処を設置して党組織を通じて青年工作を強化すると呼びかけた¹⁸⁷⁾。12月24日、中共中央は羅登賢を総工会に参加させ、南方局の廃止を決定した¹⁸⁸⁾。1931年1月、南方局は撤廃された¹⁸⁹⁾。

1930年8月上旬、北方局及び北方行動委員会は設置し、主席団は賀昌、温 裕成、余沢鴻から構成され、賀昌は書記を務めた¹⁹⁰⁾。8月20日、北方局の

史資料』第二卷、330頁)。

- 183) 1931年2月19日「中央から贛東北特委への指示」(『中央文件』第七冊、99-114頁)。
- 184) 『組織史資料』第二巻、187頁。
- 185) 『組織史資料』第二巻、187、189頁。
- 186) 1930年8月13日「中共南方局主席団第一回会議記録」において、「南方局と省行委の組織原則:(1)南局は行委を兼ね、各部各委は同じようにする。(2)各省の工作は誰かが担当する必要があるが、そうでなければ単独で議論しなければならない」と述べている(『中共中央南方局文件彙集(1927-1931)』、53-58頁)。
- 187) 1930年9月12日「中共南方局通知第二号 青年秘書処の工作問題に関する」(『中共中央南方局文件彙集(1927-1931)』、96-98頁)。
- 188) 『組織史資料』第二巻、188頁。
- 189) 『組織史資料』第二巻、188頁。
- 190) 『組織史資料』第二巻、192頁。

第一号通知により、北方局の管轄下の順直、河南、山東、山西、熱河、察哈爾、綏遠、陝西、甘粛はそれぞれ行動委員会を設置した¹⁹¹⁾。北方局は管轄下の各地方組織に改編する権限を持っていた¹⁹²⁾。10月28日、中共中央政治局会議は河南問題を議論し、黄河の北が北方局直南特別委員会に属し、黄河の南が長江局に属し、その担当者が北方局に任命されると決定した¹⁹³⁾。12月2日、中共中央は山東省を中央直轄に変え、北方局を河北省党委員会に変更した¹⁹⁴⁾。12月21日、河北省党委員会は山東以外の元北方局の所管を管轄すると示した¹⁹⁶⁾。

北方局や南方局とは異なり、全国革命の中心とされた武漢は特別な位置にあった。1930年7月1日、李立三は長江局の設置を提起し、向忠発は「迅速に構築する。政治局は半分の力を分ける。誰が行くかについては、ここで決

^{191) 1930}年8月20日「中共北方局通知第一号 - 行動委員会の組織とその運用」において、「党と団は合併して各級の行動委員会を組織する。中央は順直、河南、山東、山西、熱河、察哈爾、綏遠、陝西、甘粛の九省を北方局の指導下に集中した。各省は省総行動委員会、市(または県、または特委)行動委員会、区行動委員会。支部行動幹事会を設置し、党と団のすべての工作を行動委員会の指導下に集中し、行動委員会のシステムだけは残っている。各級行動委員会の党には、主席団(小さな支部は主席団がいらない)を設置し、行委の下に宣伝委員会、組織委員会、軍事委員会、青年秘書処、婦人委員会などを設置し、支部幹事会の下に宣伝幹事、組織幹事、軍事幹事、青年幹事を設置し、各産業に行動小組を設置し、街道支部(学校、フリーランス支部は街道支部)を設置する。これらの組織は、軍事委員会を除き、単独のシステムを有しない。行動委員会の働き方について、行動委員会は緊急行動期の臨時組織である」と述べている(『中共中央北方局文件彙集(1927-1928、1930-1932)』、171-174頁)。

^{192) 1930}年8月23日「中共北方局の組織工作などの問題に関する中央への報告」、9月11日「中 共北方局の河南省委の二つの路線闘争に関する処理決定」、10月17日「中共北方局の陝西省の 現在のいくつかの中心問題に対する指示」、10月18日「中共北方局の陝北特委に対する指示 -大衆工作と遊撃戦争の展開」(『中共中央北方局文件彙集(1927 - 1928、1930 - 1932)』、177 -179、182 - 183、244 - 249、250 - 255頁)。

^{193) 『}組織史資料』第二巻、193頁。

^{194) 1930}年12月9日、中共中央は北方局に「現在、北方の政治任務について、この組織の設置 は必要がない、北方局の廃止を決定した。北方工作の状況によると、中央は北方で河北省委員 会を設置して順直両特区、陝甘及び河南の北部の工作を管理する。山東省は中央の直接指導に 属する」と指示した(『組織史資料』第二巻、194頁)。

^{195) 1930}年12月21日「河字通知第一号 - 河北省委の北方局の廃止に関する通知」(『河北革命歴史文件彙集 (1930. 7-12)』、497頁)。

める必要がない。政治局の一人と C.Y. の一人は行く」と発言した¹⁹⁶⁾。 7月 13日、李立三は報告で長江局が迅速に武漢の工作を担当すべきであると提出した¹⁹⁷⁾。 7月20日、李立三は「緊張する時に、長江局自身は総行動委員会を兼ねる」と提出した¹⁹⁸⁾。 8月1日、長江局は第一号通告を出し、長江局の管轄範囲が湖北、湖南、江西、河南、四川を含むと説明し、各省の党団に省委員会から支部まで行動委員会を設置し、行動委員会に青年秘書処を設置すると指示した。また、中央軍事委員会の長江弁事処は長江局の軍事委員会に属し、湘鄂贛川(湖南、湖北、江西、四川)、すなわちソビエト区のすべての紅軍を管轄した¹⁹⁹⁾。 8月8日の「西一、江均から中央への報告-長江局の暴動工作の配置及び総行委の設置などの問題」によって、8月7日に、長江局と湖北省委員会は長江総行動委員会に合併した。項英、関向応、任弼時、顧作霖は主席団を構成し、項英は書記を務めた。報告では地方の事務だけではなく、党と紅軍の対立、中共とコミンテルンの相違、ソビエト政府、全国工作への提案などに触れ、長江局の特殊な地位を示した²⁰⁰⁾。北方局と

^{196) 『}組織史資料』第二巻、202頁。

^{197) 1930}年7月13日「柏山の中央臨時政治局会議における南京問題と全国工作の配置に関する報告」(『中央文件』第六冊、165頁)。

^{198) 『}組織史資料』第二巻、202頁。

^{199) 1930}年8月1日「中共、少共長江局通知第一号 - 長江局の設置及び湘鄂贛川豫五省の党団 合組の行動委員会組織の建立」(『中共中央長江局革命歴史文件彙集 (1927 - 1930)』、213 - 214 頁)。

^{200) 1930}年8月8日「西一、江均から中央への報告-長江局の暴動工作の配置及び総行動委員会の成立などに関する問題」において、「私は六日に到着し、翌日に長江局会議を招集し、中央のすべての決議を報告した。そして、この総路線に基づいてすべての工作を配置し、総行動委員会の組織を設置した。長江局はすでに省委と合併し、総行委を設置した。委員会の名簿について、中央に承認を求める。党と紅軍は対立し、党部は大衆を鼓舞して紅軍に反対することがあり、これは非常に深刻になる。コミンテルン着信の問題について、我々は中央の意見に完全に同意し、中央の路線を断固として実行する。ただし、この件に対して、中央は特に注意し、迅速にコミンテルンを中国党の意見に承認させる。コミンテルンは最近の中国の現在情勢を理解していなければ、必然的に多くの問題が発生し、中国党は工作上の莫大な困難を感じる。全国工作配置について、少山が戻らない前に、南北両局の成立は必要である。局の担当者が広裕二人だけでは不十分であるため、全国総行委が成立してから、江浙皖行委を兼任する必要があると私は提案する。そうしたら、羅邁は南方局を担当し、慶生および裕成はいずれも北方局を担当し、または慶生と羅邁を入れ替わせる」と述べている(『中共中央長江局文件彙集(1927

南方局と比べて、中央常務委員の項英が自ら指導した長江局と中共中央の関係はより対等的であった。8月11日、長江局は所管する各省委員会に行動委員会の設置を要求した²⁰¹⁾。8月29日、中共中央は、中央局の設置を長江局に指示し、長江局の関向応を中央局とその軍事委員会の工作に担当させた²⁰²⁾。中共中央は各ソビエト区への直轄に伴い、長江局の所管は湖北しかなかった。また、中共中央は長江局から幹部を異動したため、長江局は停滞に陥った。12月10日、長江局指導者の関向応は極めて不満があり、中共中央に二つの方案を提出した。一つは中共中央がソビエト区を直轄せず、ソビエト区を長江局の管轄にする。もう一つは長江局を撤廃し、中央軍事委員会が弁事処を設置し、長江局が主要機関を維持するまたは長江局が非ソビエト区のみを管轄する²⁰³⁾。12月17日、中共中央は長江局を撤廃した²⁰⁴⁾。12月26日前に、中央軍委長江弁事処は運営し始まった²⁰⁵⁾。

^{- 1930)』、215 - 225}頁)。

^{201) 1930}年8月11日「長江総行委の第二号通知-各省行委の下級行委組織の建立」(『中共中央 長江局文件彙集(1927-1930)』、230-231頁)。

^{202) 1930}年8月29日「中共中央の長沙再占領の戦略と策略に関する長江局などへの指示」において、「中央は湘鄂贛という広大なソビエト区域の中に中央局を設置すると決定した。その管轄区域はすべてのソビエト区域であるが、一部の区域が貫通する前に、省委または長江と南方の二つの局の管轄に帰し、貫通すると、すぐにソビエト区中央局の管轄に属する」と述べている(『建党以来文献』第七冊、379-385頁)。

^{203) 1930}年12月10日「西一の長江局から中央への手紙 - 中央が長江局の所属地区を直接指導することに対する意見」において、「1、長江局範囲内の政治指導を完全に長江局の直接管理に属し、中央は長江局のみを指導し、各地への直接関係を廃止する。2、長江局を一時的に廃止する。廃止後の方法:(1)湖北省委を設置して市委と非赤区の工作を管理し、人力と財力を集中する。(2)軍事委員会は弁事処を設置して兵運を指揮する。(3)現在長江局の一つまたは二つの主要機関が保存し、必要な場合に用いる。(4)または長江局は非赤色区域の工作しか管理していない。湖南、四川、河南、江西と中央は直接に関係しない」と述べている(『中共中央長江局文件彙集(1927 - 1930)』、388 - 390頁)。

^{204) 『}組織史資料』第二巻、205-206頁。

^{205) 1930}年12月26日「中央軍事委長江弁事処から中央への報告 - 秋青と学良が逮捕されたこと、 長江局および弁事処の存否問題」(『中共中央長江局文件彙集(1927-1930)』、394頁)。

第三章 行動委員会の性質

1. コミンテルンと新中共中央の批判

(1) 李立三路線の期間中

極東局は8月前後に、新たな行動委員会がこれまでのコミンテルンによる 行動委員会と異なる可能性を意識した。そして、極東局は青年団を含まない 行動委員会の設置を認めながら、コミンテルンの指示を待つと中共に合意し た²⁰⁶⁾。1930年8月から、コミンテルンは李立三パターンの行動委員会に反 対し始めた²⁰⁷⁾。8月7日、極東局は行動委員会の設置を東方部に報告し た²⁰⁸⁾。その後、極東局は行動委員会の主要な誤りを党団合併とした²⁰⁹⁾。

- 206) 1930年8月中旬「281コミンテルン執行委員会極東局から中共中央政治局への手紙」において、「私たちが参加した最近の会議で、李立三同志は政治局を代表し、共青団中央が行動委員会を設置するまで存在し続けると声明した。会議では、党と共青団の下部組織が支部から合併すべきではないと決定した。政治局の共青団中央および党と青年団支部の合併を廃止しようとする計画が実施されず、政治局がコミンテルンの決定を待つことは協定された。しかし、最近、私たちと共青団代表たちの相談によって、すでに設置された行動委員会の活動方式は、合意に従わない」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第九巻、304-306頁)。
- 207) 青年団は8月9日にキムへの手紙で、行動委員会がこれまでコミンテルンと極東局に認められていたが、7月29日以降のコミンテルン新代表に反対されることを示した。
- 208) 「270コミンテルン執行委員会極東局からコミンテルン執行委員会東方書記処への手紙」に おいて、「党は急いで軍事組織に改組され、李立三をはじめとする行動委員会に指導される。 彼らは青年団中央を解散し、青年団を党組織に合併させた。彼らは指導機関と全党の注意を暴 動の組織と技術に集中し、軍事専門家との会議で壮大な計画の討論に議論している」と述べて いる(『コミンテルンと中国革命』第九巻、273-277頁)。
- 209) 1930年8月中旬「281コミンテルン執行委員会極東局から中共中央政治局への手紙」において、「1、いくつかの組織において、青年団支部は実際に党支部と合併した。2、共青団中央は実際に存在せず、行動委員会の共青団書記に代えられる。共青団の末端への指示はすでに共青団中央が行うことではなく、行動委員会自体に行われる」。「(1)我々は青年団支部と党支部の合併に断固として反対する。政治局が取ったこのやり方はボリシェヴィキの組織原則に乱暴に違反することである。党とほかの組織を合併し、共産主義組織と合併しても、誤りである。(政治局の何人かの同志はそう思っている)ロシア党の利点は共青団がないことであり(1917年)、この観点は間違っている。逆に、暴動の時期に共青団は大きな役割を果たす。このとき、共青団の任務は、その影響下にあるプロレタリア青年大衆を組織して党の派遣に従い、彼らを武装

極東局と東方部の文書によって、中共指導者は、1917年のロシア革命における青年団組織のないことが革命の勝利に有利であったと考えていた²¹⁰⁾。また、ロシア革命において労働組合が廃止されたため、中共指導者から見れば、行動委員会は不合理な組織ではなく、むしろソ連の経験による組織である²¹¹⁾。

8月20日、極東局は中共中央が反右傾の名目で行動委員会に反対する幹部を批判することに非難した²¹²⁾。8月25日、ソ共政治局会議では極東局の意

幹部に構成させることである。(2)同様の理由から、共青団中央の廃止に断固として反対する。いかなる行動委員会は共青団中央に取って代わることができず、青年基層組織に対して日常的な指導と監督を実行することもできず、企業と青年労働者大衆と連絡を保つこともできない。私たちは、青年組織がいかなる独立性といかなる主体性を失うことを意味するから、行動委員会下の青年部、いわゆる青年秘書処が共青団中央の代わりになることに反対する」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第九巻、304-306頁)。

- 210) 1930年12月9日「中国党三中全会と李立三同志の誤った報告に関するコミンテルン東方部の報告」において、「この時期には、黄色組合の工作を完全にあきらめ、同時に自分の労働組合を解散し、大衆から離れた官僚主義の上層機関、いわゆる行動委員会を労働組合の代わりにした」。「暴動を準備したときには、赤色組合の廃止だけではなく、全国青年団の組織が廃止され、万能のような中央総行委だけが残っていた」と述べている(『中央革命根拠地文庫』党的系統2、1269-1275頁)。
- 211) 1930年10月20日「317ストリャルからロゾフスキへの手紙」において、「赤色組合は実際に廃止された。現在に、党と労働組合運動の指導者たちはこれを議論して認めている。私は中華全国総工会の指導者の一人よりもすでに形成した情勢をよく説明することができない。この同志は私たちにこのような質問を出した。すなわち、ロシア革命の過程において、労働組合は廃止されたことがあり、これは違いないか。私はこの同志の質問よりもすでに形成した状況をよりよく説明することができない。すべての方針が直ちに武装暴動を行うことになったため、全能的な行動委員会は設置し、実際に赤色組合、中華全国総工会、上海労働組合連合会に代わり、労働組合の機能を担っていた。したがって、労働組合は党の不明確な付属物の地位にあった」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第九巻、421-428頁)。
- 212) 1930年8月20日「コミンテルン執行委員会極東局から中国共産党中央委員会政治局への手紙」において、「労働組合の指導機関、中華全国総工会、上海労働組合連合会は最近、独立的な大衆組織として行動していない。これらは独立的な革命党の指導下の大衆機関としての自身の機能をしなくなった。特に最近、行動委員会が設置された後、これらは形式上のものになり、党組織の機関として機能している」。「行動委員会は労働組合の代わりをしようとしている。労働組合の全部の工作と職能は行動委員会に代行されるからである」。「中華全国総工会の指導者同志からのいかなる批判、労働組合機関の廃止及び行動委員会が労働組合を代えらないことに対する疑いは、右傾機会主義と批判されている」。「行動委員会は労働組合に取って代わるべきではない。行動委員会は常設機関であり、十分に明確な目標のために非常に具体的な情勢において構築されるため、どうしても実際に大衆組織を廃止することができず、労働組合については

見に賛成し、党、団、労働組合を回復すると中共に指示した²¹³⁾。

8月19日、周恩来はコミンテルンの決議を持って中共中央に戻ったが、総行動委員会主席団会議に参加した際に、行動委員会が間違った組織形式ではなく、ただ行動委員会のやり方をコミンテルンに説明しなければならないと示した。また、この会議では、むしろ総行動委員会の規模を拡大し、すべての政治局委員を行動委員会に参加させた²¹⁴⁾。

その後、中共中央は極東局との協力を再開し、8月26日と8月28日の長江局への指示で、青年団の独立性を強調した²¹⁵⁾。9月4日、周恩来は、「過去に党と団が行動委員会に合併し、団の独立した組織システムを取り消したことは誤りであった。団は非党の組織であり、その独立的な組織と工作の存在を許容しなければならない。団の支部から中央まで、党の委員会組織に参加することはその政治責任を重くすることであり、党と合併することではない。団自体の組織と工作は存在しなければならない。過去の方法を修正しなければならない」と指示した²¹⁶⁾。9月8日、中共中央政治局は、党、団、労働組合の回復をコミンテルンに報告した²¹⁷⁾。9月19日の中央通告では党団合併が誤った組織形式であると認め、各級行動委員会に党団の区分を要求し

いうまでもない。行動委員会は、労働組合に代わって自身に機能を集めるつもりがありえない」と述べている(『中央革命根拠地文庫』党的系統2、1028-1032頁)。

^{213) 1930}年8月25日「291 連共 (ボリシェヴィキ) 中央委員会政治局第5号会議記録 (特字第 X号)」において、「コミンテルン執行委員会は、その代表団の行動を支持し、党、労働組合、共青団の通常の指導体制を直ちに回復させるよう主張する」と述べている (『コミンテルンと中国革命』第九巻、330-332頁)。

^{214) 『}周恩来年譜 (1898-1949)』、188-189頁。

^{215) 1930}年8月26日「中共中央から長江局への手紙-労働者武装暴動の準備について」において、「各級団部が党の行委組織に参加して青年秘書処において団の独立組織システムとなることは、絶対に保存すべきである。これについては、中央がすでに報告を出し、参照して修正していく」と述べている(『建党以来文献』第七冊、368-375頁)。8月28日「長江局に提出して湖南省委に転送する中共中央手紙」において、「青年団に単独の組織と工作を持たせる」と述べている(同前、376-378頁)。

^{216) 「}武漢工作問題について」(『建党以来文献』第七冊、386-391頁)。

^{217) 「}中央政治局から武漢南京暴動の停止に関するコミンテルンの指示を受けることについてコミンテルンへの電報」(『中央文件』第六冊、266頁)。

7=218)

(2) 六期三中全会

六期三中全会の「組織問題決議案」では、行動委員会について、「行動委 員会は、政治闘争または大衆ストライキ行動のための一時的な集中する大衆 組織である。党はこの一年間、行動委員会の組織方式に対する認識が誤った ため、毎回の政治デモで行動委員会を党内の組織に変え、大衆の公開した団 体代表会を別途に組織した。これは、党の日常工作に影響し、デモへの指揮 を余分にして、逆に大衆の力を拡大して一致行動させるという根本的な意義 を妨げた。今回の全国行動委員会の組織については、1、中央は過去に現在 の革命発展の速度と程度への推定が誤ったため、2、一貫して行動委員会に 対する組織方式の運用が誤ったため、このような不適切な組織があった。ま た、行動委員会の組織は、団の独立組織システムを廃止し、労働組合の日常 の独立工作を妨害し、下層の大衆工作に影響した。拡大した三中全会におい て、中央政治局はコミンテルンの指示を受け入れることに完全に同意し、行 動委員会の党内組織が不適切であることを認め、団の独立システムと労働組 合の日常工作を回復した。また、あるデモとストライキの発動や指導の際に は、集中と統一指揮のために、行動委員会の組織が必要であるが、これは決 して党内の日常工作を妨害し、団と労働組合の独立システムを廃止すること ができない。逆に、革命の潮流が高まっているほど、党はすべての非党の大 衆組織を経てより広範な大衆を発動して革命の力を強化すべきである」と説

^{218) 1930}年9月19日「中央通告第八十九号-党団の組織区分について」において、「党中央は行委の設置を決定した際に、組織原則として団組織の独立存在を廃止すべきではないが、団の独立組織システムを特別に維持することに気づかなかったという誤りがあった。その結果、実行中に団組織は合併された。団は独立した指導機関がなく、行委の青秘処は実際に一二人だけが工作を行い、しかも一般的な工作を行い、青年工作を特に注意しなかった」。「各級の行委は党団組織を区分する際に、党内と団内で青年工作の取消主義への反対を堅持すべきである。団は組織を回復することに助け、各級機関と指導システムを構築すべきである。ただし、同時に党に対立する傾向を防止しなければならず、必ず団組織を党の政治指導に服従させる」と述べている(「建党以来文献」第七冊、403-404頁)。

明した。青年工作と大衆組織の問題について、「政治路線の実行、特に反右 傾と取消派への闘争において、青年団は党と同じように断固とした行動とそ の進歩を示していた。しかし、団は自身の工作を青年大衆に転換する任務に 対して非常に不十分であり、初歩的な成功さえなかった。青年団組織の大都 市における弱体化、青年工作の不足、青年幹部の導入と発展の不足は、すべ て許容しない程度になった。党の団に対する援助と督促は非常に不十分であ り、最近の行動委員会が団の独立組織を廃止する誤りを招いた。団の青年工 作は、一時の停滞に陥った。このように、団内、特に党内のすべての団を廃 止する傾向は発展していた。拡大した三中全会はこの党団合併の誤りを是正 した以外に、青年団が非党の青年大衆の共産主義の組織であることを認識し た。青年団は党の政治指導下に青年運動路線を実施し、党の政治スローガン を青年工作に応用し、自分の独立組織と工作システムを保有する。党は断固 として団の工作の転換を援助し、団の取消傾向とそれに対する消極的な批判 に反対した。また、青年団は二つの戦線での闘争を急ぎ、主な危険の右傾に 反対し、青年団の青年大衆工作への転換を障害する左傾清談や関門主義に反 対し、第二党傾向の残存を消滅する。団は絶えずに党に新たな幹部を提供す るが、党は団の組織から党団員への異動を現在の団の緊急工作と発展を妨げ ない限度を条件としなければならない。団の指導を強固にするために、党は 特に団の党員を兼任する青年幹部が安心して団の工作を行わないことに闘争 する。支部において団への助けは非常に重要である」、「力を蓄積して決戦を 行うために、特に勝利を得るためには、共産党の組織だけではなく、より広 範な非党労働者を核心とする組織が必要である。革命闘争の迅速な発展に応 じ、中共は新たな方法を応用してより速い速度で、より大きな努力で、各種 方式の労働者大衆組織を拡大して強化し、これらの組織に対する党の指導を 強化する必要がある。これは、まず、すべての産業の赤色組合の設置と発展 である。上海の経験に基づき、党は大産業都市に産業委員会(一部の職工運 動委員会の効果)を構築してから、階級の産業労働組合を構築できるように 推進することが必要である。ただし、党の産業委員会は絶対に労働組合の代

わりになってはならず、決して上級労働組合が産業労働組合を設置すること またはその分会の直接指揮システムと日常工作を妨げることができない。産 業委員会自体は党内工作委員会の形式にすぎないため、直接に労働組合を指 揮することができず、党の支部を指揮することができず、各支部に産業労働 組合の分会と総会を準備して設置することを教えることができるだけであ る。産業労働組合と各工場の分会が正式に成立すると、産業委員会を廃止す べきである。過去には産業委員会を行動委員会と解釈したことがあったが、 非常に不都合であった。そして、労働組合が成立すると、その直接指揮シス テムと工作範囲をすぐに構築していく。特に党支部の赤色組合分会における 党団の役割、赤色組合の下層基礎の拡大、非党の労働者を労働組合委員会に 誘うこと、労働組合の専門家の流弊を防止すること、労働組合の民主化を可 能な限り実行すること、すべての党の策略と決定が党団活動を経て労働組合 委員会によって労働組合で実行すること、独立した労働組合の大衆路線を構 築すること、これらは、赤色組合の中心的な問題となっている。同時に、党 団工作はこのような基礎の上で構築しなければならない | と述べた²¹⁹。同 会議で採択された「職工運動決議案」では、行動委員会が大衆を動員して指 導する組織であると規定した²²⁰⁾。

以下には三中全会の決議をまとめる。第1に、行動委員会は大衆組織であるが、近年に党内組織となった。三中全会で否定された行動委員会は1929年後半から始まった指導機関の行動委員会であった。また、大衆組織の行動委

^{219) 『}中央文件』第六冊、307-328頁。

^{220) 『}職工運動議決案』において、「労働組合は自分の組織上の独立を有する。赤色組合は党の政治的影響と指導下にある。しかし、それは党と混同してはならない(いかなる行動委員会に代えられない)」。「党と赤色組合は、様々な補助組織であるクラブなどで大衆を自分の周囲に団結させる必要がある。特に闘争委員会、ストライキ委員会、行動委員会などの臨時的な組織方式の運用は必要がある。このような闘争委員会は臨時闘争を指導する組織であり、例えば罰金に反対、加工に反対、給料の増加に要求、工場閉鎖への反対などを指導する。ストライキ前後にはストライキ委員会であり、これらの組織は可能な限り常設の工場委員会に転換する。広い闘争を指導するためには、更に行動委員会を組織し、各種の大衆組織を統一的な一致する動員の下に行動し、労働者階級の他の労働大衆に対する指導作用を強化する」と述べている(『中央文件』第六冊、329-350頁)。

員会は今後も機能し続けるが、党、団、労働組合の運営に妨害することができない。第2に、李立三パターンの行動委員会は青年団と労働組合に対する影響が異なり、青年団への影響は青年団の組織を廃止することであり、労働組合への影響は労働組合の日常工作を妨害することであった。「政治状態と党の総任務決議案について」では、総行動委員会の組織構造が誤っていることを認め、この組織形式が青年団に対する取消主義の危険を強めながら、先鋒主義の第二党傾向を起こしたと強調した²²¹⁾。前に述べたように、取消主義と先鋒主義が正反対の傾向であり、中央総行動委員会が取消主義と先鋒主義を同時に強める説は、行動委員会を批判するためのものであった。

向忠発、李立三、周恩来、瞿秋白は三中全会の発言で行動委員会に触れた。 周恩来の報告によって、行動委員会は党の組織ではなく、大衆組織とソビエト政権の前身とすべきであり、李立三パターンの行動委員会は大衆路線に沿っていなかった²²²⁾。向忠発の報告では党、団、労働組合の回復を指示した²²³⁾。李立三は行動委員会が大衆工作を妨げていたとの見方を示した²²⁴⁾。

- 221) 「党の中央政治局の総行委決議は事実上に団組織の構造を廃止した。この誤りは最近にようやく是正された。この誤りは青年団に対する取消傾向の強化を引き起こした。そのため、特にこの取消主義の重要な危険に断固として反対すべきである。同時に、これらの最近の誤りによってさらに勃発した先鋒主義の第二党傾向に反対する闘争を強化しなければならない」(『中央文件』第六冊、274-303頁)。
- 222) 1930年9月27日「中国共産党六期三中全会における組織報告」において、「行動委員会の問題は、報告及び立三同志の発言に、すでに言及された。これはある問題が発生したとき、力を集中して指揮する方法であるが、大衆団体を組織原則とすべきである。過去の理解は根本的な誤りであり、この組織が党に属するものであると考え、大衆行動を党内に置き、大衆路線を行わず、デモにおいてに範な大衆を誘わず、より寒熱病の状態になりやすい。今回の全国総行委の方法は間違っている。暴動を組織できないわけではなく、これは政権の前身の性質である」。「行委の組織は客観的に団を廃止し、その工作を取り消した」。「行委は組織した以来、党団工作がなくなり、労働組合が第二党となり、大衆の工作路線に注意せず、工作をすべて党内に引き込んだ。当然ながら、赤色組合の人数を否定できず、その指導者は早く入党できた。産業委員会の役割は支部での産業労働組合の設置を推進することであり、それだけである。ほかのところが悪く、これを行委と見なし、労働組合の工作を党に引っ込め、支部が労働組合の工作を推進していなかった」と述べている(『建党以来文献』第七冊、437-457頁)。
- 223) 「中央政治局工作報告」において、「行動委員会組織の誤りと党、団、労働組合の日常指導機関の回復の必要を指摘する」と述べている(『中央文件』第六冊、351-358頁)。「コミンテルン決議の伝達に関する報告」において、「最近の行委の組織は、実際に青年団の組織や工作

以上の発言とは異なり、瞿秋白は党団関係における長期的な欠陥を重視した²²⁵⁾。会議の通告では行動委員会への批判を全党に公開した²²⁶⁾。

(3) 路線闘争における行動委員会

コミンテルンは李立三の計画を路線誤りとしてから、11月18日に、コミンテルンの指示を検討した政治局会議では、行動委員会を組織上の誤りから政治上の誤りにした²²⁷⁾。コミンテルンの指示によって、中共は行動委員会が

を廃止し、これは党がより責任を負う」と述べている(同前、359-388頁)。

- 224) 「柏山発言 コミンテルンの指示下に過去の策略と工作を反省する」において、「青年問題について、少山がすでに述べたように、党の指導は不十分である。行委の成立は、団の独立組織を廃止し、取消主義の発展をより助長した。これは深刻な誤りである。以前に、党が団の工作の転換に助ける精神は正しいものであり、今後には更に強化すべきである。二年間以来、C.Y.工作が弱体化するのは、深刻な問題である」。「総行委の組織は私たちの幼稚さを説明することができる。この総行委の組織は党のものではなく、大衆の性質でなければならない」と述べている(『中央文件』第六冊、389-400頁)。
- 225) 「中共の拡大した六期三中全会政治討論の結論」において、「団の第五回全国大会から今まで、団の発展は明らかに党の後に落ちていたが、最近はさらに議論に値する工作がない状況になる。青年団中央代表の温裕成同志が指摘したように、団の取消主義が発生した原因は、(一)理論上に弱い、(二)行委に対する認識がはっきりされない、(三)いつでも独立原則を取り消すことができないことを理解していない、(四)過去の取消主義の現れである」。「最も重要なのは青年団が歴史上に常に第二党となった状況であり、工作上に本当に確実な青年工作がなく、青年的、共産主義的、プロレタリアの大衆団体が形成されないからである」と述べている(『建党以来文献』第七冊、518-544頁)。
- 226) 1930年10月12日「中央通告第九十一号 三全拡大会の総括と精神」において、「過去に、中央は行動委員会の組織方式を誤解したため、何度もこれを党内組織に変えた。実に、行動委員会はある政治闘争またはある大衆ストライキ行動に対応するための一時的な集中する大衆組織である。今回、全国革命発展の程度と速度に対して、予測の誤りがあったため、行動委員会は全国の党内の普遍的な組織となった。団の独立組織システムを廃止し、労働組合の日常的な独立工作を妨害したことは更に間違っていた。三全拡大大会では、中央政治局がコミンテルンの指示を受けた後、行動委員会の党内において組織が不適切であることを認め、直ちに団の独立システムと労働組合の日常工作を回復することに同意する。また、三全拡大大会はさらに、青年団がこの一年間に政治上に著しい進歩があったが、団の工作を青年大衆に移す成績が弱く、過去の党団合併の誤りがさらに党内の青年団に対する廃止傾向を助長し、青年団の工作を軽視する傾向を助長していることを指摘した。全党はこの傾向に断固として戦い、団が工作上の転換を実行することに助け、団内の二つの戦線との闘争を強化し、右傾と左傾の清談関門主義及び第二党傾向に反対する」と述べている(『中央文件』第六冊、414-427頁)。
- 227) 1930年11月18日「329中共中央政治局の会議記録」において、「過去に青年団の廃止問題に ついては、組織上の解釈を行っただけである。政治上にも、これが取消主義であると指摘すべ

団と労働組合を廃止しただけではなく、党を廃止したと見なした²²⁸⁾。12月 23日の中央通告では、李立三路線とそれに対する調和主義を批判した²²⁹⁾。

李立三の革命高潮にかかわる考え方はコミンテルンからの理念であったため、コミンテルンは李立三を批判する際に革命高潮および革命の必要性を否定することができなかった。ゆえに、行動委員会への批判はコミンテルンの

きである | と述べている (『コミンテルンと中国革命』第九巻、455-463頁)。

- 228) 1930年11月16日「コミンテルン執行委員会の立三路線問題について中共中央への手紙」に おいて、「党と青年団の支部は合併し、赤色組合は暴動を準備していた。これらは、党や労働 組合の工作を混乱させた。このように、革命は、党、青年団、労働組合の独自の組織が必要で はなく、青年団、労働組合、党の廃止から始まる」と述べている(『中央文件』第六冊、644-655頁)。12月「立三路線への反対に関する中共中央の議論大綱」において、「立三路線はプロ レタリアの革命における指導権の重要性を知らず、プロレタリア政党、共産党がどのように大 衆闘争を指導するのかを知らず、逆に総行動委員会の形で党、青年団、赤色組合を合併した。 実際には自然に党、団、労働組合を廃止した。党を革命において最高の指導的な役割を得るこ とができないようにしたが、最も深刻なのは正式に団組織を中央から支部まで完全に党に合併 し、根本的に団がどの時期にも独立に存在する原則に否定した」と述べている(『建党以来文献』 第七冊、752-758頁)。12月1日、周恩来の「立三路線の理論基礎」において、「総行動委員会 の組織は団を廃止しただけではなく、実際に党を廃止した」と述べている(同前、710-713頁)。 12月11日「中国共産党中央委員会から同志への通告-立三同志路線に反対と粛清のための問題」 において、「立三同志は革命における党の指導作用と組織作用に対して、レーニン主義とボリ シェヴィキ主義に対する理解が全くない。(一)革命高潮(直接革命情勢)が到来したら、大 衆組織が極めて小さな組織から、数十万ないし数百万人の偉大な組織に急速に発展することが でき、同様に、党組織も数週間または数日以内に広範な大衆の党になることができると李立三 は述べた。このように、大衆組織と大衆を得る任務は全く余分であり、大衆はいわゆる高潮に おいて自然に組織される。(二) それだけではなく、彼のボリシェヴィキに反対する路線は、 直接革命の情勢において、青年団、労働組合、党を廃止し、当時、党、労働組合、青年団の代 わりに総行委を組織するという観念の具体的な現れである。総行委の下に、党と青年団の支部 が合併し、赤色組合が暴動の準備を行って総行委の付属部門となり、革命は青年団、労働組合、 党を廃止することから始まるようである。彼は実際にプロレタリアの指導権と党の指導的役割 を根本的に否定した。(三)彼のいわゆる「党組織の軍事化」とは、ボリシェヴィキの民主集 中の組織原則を完全に覆し、孫中山と陳独秀の家長制度である命令主義と委任制度を実行し、 懲戒制度を用い、ボリシェヴィキの自己批判を抑制した。そのため、彼は主観的な力を強化す ると言ったが、彼が知っている主観的な力とは、総行委のような官僚主義的な組織である。こ れはいわゆる暴動を準備し、暴動を指揮し、大衆を命令する技術機関であり、大衆を獲得し、 大衆を組織し、大衆を領導する共産党、共産青年団、赤色組合ではない」と述べている(『中 央文件』第六冊、526-545頁)。
- 229) 1930年12月23日「中央緊急通告(中央通告第九十六号) コミンテルン路線を断固として 実行するために李立三路線と調和主義に反対して全党に呼びかける」(『中央文件』第六冊、 546-552頁)。

李立三路線に対する推進を言わずに、李立三を批判するための切口とされた。 したがって、六期四中全会では革命高潮を認めた上で、李立三パターンの行動委員会が革命を大衆から離脱し、労働組合と大衆団体を廃止し、青年団を廃止し、党を廃止し、革命高潮を把握しなかったと批判した²³⁰⁾。1934年11月、王明の「十三年以来の中国共産党」により、行動委員会は「党と大衆を軍事化させて行動委員会を設置して統一指導を行うなどの左傾の言葉に隠され、青年団と労働組合を廃止しただけではなく、党のすべての大衆革命組織の指導中心である役割を取り消した」²³¹⁾。

(4) キムと青年団からの批判

1930年8月9日、青年団は、青年団が行動委員会の設置を完全に受け入れ、青年団の独立した活動と宣伝が存在し、中央総行動委員会の目的が政治的統一を促進することであり、決して青年団を廃止するのではないと表明した。また、文書では行動委員会が特殊な時期の機関であり、その後に元の組織システムが回復されると説明した²³²。これに対して、キムは思想闘争を強調し、

^{230) 1931}年1月7日「六期四中全会決議案」において、「党は立三の指導のため、革命高潮の条件であらゆる方法を尽くして党、青年団、大衆団体を強固にしなかっただけではなく、逆に事実上に大衆団体を廃止し、青年団を廃止し、党を揺るがす」と述べている(『中央革命根拠地文庫』党的系統2、1310-1317頁)。

^{231) 『}コミンテルンと中国革命』第十七巻、243-264頁。

^{232) 「}キム中央局からキムへの手紙」において、「我々は現在の政治情勢と闘争上の必要に基づいて、党中央政治局と共同で全国中央行動委員会の設置を決定した。中国少共の過去の闘争における五一、五卅、八一の経験により、このような組織方式は青年団の活動に大きな助けとなり、特に中国団が転換闘争を実行する中に、より有利である」。「このような非常闘争の際には、政治行動上の統一と指揮力の集中のために、党団の二つの組織システムを行委システムに統合し、この非常闘争の時期で直接指導を行う。これは党組織の軍事化の具体的な運用である」。「各級の行委職員は、各級の党団指導機関の同志に共同で構成される。行委の下に、青年秘書処を組織し、青年秘書処の書記は行委主席団の一人である。青年秘書処自体の組織には、書記一人、秘書一人、幹事数人(工作上の必要に応じて増加する)からなる。支部で党団幹事会は合併して行動幹事会を組織する。小組区分は生産部門を単位として、支部などでは団員と党員の登録を分け、二十三歳を基準とする。ある工作上の必要がある場合には、単独で団員を集めて会議を開いて青年問題を専門的に討論することができる。行委や県、市、特の行委のあるところには、各行委の青年秘書処書記を集めて合同会を開くことができる」。「行動委員会の組織は、決

青年団の一連の政策を否定しなかった²³³。9月4日の青年団中央の指示によって、青年団は独立的な組織と工作を維持し、青年秘書処は行動委員会の分業体制の現れであり、これまでの党団関係のように、政治問題だけに対しては総行動委員会の承認を得なければならない²³⁴。

9月10日に、キムはこれまでの態度を一転し、行動委員会が青年団を廃止して社会民主党を模倣したと批判した²³⁵⁾。したがって、9月19日、中共および青年団は党団合併の組織方式を廃止し、青年団がいかなる条件でも独立で存在すべきであると示した²³⁶⁾。10月25日、「党中央政治局と団中央局から

して青年団を廃止するわけではない。青年団の独立的な青年活動、独立的な政治宣伝は、すべて存在し、かつ全行委の力でより有力に実行される。団中央機関紙(レーニン青年)は通常通り出版し、各地の団の刊行物も通常のように出版する」。「行動委員会が終わると、党団組織をすぐに分けるのか、党団の第二の組織システムを設置するのか、同志の区分はすべて二十三歳を基準とする」。「このような組織方式は、極東局とコミンテルン代表の同意をもらい、中国で運用されると、大きな成績を得た。現在に、コミンテルンの新代表がこのような組織に同意していないため、私たちはコミンテルンに私たちの組織方式への承認を求める。中国団は闘争上の必要に応じ、これをすでに実行している」と述べている(『青年資料』第八冊、53-54頁)。

- 233) 「キム執行委員会から中国共産青年団中央への文書」(『青年資料』第八冊、97-108頁)。
- 234) 1930年9月4日「共青団中央からソ区団中央分局を成立するための任務について小関同志への指示」において、「伍豪同志は帰った後、全国の工作配置に対して大きな変動がある。この変動は私たちの以前の不足に対する補足である」。「最近、全党行委は C.Y. が全国の独立組織システムと指導関係を維持すると決定した。全党行委の青年秘書処は全党行委の直接指導の下に、行委分業の組織形式である。それは各局の行委青年秘書処と各省の行委青年秘書処に対して、依然として C.Y. 中央の名義で直接関係が発生する。各省行委青秘は各地の行委青秘に対しても以前の省委と同様に、省委の名義で直接関係を構築する。団の経費は依然として独立して支配されているが、全党動員、組織軍事、行委の集中指揮の原則によって、青年秘書処は政治上の問題が総行委の承認を経て実行すべきである」。「そのため、全党行委の組織形式において、青年団の独立した組織システムを維持することは、全党の力の集中を妨げない。逆に、青年団は全党動員の状態において、全党行委の指導の下に、全団の独立組織システムと指導関係により、全団を動員し、青年の工作方法と方式を運用し、より大多数の青年大衆を獲得し、全党の力を拡大する」と述べている(『青年資料』第八冊、157-163頁)。
- 235) 「キム代表から中国団中央及び各省委員会への文書」(『青年資料』第八冊、192-197頁)。
- 236) 「中国共産党中国共産主義青年団中央通告第八十九号 党団の組織区分について」において、「一、共産青年団はプロレタリア青年の指導者であり、党の指導下にある共産主義青年組織である。彼の革命における任務は、青年労働者の革命先進分子を団結して組織し、広範な共産主義の青年大衆団体を組織し、広範な青年大衆を獲得し、党の政治指導の下に行う総闘争に参加し、青年の特殊利益を獲得することである。彼は党の予備軍である。団は独立的な政治組織であり、彼は特殊任務があるため、いかなる条件においても単独で存在すべきである。これはコ

党団区分のために各級党部と団部への公書」では、団組織の回復を指示した。また、文書によって、行動委員会の設置に関する指示では青年団の独立性を確保するが、地方党組織は実行中に団を撤廃してしまった²³⁷⁾。10月末に、青年団の五期三中全会では、取消主義と先鋒主義の二つの傾向を取消主義にまとめ、行動委員会を取消主義の現れと見なした²³⁸⁾。しかし、中共の「中共六期三中全会告青年団書 – 誤った傾向の是正、団の転換に関する工作」では、取消主義と先鋒主義を二つの傾向に分け、「一番目の問題は、青年団を撤廃する取消主義の傾向である。二番目の問題は、先鋒主義の第二党傾向である。三番目の問題は、団内の二つの戦線の闘争である」と説明した²³⁹⁾。

1930年11月、キムは党団合併が力の集中に有利であるという観点に反論したが、党団合併が団の廃止を意味する理由を説明しなかった²⁴⁰⁾。青年団はキムの指示を完全に受け入れ、団の五期三中全会が調和主義の誤りを犯した

ミンテルンの網領で規定されるものである」と述べている(『青年資料』第八冊、210-211頁)。 237) 「多くの党部は、行動委員会の成立を決定したため、団に対する廃止観念をさらに発展させた。広東順徳党部の担当者同志は、行動委員会の設置の通告を受けると、「現在に、団は完全に廃止され、団員は会議に参加しても傍聴するしかなくて、発言や議決権がない」と宣言した」(『青年資料』第八冊、349-352頁)。

^{238) 「}C.Y. 三全会告同志書 | において、「党と団の歴史上に団に対する取消主義がある一方で、 最近の党と団は行動委員会の成立を決定したため、実際に団の組織と団の工作を廃止し、現在 の党内および団内の団に対する極めて深刻な取消主義を形成させた。現在にも大部分の団部は 党と合併する状態であり、これは極端に深刻な政治損失である | と述べている(『青年資料』 第八冊、403-408頁)。「少共三中全会政治決議案-中共三中全会およびキム一九三○年八月の 手紙の決議案を受け入れる」において、「中央局の過去の青年団の独立問題に対する立場と、 各級総行委問題における立場は非常に不正確である。このような不正確な立場は、青年団がい かなる時期においても独立して存在すべき原則を根本的に知らないことである。武装暴動が起 こる時期に、青年団が独立して存在する必要ないという観念は、政治上に非常に有害な誤りで ある。当然、この立場は組織工作上に青年団を廃止する傾向をさらに強めている」と述べてい る (同前、409-426頁)。「少共三中全会の組織問題決議案」において、「組織上の取消主義は: a. 団の独立組織を廃止する。b. 非政治化と先鋒主義の傾向である。c. 深刻な関門主義である」。 「今回の行動委員会の組織自体は誤りであり、政治上には現在の情勢に対する過度に推定し、 組織上には行委の性質と団がいつでも独立して存在すべき原則を誤解する」。「行委問題の誤り が是正されたが、団は取消主義の組織根源を消滅しないと、取消主義を粛清することができな い」と述べている(同前、427-440頁)。

^{239) 『}青年資料』第八冊、451-454頁。

^{240) 「}キムからの手紙」(『青年資料』第八冊、393-396頁)。

ことを承認した²⁴¹⁾。12月12日の「均鶴、克欧の団三中全会決議に対する意見書」では、行動委員会が設置された過程に、青年団が中共中央の指示に反対せず、キムの承認のないままこれを実行し、党と団がいずれも取消主義を示したと指摘した²⁴²⁾。注意すべきは、青年団は確かにキムに要請せず、党の指示に基づいて団を行動委員会に編入した。しかし、これまでの決議によって、党と団が重大な衝突がある場合に、団はキムまたはコミンテルンに解決を要請する必要があり、激しくない衝突は上級党組織に解決される。また、青年団は党団合併に反対しない場合に、キムの承認を得る必要がない。12月20日、青年団は、11月のすべての決議を否定し、団の独立組織を回復することも取消主義の継続であったと示した²⁴³⁾。

- 241) 1930年11月29日「団中央局のキム十一月手紙に関する決議」において、「団の三中全会では、キムの八月手紙に基づいて、決議(中央の誤りを批判し、二つの戦線での闘争を定め、団の主要任務を規定する)を正しく定めたが、立三同志の半トロッキー、反レーニン主義、反コミンテルンの路線を十分に摘発していなかった。そのため、三中全会決議では、この路線に対して調和傾向の誤りを犯した。キムからの手紙では、私たちにこの誤りを是正し、三中全会で決定した任務をより迅速かつ円滑に実行できるようにした」。「三中全会は、五回大会から今年八月にかけて、中央の路線が正しくキムの路線に従ったと指摘し、中央の取消主義の誤りを批判したが、今年六月から八月にかけて、中央の路線がキムの路線と矛盾したことを断固として指摘しなかった」と述べている(『青年資料』第八冊、397-398頁)。
- 242) 「各級総行委の成立によって団組織の廃止は、立場の問題ではなく、反レーニン主義路線の問題であり、反キムの問題である。これは政治的観点があり、歴史的根源と一定の階級基礎がある」。「団を廃止する主張は、当時に中央局の正面から痛撃を受けず、しかも中央局の一部の主要な指導者同志に断固として主張されていた。全団の指導者としては、かつ命令主義の方式によって、各級団部の担当者同志がこの問題について意見を述べたことを抑えた(取消主義の迅速な勝利を助けるだけではなく、キムの指示を受けないまま団を廃止し、自身は取消主義の命令者を演じた)」(「青年資料」第八冊、475-482頁)。
- 243) 「中国共産主義青年団中央緊急通告-キムの十一月からの手紙を受け入れ、中央路線を是正し、三中全会決議及び中央が十一月にキムからの手紙を受け入れる決議の無効を宣言し、全団団員に立三路線と調和主義を粛清するために争うよう呼びかける」において、「中央局は三中全会と三中全会以降の全体路線が間違っていることを断固として認める。これは反コミンテルン、反レーニン主義、反マルクス主義、立三路線への調和、機会主義路線である」。「三中全会では、総行委の廃止を決定し、形式上に団の組織を回復したが、その調和主義の立場のため、反立三路線の闘争と工作の転換を断固として行わず、新たな隠蔽された立三路線を続け、取消主義の誤りを繰り返していた」と述べている(『青年資料』第八冊、493-497頁)。

その後、取消主義による党団関係の混乱は李立三路線に帰着された²⁴⁰。 1930年12月31日の「C.Y. 中央政治決議」では中共六期三中全会以降の状況を 総括した。これにより、第1に、青年団の三中全会では団の組織を回復し、 国際路線に向けたが、李立三路線に対して調和主義を取った。第2に、青年 団はキムの指示を無条件に受け入れた。第3に、異見者との権力闘争につい て、12月20日前に、青年団は反李立三路線者と反調和主義者を抑圧した。第 4に、反李立三路線を理由として、団内には極端民主化の右傾主義者が生じ た²⁴⁵。

- 244) 1930年12月30日「C.Y. 中央の反立三路線に関する議論大綱」において、「李立三路線は青年運動において極点に発展し、取消主義が生じた。この取消主義は、第一に、青年闘争への指導を廃止した。第二に、青年の大衆組織を廃止した。第三に、共産青年団を廃止した。そのため、青年運動における立三路線、すなわち左傾機会主義、左傾の空論は、実際の工作における機会主義の消極的な態度を覆い隠し、最後に取消主義まで発展してきた」と述べている(『青年資料』第八冊、521-527頁)。1931年12月20日「団の建設問題決議(草案)」において、「団内の団に対する取消主義の存在と流行は、現在の団の主要な危険となっている。取消主義の根源は主に立三路線の残留である。紅軍において公開した取消主義理論、例えば紅軍に青年工作がないなどは、かなり打撃を受けているが、まだ完全に解消されていない」と述べている(『青年資料』第九冊、629-640頁)。
- 245) 「1. 団の三中全会ではキム路線を認めることに第一歩を踏み出したが、李立三路線に対 して調和的な態度が団内転換の実行を妨げた。2.しかし、三中全会の後、中央局は三中全会 の調和路線を継続して実行し、多くの新たな誤りを出した。3. 今まで工場製造所における団 の大衆工作の方向への深刻な転換がなく、労働者の日常経済闘争を忘れ、青年労働者への組織 を無視し、空論によって青年労働者大衆を発動する苦しい工作を代替すると中央は指摘した。 4. 中央局はキムの指示を無条件に受け入れ、自らの過去の過去を断固として非難し、自分の 成分を変え、現在の客観情勢に注意する |。「中央局は、キム手紙が来た前後において中央の調 和誤りに反対してコミンテルン路線を擁護する同志に多くの不正確な組織方法によって批判し た」。「十一月二十五日の補足決議において、中央局は立三路線を反コミンテルン路線であると 正しく断定し、中央の六月から八月間の路線が反コミンテルンであることを指摘していたが、 三中全会の路線が一般的に正しいと言ったため、このような表現はこの決議案の意味をもっと 抹殺する。中央局は十二月二十日の緊急通告で、完全に正しい路線に移った」。「多くの支部は 今でも党団三中全会の誤りとコミンテルン手紙を知らない。そのため、上海、直隷などの組織 のように、立三路線の誤りを繰り返しているところがある。三中全会および中央局の調和態度 は、地方組織でこれらの誤りを繰り返す基礎であり、同様に、この調和態度は、中央局が反立 三主義の指導的地位に立つことを妨げ、多くの団内不良現象を起こした(極端民主化、反立三 路線の旗の下右傾機会主義者の活動など) | (『青年資料』第八冊、528-533頁)。

(5) 労働組合からの批判

1930年8月18日の「289コミンテルン執行委員会極東局メンバーと中華全国総工会代表の談話記録」では、全国総労働組合の運営状況を以下のように述べた。第1に、中央総行動委員会は絶対的な権力を有し、労働組合の職員は行動委員会の管轄を受けていた。第2に、行動委員会が設置された後、下部組織と企業とのつながりは弱くなり、党組織だけは残された。第3に、行動委員会は労働組合を代えることができないが、すべての大衆運動を指導していた。文書で述べた労働運動の難局は、労働運動の従来の問題であった²⁴⁶。六期三中全会では、引き続き労働組合に対する指導を強化して党が労働組合に代えることを解消するという方針を取った²⁴⁷。

1930年9月30日、全国総工会の「3ヶ月以来の工作報告-1930年7月から9月まで」では、総行動委員会について以下のようにまとめた。第1に、全国総工会の運営は停滞し、二人だけは残された。第2に、全国総工会の党団はわずか一人または二人が担当し、全国総工会に対する党団組織の指導はなかった。第3に、党団の責任者は党の工作に異動されたため、党団は大衆工作をしなかった。第4に、党と労働組合は混同し、党は労働組合の代わりとなった²⁴⁸⁾。この報告から、労働運動における党と労働組合の歪んだ関係を

- 246) 1930年8月18日「289コミンテルン執行委員会極東局成員と中華全国総工会代表の談話記録」 において、「すべての機能を自分の手に集中した江蘇省行動委員会が設置されて以来、末端組 織や企業とのつながりがはるかに悪くなった」。「いわゆる行動委員会は労働組合に代わること ができないが、党はこれに対して、行動委員会がすべての大衆運動を組織して指導する」と述 べている(『コミンテルンと中国革命』第九巻、321-327頁)。
- 247) 「職工運動議決案」において、「赤色組合の組織全体を弱体化させた活動は、真に広範な大衆のために暴動を積極的に準備する任務にとって、最大の危険と障害である」。「党の労働組合に対する領導は、党団および工場支部を通じて実現しなければならない。党が労働組合のすべてを支配すること、党団が労働組合の執行機関に代わる現象を断固として是正する」と述べている(『中央文件』第六冊、329-350頁)。
- 248) 「全国総工会はこの三か月間、常委が健全ではなく、二人しか残っていなかった。各部の工作は同じように不健全であり、まるでなくなった」。「この時期に、党団は不健全であり、党団組織の領導がなく、ただ一二人の同志は工作に対応していた。そのため、党団組織の領導工作は全くない」。「総括的に言えば、全総の党団組織は健全ではなく、強力な指導的役割を果たさず、全国総工会全体の工作への推進が弱かった。同時に、各産総、例えば海総、鉄総、地方総工会、例えば上海工聯党団の担当者同志は党の工作に異動させられた。つまり名目上は党団

見える。第1に、党労働組合の関係について、労働組合の独立運営を要求する一方で、労働組合への完全的な支配を求める。第2に、指導の方式について、労働組合を直接指導しないと規定しつつ、党団(党組織の一種)を通じて労働組合を指導すると強調した。第3に、解決策について、労働組合を代替しないことを強調するとともに、労働組合に対する支配を強化し、すなわち党が労働組合に代わる傾向をさらに強める。同報告では、行動委員会を批判するために、党労働組合の混同を行動委員会によるものとしたが、実際に、労働運動は最初から原則に沿って行うことがなかった。逆に、それまでの問題こそは行動委員会の設置を誘発した。1930年10月、全国総工会は常務委員会拡大会議を開催し、李立三路線を修正するとともに、人事調整を行った249。同会議では、行動委員会のあるべき姿を説明した250。

注意すべきは、行動委員会が赤色組合に代えることはよく提起されたが、李立三は総工会党団を行動委員会に合併したが、赤色組合を合併していなかった。李立三がすべての赤色組合の党団を撤廃したとしても、これは赤色組合自体の廃止ではない。逆に、「行動委員会は労働組合を代えって廃止した」という李立三を批判するための観点は、労働組合が労働組合の党団または党

の責任者であるが、実際にすでに党団工作を担当しなかった。そのため、各労働組合の党団工作は大衆工作においてその指導的役割を果たさなかった。これは党団工作の最大の欠点である」。「わが党と労働組合組織が正しい関係を有しないことは原因の一つである。例えば党組織と大衆組織は路線が混同し、多くの工場労働組合支部の組織は、党の支部組織と区別がなかった」。「全総および各労働組合党団は必ず健全な組織を組織しなければならず、常に担当者同志が工作を指導する。こうしたら、党の政治主張と策略を党団によって大衆に伝え、広範な大衆を党の周囲に誘うことができる」。「労働組合党団と労働組合常委の組織をそれぞれ明確し、党団は労働組合常委の代わりになってはならない。労働組合常委は積極的な幹部を工作に参加させる」(『工会文献』第三集、154-178頁)。

- 249) 『工会文献』第三集、215-221頁。
- 250) 「組織決議案」において、「行動委員会の組織について、ある政治事変において、あるデモ、あるストライキが発動するときには、行動委員会を組織すべきである。赤色組合は労働者階級の組織として、行動委員会の発起者および組織者となる。行動委員会は各種の革命団体を含み、行委の力を集中し、統一的に指揮し、労働者階級の指導的役割を実現する。行動委員会はストライキ委員会や他の類似機関のように、特別な時期に特別な目的のために組織される臨時行動機関であり、赤色組合の代わりになってはならず、赤色組合の役割を取り消すことができない」と述べている(『工会文献』第三集、194-204頁)。

と同じであると黙認した。これにより、党と労働組合の混同は実行中の問題だけではなく、思想上においても党内のいわゆる理論家たちがこれを全く分からない程度に至った。このような考えは理論上の問題だけではなく、実践中にも行われていた²⁵¹。

2. 行動委員会の成因とその特徴

(1) 党団関係の混乱

党団関係を原則、実態、問題、解決策に分けて分析する。第1に、党団関 係の原則には、政治、工作、組織の三つの方面がある。青年団と中共の最初 の規約では党団関係に触れなかった。1922年7月の中共二全大会から、青年 団はキムの指導を受け、協定内容に基づいて中共と互いに協力した。このと き、党と団の関係は対等な協力関係であった。1923年6月の中共三全大会か ら、中共は組織上に青年団に援助すると主張した。そして、青年団は、協定 内容による協力を政治上に中共への完全的な服従に変更した。党と団のつな がりはコミンテルンによって実現され、原則として青年団は中共に所属せず、 コミンテルン指導下のキムに属していた。したがって、この段階で、青年団 は政治上に中共の指導を受け入れていたが、工作や組織の独立を維持してい た。1925年1月の中共四全大会から、党団関係は曖昧になっていた。中共は 青年団組織の独立が共産主義運動の支障であると示した。1926年1月、青年 同の工作において最も中心的な学生運動は中共と青年同の共同指導に変更さ
 れた。そのため、党の団に対する政治指導のほか、団の工作や組織の独立は 動揺し始まった。1926年7月、工作上の党団合併および青年団をめぐる工作 が党の工作の一部であることは明文化された。この段階で、党団関係の原則 は定着した。青年団は政治上、工作上、組織上に中共の指導を受け入れ、形 式的に独立した工作と組織を保留し、キムの支部として運営していた。

^{251) 1928}年7月「職工運動決議案」において、「労働組合に対していかなる決議がある場合に、 労働組合はこれを実行する場合に、党団を経て決議内容を討論して採決してから施行できる」 と述べている(『中央文件』第四冊、367-384頁)。11月12日「中央通告第七十八号 - 職工運動 に関する策略」(『建党以来文献』第五冊、723-737頁)。

第2に、党団関係の実態について、幹部が極めて不足する場合に、中共が常に青年団の成員を異動したため、青年団は形骸化した。ただし、このようなやり方は原則に違反するわけではない。多数の青年団員は中共党員であったため、中共はどのように青年団の工作と組織を支配しても、これを党内の調整と見なすことができる。また、党と団が相手の組織のない地域で互いに工作を兼任して組織を構築する規定は、工作上と組織上の党団混同をもたらした。つまり、党団一体化は理論にも実態にも合理性があり、問題となるのは、「青年団は工作と組織の独立性がある」という組織原則である。組織原則は実態に適合しないため、実践中に作られた具体的な規則は組織原則を曖昧化して実態に応じた。ゆえに、組織原則と実態の離脱によって、党団関係は組織原則の一部に合致しつつ、実態の一部に対応した状態となった。

第3に、コミンテルンと中共は党団関係について二つの誤った思想が生じたと考えていた。一つは先鋒主義、すなわち「青年団は工作上と組織上に独立する」という原則に厳格に基づいて、明確な党団区分を求めることである。このような要求は確かに原則に合致するが、中共四全大会の決議案で述べたように、政治指導はすべてを含む最高の指導であり、工作と組織への指導にかかわる。言い換えれば、厳密に組織原則に従うと、中共の政治指導を受けるという政治原則に違反してしまう。つまり、「青年団は政治上に中共の指導を受け、工作と組織の独立を保つ」という原則は自己矛盾である。コミンテルンと中共はこの思想を第二党傾向と批判するしかない。もう一つは取消主義、すなわち党団合併の実態を受け入れ、党団合併の明文化を求めることである。この主張は実態に合致するが、組織原則を明らかに違反する。

第4に、党団関係の混乱への解決策については、以下にまとめる。第1には、互いに代表を派遣して相手の会議に参加させ、工作上の協力を強化することである。青年団が中共の指導を受けるため、相手の代表を会議に参加させる案は、実行中に党代表が団会議に参加する際に青年団を指導し、団代表が党会議に参加する際に指導を受けることになってしまった。第2には、できるだけ青年団から幹部を異動しないことである。前に述べたように、幹部

を異動することは原則に違反しないため、解決策では「可能な限り」として、 明確的な規定をしなかった。この点について、より重要なのは党団員の年齢 区分である。年齢区分は青年団の独立性に直結し、年齢限界は高ければ高い ほど、青年団の資源が多くなる。先鋒主義は青年団の工作をする成員の年齢 上限が25歳または28歳と主張し、取消主義はこれを16歳または18歳に設定し た。年齢区分の変化から見ると、青年団の相対規模は小さくなっていた。 1925年1月の年齢区分は25歳(入団年齢は14歳から25歳)、1926年10月の年 齢区分は23歳、1927年5月の年齢区分は21歳であった。年齢区分が十分に低 ければ、青年団は自然に形骸化した。1928年7月の青年団五全大会による入 同年齢が14歳から23歳であり、1927年5月の年齢区分基準に合わせて、14歳 から21歳までの青年団員は入党しても団員として働くべきである。取消主義 の主張によって、年齢区分を16歳とすれば、14歳から16歳までの団員だけは 青年団の工作を担当する。第3には、中共が青年団に対する指導を強化する ことである。先鋒主義への打撃が必要であるため、党の団に対する指導を強 化することは合理的な案であった。ただし、反右傾運動に従うために、名目 上に取消主義を批判するしかない。したがって、党の団に対する過度な指導 を防ぐために、党の団に対する指導をさらに強化するという論理に反する現 象は現れた。

青年団の廃止を修正するために、中共は行動委員会を撤廃したほか、続けて青年団とすべての大衆団体への支配を強化した²⁵²⁾。六期三中全会の「政治状況と党の総任務に関する決議案」では、非党団体の独立性を言いながら、党の支配が強すぎる傾向をさらに強めた。第1に、大衆工作における問題はこれまで党がすべての大衆組織の代わりになったと考えられたが、その解決策は「広大な半プロレタリア階級の貧民大衆に、党の組織を発展する。党の

^{252) 1930}年10月6日「中国共産党第六期中央委員会拡大の第三回全体会議文書の序言」において、「拡大したプロレタリアの基礎は、党の青年団およびすべての革命大衆団体に対する指導を強化し、党内の二つの戦線の闘争を強化し、火力を集中して右傾の主要な危険に反対することである」と述べている(『中央文件』第六冊、269-273頁)。

各級指導機関を百倍に強化し、支部幹事会まで強化しなければならない」であった。第2に、大衆工作の「党化」を弱めるために、大衆の非党団体を拡大し、これらの大衆団体の独立運行を促す一方で、青年団と労働組合及びその他の革命大衆団体に対する党の指導作用を強化する。第3に、労働組合に関して、決議案では、非党員のプロレタリア分子に信頼すべきであると提出しつつ、彼らを党員に転換させて党のプロレタリア基盤を強化すべきであると強調した。第4に、青年団に関して、決議案によって、青年団の取消傾向に反対するために、党は青年団に対する政治上と組織上の指導を百倍に強化すべきである²⁵³⁾。

253) 1930年9月「政治状況と党の総任務決議案に関する」(1930年9月、コミンテルン執行委員 会政治秘書処の1930年7月の中国問題決議案を受け入れる決議)において、「共産主義青年団 とすべての革命の大衆団体、特に赤色組合と工場委員会、労働児童団、労働者ピケット隊、赤 色先鋒隊、少年先鋒隊、革命の農民及び兵士団体、反帝国主義大同盟、革命互済会などを拡大 する。現在、一方では青年団と労働組合及びその他の革命の大衆団体に対する党の領導作用を 強化するために努力する。別の方面では、更に大衆の非党団体を拡大し、彼らの組織を広く発 動し、彼ら自身の活動能力と独立工作能力を高める。このようにしてこそ、党の広範な大衆に 対する政治的影響を発展して強固にすることができ、組織のある革命勢力を最先端の先鋒団体 に限らず、偉大な大衆を極めて広く含めることができる。様々な大衆団体の党団工作を真に構 築して強固にするために、党の支部と彼の大衆における中心的な役割、特に産業支部において その拡大と強化に努める。今後の党の最も主要な組織課題の一つは、赤色組合の基礎を体系的 に拡大し、これらを真の大衆組織とすることである。全総、上海工聯、各省の総工会、及び各 産業労働組合は、戦闘能力のある組織になる。工場の中で最も積極的な労働者から、特にスト ライキや各種闘争の中で最も積極的な分子から、新たな労働組合幹部を抜擢する。非党のプロ レタリア分子が労働組合指導機関で働くことに恐れて不信する傾向を排除すべきであり、党の 支部や党団は、工場や労働組合で、これら選抜された広範なプロレタリア幹部を自分の周囲に 団結させる |。「党は青年団に対して、現在の極めて深刻な青年団の危機状態に注意する。すな わち、青年労働者工作は極めて弱く、団員の労働者成分は、党よりも少ない。ソビエト区域に は青年大衆の組織があるが、団の正しい指導は極端に不足している。党は青年団に対する政治 上と組織上の指導を百倍に強化し、青年団の右傾の主要な危険に対する反対を強化し、同時に、 青年団の実際工作の転換に障害する左傾の清談と関門主義への反対を強化し、キムが指示した 転換を確実に実行し、工作上の青年化を実行し、特に党内の青年工作を軽視する傾向に反対す る。党の中央政治局の総行委に関する決議は、事実上、団の組織を廃止した結果を得た。この 誤りは最近に是正されたが、青年団を廃止する傾向の強化を引き起こした。そのため、特にこ の取消主義の重要な危険に断固として反対する。同時に、これらの最近の誤りによってさらに 勃発した先鋒主義の第二党傾向に反対する闘争を強化しなければならない」と述べている(『中 央文件』第六冊、274-303頁)。

党団関係の曖昧さ以外に、コミンテルンの関与は青年団の位置づけをより 複雑にした。中共と衝突したとき、コミンテルンは青年団を扇動して中共に 対抗させた。中共と協力したとき、コミンテルンは青年団を中共の指導下に させた。それだけではなく、青年団は過ちを犯した中共に反対するとしても、 事後に責任が問われる。ゆえに、コミンテルンと中共の両方の指導を同時に 受け入れた青年団は非常に気まずい位置にあった。

先鋒主義と取消主義について、コミンテルンと中共は先鋒主義が青年団を 第二党に変えて団を廃止すると解釈し、先鋒主義を取消主義の一部にした。 その解決策は団に対する支配を強化し、すなわち団への取消を強化すること で取消主義に反対する。したがって、1935年11月に、取消主義に反対する名 義で青年団を解散した。要するに、先鋒主義は組織原則に合致し、取消主義 は実態に合致する。また、先鋒主義の急進的な考え方と比べて、取消主義は 青年工作や大衆工作をあきらめるというイデオロギー上のタブーに近い。そ の場合に、名目的に取消主義が標的とされたが、中共にとって実際により大 きな危険は青年団を中共の支配下から離脱させる先鋒主義であった。そのた め、先鋒主義を最も危険な取消主義と解釈し、取消主義への反対を名目で先 鋒主義を粛清しなければならない。

前に述べたように、青年団の独立性の前提が中共の政治指導を受けることであるため、工作と組織の独立はかなり曖昧である。行動委員会は組織原則のグレーゾーンにあった。行動委員会において青年秘書処を設置することで、青年団の独立性をできるだけ維持しながら、青年秘書処の担当者を行動委員会の一員として意思決定に関与させた。混乱した党団関係に対して、行動委員会は党団関係を実態に合致するようにして、先鋒主義を一掃して取消主義に妥協した。

李立三パターンの行動委員会には、「一時的」、「青年秘書処の設置」、「党団の合併運営」の特徴があっても、「いかなる状況でも青年団を廃止することができない」という厳しい組織原則に違反した。ただし、青年団の廃止は李立三時期の特例ではない。1924年5月、北京の党と団は党団臨時工作委員

会に合併した²⁵⁴。1925年9月、青年団の北方区執行委員会は幹部の不足のため、党団合併の組織に変更した²⁵⁵⁾。1931年1月、紅軍において、党団の混乱に対する解決案は青年秘書処の再現であった²⁵⁶⁾。1934年10月、中共中央機関、政府機関、後方勤務機関、労働組合、青年団などは紅章縦隊と呼ばれた第二野戦縦隊に合併した²⁵⁷⁾。1935年7月25日、コミンテルン第七回代表大会では、反ファシズム統一戦線政策を主張した。続いて、9月25日から10月10日までのキム第六回代表大会では反ファシズム青年統一戦線を確立した。そして、中共は11月に青年団を解散した²⁵⁸⁾。言うまでもなく、行動委員会の党団合併よりも、これらは組織原則を徹底的に違反した。ただし、これは、依然として青年運動を廃止せず、青年運動を強化したと解釈された²⁵⁹⁾。11月25日、馮文彬は、「団を根本的に改造することが提起された後、

- 254) 『組織史資料』第一巻、94頁。
- 255) 『組織史資料』第一巻、126頁。
- 256) 1931年1月22日「中共ソ区中央局通告第四号 紅軍中 C.Y. の組織問題」において、「紅軍において党と団の組織関係は、過去に多くの極めて深刻な誤りがあった。例えば、団員は党のいかなる会議に参加して議決権があった。純粋な団員は各級の政治委員として派遣されつつ、党の支部委員あるいは党小組組長に選出された。これらの誤りは、党の政治指導を弱める一方で、団組織を完全に廃止し、団の青年工作における特有の任務を廃止した。党と団は実際に名前の違いしかない。これらの誤りを直ちに是正すべきである」。「1. 紅軍での C.Y. は単独の組織がなく、各級では C.Y. 小組しか成立しない。党の委員会の下に、青年工作幹事会を設置し、専門的に C.Y. 小組を指導する。2. C.Y. の小組組長は、党員を兼ねる団員でなければならない」と述べている(『中央革命根拠地文庫』党的系統 2、1348 1349頁)。
- 257) 『王稼祥年譜』、126-127頁。
- 258) 1936年11月1日「中央の青年工作に関する決定」において、「中国国内情勢の激しい変動のため、最も広範な青年大衆は救亡運動と民主自由の闘争に参加している。これによって、中国共産党は青年団とその組織形式を根本的に改造すること、団を広範な大衆の非常な青年組織に変えること、広範な青年を抗日救国の民族統一戦線に吸収すること、文化発揚と民主自由のための広範な青年運動を創立することを、自分が民主共和国のために戦う最も中心的な任務とする」。「過去に青年団員を大量に吸収して共産党に加入させる。特に国民党区域において、これらの青年団員の工作と生活はすべて共産党党員と何の違いもないが、彼らは一般的な青年運動の工作を担当すべきである。すべての青年組織において共産党支部や党団を組織し、系統的に共産党員を発展させる。党に加入していない過去の青年団員は、党の支部の周囲の積極分子となり、団の支部や団組を組織しない。共産党各級組織は青年部または青年委員会および青年幹事がある。彼らは各級党部の総的な指導下に、青年運動の工作を担当する。共産党は青年運動の唯一の指導者である」と述べている(『青年資料』第十三冊、308-309頁)。
- 259) 1936年11月8日、元青年団中央書記馮文彬は「青年運動を巨大な力にする」で、青年団の

改造の詳細な意味を知らなければ、それは確かに一部の同志を疑わせる。これは青年運動における歴史的な変更であり、極めて重要な大きな問題であるからである」と説明した。馮文彬によって、まず、青年団の解散に対して異見者は正しくない意見を持ち、極端に誤った傾向に陥り、取消主義と消極になっている。次に、戦争情勢の変化に伴い、すべての青年を団結させる必要があり、団の組織を根本的に改造しなければならない。さらに、中共がすでに全国革命闘争指導の中心となったため、第二党の青年団は必要ではない。最後に、レーニンによって、組織は環境と任務の変更に応じて絶えずに変更すべきである²⁶⁰⁾。つまり、青年団が第二党、すなわち先鋒主義の形で存在したと見なされた。青年団の解散に懐疑または反対意見を持っていた人は、逆に取消主義者と批判された。1949年4月、青年団は新民主主義青年団として再建された。

地域によって党団関係の実態が異なった。1930年9月28日、長江局は青年団の独立工作を回復し、青年団の長江局を設置した²⁶¹⁾。北方局は青年団の北方局を設置するかどうかを中央に尋ねた²⁶²⁾。その後、中共中央は党団区分の指示をうまく実行していないと北方局に批判し、北方局は中共中央の指示が実態に合わないと反論した²⁶³⁾。12月までに、北方局は行動委員会の組

廃止に対して、「決して青年運動と青年工作を廃止するわけではなく、逆に、共産党だけは青年の唯一の指導者である。そのため、青年運動への指導は党の責任をさらに重くしている」。「そのためには、大量の青年組織の優秀分子を党員として、各級の青年組織において党の支部と党団を設置する。白区において青年工作の経験を集めて指導を強化するために、党の委員会の下に青年部と青年工作委員会を設置する。青年工作の幹部、特に青年工作に経験のある幹部に対しては、勝手に異動すべきではなく、彼らを依然として青年工作に担当させ、青年の指導者になるように育成すべきである」。「最後に、党は青年工作の変化を自分の中心任務とする。青年工作の重大な変化の意義を完全に理解しないと、青年工作への廃止または消極的な傾向が起こる可能性があり、これが絶対に有害であると指摘しなければならない」と解釈した(『青年資料』第十三冊、310-313頁)。

- 260) 「団の改造に関するいくつかの問題」(『青年資料』第十三冊、320-324頁)。
- 261) 1930年9月28日「作霖から中央への手紙-団の独立システムの建立と団の長江局の成立の 問題|(『中共中央長江局文件彙集(1927-1930)』、309-311頁)。
- 262) 1930年10月1日「中共北方局の党団工作問題に関する中央への稟議」(『中共中央北方局文件彙集 (1927-1928、1930-1932)』、224-225頁)。
- 263) 1930年11月24日「中央が党団区分の遅延を批判することに関する中共北方局の説明」(『中

織を続けた²⁶⁴⁾。1931年8月以降、地方青年団の独立は依然として理論的な ものであった²⁶⁵⁾。ただし、ある地域では、党と団が互いに連絡せず、党と 団の幹部が互いに相手を知らず、両者が対立さえ生じた場合もあった²⁶⁶⁾。

(2) 党と労働組合の混同

党と労働組合の関係の混乱はさらに深刻であり、両者はいつでも混在した 状態にあった。党と労働組合の関係については、原則、実態、問題、解決策 に分けて分析する。第1に、党と労働組合の関係の原則は、「党は労働運動 を直接指導せず、労働組合における党団を通じて、労働組合によって労働運 動を指導すべきである」ということである。党団関係と同じように、その原 則はいかなる基準を設けていなかった。

第2に、党と労働組合の関係の実態について分析する。機関の設置から見ると、青年団とは異なり、労働組合は純粋なプロレタリア革命組織ではなく、最も重要な大衆組織としてプロレタリア革命の基礎とされていた。したがっ

共中央北方局文件彙集(1927-1928、1930-1932)』、311頁)。

- 264) 1930年12月「中共北方局総行委常委会会議記録-河南工作及び党内紛争の問題」(『中共中央北方局文件彙集 (1927-1928、1930-1932)』、339-350頁)。
- 265) 1930年12月15日「346コミンテルン執行委員会極東局から中共中央への手紙」において、「これまでに存在する李立三派が党支部と共青団支部の工作を合併するという共青団組織の独立性を廃止する傾向に断固として闘争する」と述べている(『コミンテルンと中国革命』第九巻、533-539頁)。1931年2月22日「中共中央総書記の向忠発からコミンテルンへの報告」において、「特に青年団の廃止は、青年団に対する党内の取消主義の発展を助長し、今まで完全に回復しない。多くの地方では党団合併の状態であり、青年運動を廃止する」と述べている(『中央文件』第七冊、115-138頁)。8月27日「中央の幹部問題に関する決議」において、「軍事指導を強化し、各種の大衆組織およびその党団工作を回復し、青年団の独立組織の回復を助け、巡視制度と代表制度などを構築する」と述べている(同前、337-346頁)。
- 266) 1931年3月2日「上海団組織のいくつかの深刻な問題」において、「党団支部のある産業において、党団支部は互い連絡せず、党支書は団支書を知らず、同志が同志を知ると言ってはいけない」と述べている(『青年資料』第九冊、68-72頁)。5月1日「全国組織報告の決議案」において、「党と大衆組織との関係は、常に正しくない傾向がある。党は大衆組織の工作を無視して大衆組織に代える。労働組合職員はサンディカリスムの傾向を示したことがある。党と青年団の関係は対立がある」。「党は青年団の工作への支援と指導を急がなければならない。党が青年団に無視するまたは青年団に対立する傾向は、深刻な問題である」と述べている(『中央文件』第七冊、228-235頁)。

て、中共の労働組合への支配はもっと複雑である。ほかの大衆組織やソビエ ト政府に対する指導のように、そのやり方は実質的に全面的な支配をとるが、 名目上に党の直接指導を避ける。そして、大衆団体における党団が党の組織 ではないふりをして、党団を通じて大衆団体を指導する。これをより複雑に したのは、労働組合の党団のほか、党内にも労働運動を担当する機関があっ たことである。つまり、中共は労働運動に関して、それぞれ党の労働運動機 関、労働組合、労働組合の党組織(党団、支部など)を設置した。中共と労 働組合の関係を以下にまとめる。第1段階では1921年8月11日から始まり、 中共は中国労働組合書記部を設置し、この機関は中共中央の労働運動機関で あり、全国的な労働組合でもあった。第2段階では1925年5月から始まり、 中共は中華全国総工会を設置し、労働組合書記部を撤廃した。すなわち、党 の労働運動機関は大衆団体の全国総工会に変わった。第3段階では1923年6 月から始まり、中共は党の労働運動機関を再設置し、相次いで工人運動委員 会、上海と北京の労働運動委員会、職工運動委員会、工農部とその工会運動 委員会、工農部とその職工運動委員会、職工運動委員会、工人部とその職工 運動委員会、職工運動委員会を設置した。第4段階では1928年11月28日から 始まり、中共は全国総工会党団を設置し、中共中央の職工運動委員会をそれ と合併した。つまり、李立三路線までに、労働運動をめぐる三つの機関、す なわち党の労働運動機関、労働組合党団、労働組合は合併された状態にあっ た。人事から見ると、全国総工会委員長、全国総工会党団書記、中央職工運 動委員会書記はいずれも中央常務委員の項英が担当していた。1930年8月初 め、中共中央は党、団、全国総工会を中央総行動委員会に合併した。1931年 1月10日、中央職工運動委員会は中央職工部に変更して全国総工会党団と合 併した。1932年7月28日、中央職工部は撤廃された。1939年4月19日、新た な職工運動委員会の設置によって、全国総工会とその党団は撤廃された。労 働組合と労働組合党組織の混同だけではなく、党の労働運動機関、労働組合 党団、労働組合は相互に転換可能であり、同時に存在した場合にも、一つの 機関として運営されていた。労働組合党団が独自のシステムを持っていれば、 少なくとも工作上の独立性を保つことができる。しかし、各労働組合党団は 上級労働組合党団の指示を受けず、現地の党部の一部として活動していた。

第3に、党と労働組合の関係は「党は労働組合、労働組合は党」という程度に至った。労働組合は党組織のように秘密で運営し、大衆を革命に誘う役割を果たさなかった。

第4に、解決策は三つのタイプがある。第1には、大衆の自発的な選挙か らなる労働組合に似ている組織の設置である。コミンテルンパターンの行動 委員会は代表的な組織であった。このような組織は党に構築されるため、党 との一体化へ向かうことを避けない。また、党はこの組織を発足させた後、 それを真の大衆的組織として干渉しなければ、労働運動への党の指導を保証 できず、これらの組織は徐々に合法的な黄色組合の一部となる可能性がある。 公開的な大衆組織は、必ず合法的に存在するしかない。しかし、合法的な組 織は国民党の支配下の黄色組合と見なされた。秘密的に運営した赤色組合は、 中共の支配下にあったが、党と労働組合の混同となり、大衆の支持を得る役 割を果さなかった。これに対して、1928年5月8日のコミンテルンの文書に よって、中共は労働組合が黄色組合になることを防ぐために、いっそ労働組 合を党に合併した²⁶⁷⁾。第2には、労働組合の強化である。この案は無意味 であり、本質的な問題は労働組合の弱さではなく、党と労働組合に区別がな いことである。黄色組合を弱めるために、赤色組合を強化することができる が、党と労働組合が混同する場合には、労働組合の強化が党組織の強化であ り、党と労働組合の混同を直すことができない。第3には、党の労働組合に 対する指導を弱めるように、逆に党の労働組合に対する指導を強めていくこ とである。反右傾運動において、労働組合への介入を弱めることは、労働運 動をあきらめる右傾取消主義として扱われた。また、中共が労働組合を完全 に支配しないと、これらの労働組合は黄色組合になるリスクがある。

六期四中全会による組織機構の調整を経ても、党と労働組合の混同は解決

されなかった²⁶⁸⁾。ソビエト区において、党とソビエト政権の混同に加え、党と労働組合の混同はさらに党、労働組合、ソビエト政権の三者間の混同になった²⁶⁹⁾。

(3) 異なる行動委員会の併存

行動委員会を三つのパターンに分けて議論する。第1には、コミンテルンパターンの行動委員会である。この行動委員会は行動委員会の正しい形と考えられ、労働運動の初期から李立三路線後にも推進された。コミンテルンの予想により、行動委員会は革命高潮のない時期に、非中共労働者を中共に支持させる大衆組織であり、革命が勃発する時期に、大衆を動員する組織となる。まとめると、コミンテルンパターンの行動委員会は大衆組織として、党と労働組合の混同を解消し、黄色組合に対抗するために用いられていた。第2には、コミンテルンパターンと李立三パターンの間に位置する移行パターンの行動委員会である。1928年11月20日から12月初めにかけて、中共中央は江蘇行動委員会を設置し、そして党、団、労働組合を行動委員会に合併し、

- 268) 1931年9月15日「中央の職工部及び全総党団の工作に対する決議」において、「全総の下部組織は、まだ全国に普及していない。実際に、現在の全総はまだ全国的な指導機関ではない」。「中央職工部の工作は本当に構築されていない。職工部はまだ党の労働組合運動に対する政治指導者ではない」。「過去の職工部が全総党団に代わって活動していた現象を修正すべきである」と述べている(『中央文件』第七冊、392-396頁)。11月15日「中央職工運動決議案」において、「労働組合工作の中心が労働者の日常問題を解決することを知らず、労働者の身近な問題を利用して党の主要な任務に関連せず、常に労働組合の工作を党の工作と完全に同じにして、党の方式で労働組合と他の大衆組織を設置し、大衆工作の方式を用いて大衆に接近して指導することをよくしてない」と述べている(同前、512-523頁)。
- 269) 1931年12月21日「ソ区赤色組合の任務と現在工作について中央の決議」において、「労働者の経済闘争を指導しないことに反対し、大衆の力を信じないことに反対し、労働組合の工作を軽視して放棄する観念に反対し、労働組合がソビエトに代わることやソビエトとの対立に反対し、労働組合を代行するなど、すべての左傾および右傾の機会主義に反対する」と述べている(『中央文件』第七冊、558-567頁)。1934年3月29日「項英:於都検挙の状況と経過」において、「党団組織を廃止し、大衆団体の会議に直接に参加し、労働組合から互済会までの反帝擁ソ組織には党団の組織がない。書記が毎日に各団体で会議に参加することは、党の各団体に対する正しい指導方式を弱めて廃止するだけではなく、立三路線の行動委員会のような方式となった。すべての工作は書記に集中するからである」と述べている(『中央革命根拠地文庫』政権系統8、1497-1516頁)。

さらに江蘇省党委員会と江蘇行動委員会を行動委員会に合併した。1928年末の行動委員会はその後の李立三パターンの行動委員会の組織方式を基本的に確立した。1929年5月、1929年7月、1930年3月、中共はこれに似ている行動委員会をそれぞれ設置した。1928年後、行動委員会は中央常務委員から構成し、労働運動を担当しながら各級党組織を指導していた。第3には、李立三パターンの行動委員会である。1930年7月の江蘇行動委員会は地方党組織を統合する機能を有し、江蘇のほか、上海、浙江、安徽の一部を指導した。8月、李立三パターンの行動委員会は指導機関となった。

以上より、行動委員会は次第に末端組織から意思決定機構に、常設組織から臨時組織に、大衆組織から党、団、労働組合からなる権力機関に発展した。変わらなかったのは行動委員会が労働運動を推進するための組織である。ここでいう発展とは、ある具体的な行動委員会がコミンテルンパターンから李立三パターンに変化することではなく、李立三がコミンテルンの考えを受け入れ、実行中にその形式を変化させたことである。

大衆組織の性質を変えたため、李立三パターンの行動委員会はコミンテルンと新中共中央に大衆路線から離脱したと批判された。しかし、コミンテルンの定義による行動委員会は党、団、労働組合の組織ではないため、党、団、労働組合を行動委員会に合併することは大衆組織を党組織に変えたことではない。そのため、李立三は行動委員会を党組織に変えず、逆に党、団、労働組合を行動委員会に転換した。李立三への批判にも、彼が党を大衆の党に変え、行動委員会によって大衆運動を直接指導したことを提起した²⁷⁰⁾。

李立三パターンの行動委員会は地方の実態によって形式が異なった。8月前の行動委員会は厳密な組織体系を構築せず、必要ある都市に設置された。7月21日以降、各省は全国暴動の政策に従って行動委員会を設置した。地方行動委員会の存続時期と運行方式が異なり、各パターンの行動委員会は併存

^{270) 1930}年8月18日「289コミンテルン執行委員会極東局成員と中華全国総工会代表の談話記録」 (『コミンテルンと中国革命』第九巻、321-327頁)。12月11日「中国共産党中央委員会から同志への通告-立三同志路線に反対と粛清のための問題」(『中央文件』第六冊、526-545頁)。

していた。地方差異を除き、中共中央の行動委員会パターンへの変更は混乱をもたらした。李立三路線が9月末の六期三中全会で正式に終了したが、本格化した行動委員会は8月26日から中共中央に否定された。

行動委員会は各組織の権力を統合するとともに、地方への統合にも用いられた。注意すべき点は二つある。一つは、地方行動委員会の軍事権力は制限されたことである。7月22日の「現在の政治情勢と党の組織任務」によって、行動委員会は全党軍事化の組織であるため、軍事委員会とつながっていた。地方軍事委員会はその行動委員会の一部であったが、中央軍事委員会の直接指導を受けていた。もう一つは、長江局とその行動委員会の特別な地位である。李立三の構想により、中央総行動委員会、南方局、北方局は同時に設置され、南方局と北方局は設置してから中央に管轄される。したがって、長江局が設置した時点で、中央総行動委員会は存在しない可能性がある。ゆえに、長江局とその行動委員会は、中共中央を主体とした江蘇行動委員会に属しなかった。向忠発と李立三の発言のように、長江局は「政治局の半分」と「総行動委員会を兼ねる」であった。中央総行動委員会の設置前に、李立三が地方権力を集中するとともに、中央派出機関に権限を委譲する体制を構築してみたとは考えられる。

おわりに

1. まとめ

本稿では、理論と実態から、時系列に党、団、労働組合の関係を考察した。 また、各時期の行動委員会をまとめ、李立三パターンの行動委員会とそれに 対する批判を分析した。さらに、行動委員会の成因と特徴を検討した。

第一章では李立三路線前の党、団、労働組合の関係を整理した。第一節では、青年団の変容、党団関係に関する理論と実態、コミンテルンとキムの役割を考察した。第二節では、労働組合の変容、党労働組合の関係に関する理

論と実態、中共党内の労働運動機関の運営をまとめた。

第二章では行動委員会について考察した。第一節では、行動委員会をコミンテルンパターンの行動委員会、移行パターンの行動委員会、李立三パターンの行動委員会に分け、各時期の行動委員会を比較した。第二節では、各地の行動委員会、特に白区とソビエト区の行動委員会の違いを検討した。その上で、中央派出機関とその行動委員会の役割について分析した。

第三章では行動委員会の性質を分析した。第一節では、五つの部分に分けてコミンテルンと新中共中央の行動委員会に対する批判に着目した。その第一部から第三部は時系列によって、李立三路線期間、六期三中全会、路線闘争時期にわたって行動委員会への批判を検討した。第四部と第五部はそれぞれ青年団と労働組合の立場から、行動委員会への態度を考察した。第二節では、行動委員会の成因と特徴を分析した。党、団、労働組合の関係を中心に、理論と実態の視点から、行動委員会の連続と断絶を論じた。

2. 結 論

第1に、李立三路線までの党団関係について、その根本的な原則は「党は団に対して政治指導を実行するが、青年団は工作と組織の独立を維持する」ことである。これに基づいて、党団関係の傾向は党が団に対する支配を徐々に強化した。この原則には二つの問題がある。一つは曖昧性であり、すなわち指導を受けて独立性を保つことには基準がない。中共にとっては、青年団の工作と組織を指導する必要があり、その指導を干渉に変えないようにしなければならない。青年団にとっては、中共の指導を受ける必要があり、独立性を維持しなければならない。そして、党団関係が原則に合致するかどうかは、指導者に勝手に解釈される。もう一つは原則の自己矛盾である。ボリシェヴィキの指導システムにおいて、政治指導はすべてを含む最高権力である。党団関係において政治、工作、組織の三つの方面では、ソ共中央の政治局、書記処、組織局のように、工作を担当する書記処と組織を担当する組織局は政治を担当する政治局に従わなければならない。そのため、政治指導を受け

入れることは、工作と組織を含むすべての指導を受け入れることを意味する。 政治指導を受け入れると同時に、工作と組織の独立を保つことはあり得ない。 つまり、「政治原則」と「組織原則」は矛盾する。名目上に、青年団は中共 の組織ではないため、中共が青年団を指導する合法性はコミンテルンによる ものであり、中共と青年団はコミンテルンにつながられる。青年団はコミン テルン指導下のキムの支部であり、中共はコミンテルンの支部であり、両者 はともにコミンテルン側の指導を受けるため、コミンテルン側は青年団への 指導権を中共に委譲する。ゆえに、青年団は工作と組織の独立性を有する。 これにより、コミンテルンは中共と協力する場合に、青年団が中共に完全に 従うことを望み、中共と衝突する場合に、青年団が独立性を保って中共に反 対することを促す。

多数の団員が党員を兼ねるため、党は幹部が不足の場合に、団の幹部を党の工作に担当させる。これは確かに団の組織と工作に影響した。ただし、団員は党員を兼任する場合に、団員を党員として党の工作に担当させることは組織原則に違反しない。さらに、団の組織が必要なときに党の組織に変えることは可能である。

この状況で、先鋒主義と取消主義が生まれた。先鋒主義と取消主義は、それぞれ実態に応じて団を廃止すること、理論に従って団の独立性を保つことという党団関係の混乱に対する異なる解決策である。先鋒主義も取消主義も誤った傾向と批判されたが、取消主義と比べて、先鋒主義はイデオロギー分野で優位を占め、取消主義は反右傾の標的となった。しかし、中共にとっては、団への支配を弱体化させる先鋒主義が巨大な脅威であり、取消主義が実質的な危害ではない。したがって、党団関係の混乱に対する解決策は取消主義と正反対の先鋒主義を取消主義の一種として、取消主義に打撃する名目で実際に先鋒主義を弱め、「党の青年団に対する支配が強すぎる誤りを解消するためには、党は青年団に対する支配を強化する必要がある」という理論を作り出し、最終的に取消主義に対抗するために青年団を取り消した。

第2に、李立三路線前の党と労働組合の関係について、その根本的な原則

は「党は労働者を直接指導せず、労働組合を直接指導せず、労働組合におい て党団を設置し、労働組合の党団を通じて労働組合を指導し、労働組合が労 **働者を指導する** | ことである。そのため、原則に従って、労働運動を行うに はかなり複雑な経路を経なければならない。この原則は、党団関係の原則と 同じように、曖昧性と自己矛盾の問題がある。その曖昧性について、党にと っては、労働組合に対してどの程度で指導するかを定める基準がない。労働 組合にとっては、党の指導を受けると同時に、党にならないことを確保でき ない。その自己矛盾について、労働組合における党団とは、非党の組織で設 置された秘密の党組織である。しかし、党が労働組合への直接指導を避けて 労働組合における党団によって労働組合を指導する原則は、労働組合におけ る党組織が党の一部ではないことを意味する。その原則は自己欺瞞のもので はなければ、党が実際に労働組合を完全に支配しながら、党の存在を隠し、 党の誘導を大衆の自発的な活動と見せかけ、大衆を弄ることで支持を得ると いう真意がある。また、この原則は労働組合の党組織が上級労働組合の党組 織の指導を受けず、党部の指導を受ける規定と同時に発効する。これにより、 党、労働組合の党組織、労働組合の混同は不可避になる。中共は党の労働運 動機関、労働組合の党団、労働組合という三つのシステムを構築したが、こ の三つのシステムは組織上にも人事上にも同じものである。

したがって、労働運動の問題は党と労働組合の混同である。党が労働組合を直接指導しない理由は、労働組合が大衆組織としてこそ、より多くの大衆を吸收できる。労働組合は党のように不法的に秘密でしか運営できなければ、その機能を果たさない。これに対して、解決策は大衆の産業委員会と工場企業内部の行動委員会を構築することである。しかし、これらの組織は党に支配されない場合に、党が大衆の支持を得ることができず、党に支配される場合に、労働組合と同様に大衆組織の機能がなくなる。つまり、労働組合を機能させるために、その運営は合法的で公開されなければならない。ただし、労働組合は合法的で公開されると、中共の支配下の赤色組合ではなくなり、中共に支援を提供することができない。

青年団と労働組合だけではなく、コミンテルンと中共の解釈によれば、ある組織を党に代替されないようにするために、党は当該組織に対する支配を強化していく必要がある。大衆工作に対しても同じように、大衆路線のために、党は大衆組織を直接支配することができない。そして、大衆組織を直接支配しないために、党は大衆組織に対する支配を強化しなければならない。

第3に、行動委員会は主に三つのパターンがある。第1に、コミンテルン パターンの行動委員会は労働運動のための大衆組織であり、正しい行動委員 会と見なされた。第2に、移行パターンの行動委員会は労働運動を推進する 組織であり、党組織からなり、大規模なストライキを指導した。第3に、李 立三パターンの行動委員会は、党、団、労働組合が合併する形で、指導機関 を演じて暴動を指導していた。ここでは行動委員会を狭義と広義に分けて議 論する必要がある。狭義の行動委員会は党、団、労働組合が合併する行動委 員会であり、各組織の担当者からなる意思決定機関を演じる合議制の機関で ある。広義の行動委員会は各工作機関を含む議行合一制の機関であり、従来 の中央常務委員会に似ている。李立三パターンの行動委員会は労働運動組織 から由来し、最初の大衆組織から党組織とつながる組織に変化し、最後に党 の範囲を越え、党、団、労働組合からなる大衆組織の性質のある最高指導機 関となった。党、団、労働組合の関係の混乱が不可避の場合に、李立三パタ ーンの行動委員会は組織上の混同とそれによる工作上の非大衆化を解決して みた。李立三パターンの行動委員会は運営中に多くの差異があった。本稿で まとめたのは三つの代表的な行動委員会であり、ある時期のすべての行動委 員会はあるパターンに完全に合致するわけではない。第1に、コミンテルン パターンの行動委員会は李立三路線の前後だけではなく、李立三路線の期間 中にも存在していた。第2に、李立三パターンの行動委員会が本格的に展開 された時期は1930年8月初めから8月末であり、李立三路線の期間中に、行 動委員会の形態は主に移行パターンと李立三パターンの間にあった。第3に、 行動委員会の形態は地方によって異なった。設置の時点から見ると、大部の 地域では8月から9月まで行動委員会を設置し、江西では10月に行動委員会 を設置し(この時点で行動委員会はすでに中央に撤廃された)、福建では4 月に党団合併の行動委員会を設置したが、労働組合を合併しなかった。形態 から見ると、省レベルの行動委員会のない場合に市レベルの行動委員会は設 置されたことがあり、行動委員会は党組織、団組織、労働組合と同時に存在 したことがあり、党、団、ソビエト政府は行動委員会に合併したことがあっ た。その中に、北方局、南方局、長江局とその行動委員会は地方党組織を統 合し、長江局とその行動委員会はソビエト区紅軍への統合を担当した。

第4に、行動委員会への批判について、コミンテルンと新中共中央からの 批判は時期によって変わった。第1段階で、1930年7月末までに、移行パタ ーンの行動委員会に対して、コミンテルンは反対しなかった。第2段階で、 7月末以降、極東局は行動委員会の設置に反対し始め、コミンテルンの指示 を待つと中共に求めた。第3段階で、李立三パターンの行動委員会が発足し た後、極東局はこれを明確に批判した。第4段階で、コミンテルンが李立三 の計画を路線誤りにした後、行動委員会に対する批判は、党を廃止してプロ レタリアの指導をあきらめたということになった。

以上のように、党、団、労働組合の混乱は、行動委員会によるものではなく、その成因である。コミンテルンと中共が三者の関係を原則に合致しようとしていたが、三者の関係は原則からより遠くなっている。理論と実態の衝突によって、党、団、労働組合の関係がどのように調整されても原則に合致することは不可能である。理論と原則を基準とすれば、実態に適合するのは逆に混乱と見なされた。1930年の李立三パターンの行動委員会の設置、1935年の青年団の解散、1939年の全国総工会の廃止のように、最も原則に違反する調整は最も実態に合っている。党と他の組織との関係を実態に適合させるためには、組織の再編だけではなく、これらの原則を徹底的に破ることが必要である。

3. 今後の課題

本稿では党、団、労働組合の関係の変容を分析したが、地方の状況を詳し

く考察しなかった。行動委員会は地方の実態によって異なり、特に白区とソビエト区では巨大な差異があった。今後は地方の行動委員会に対する検討を進めたい。また、労働運動においてサンディカリスムの傾向は提起された。 当時の中共がサンディカリスムの意味を知っていたかどうかにかかわらず、コミンテルンは労働運動を指導する際に、サンディカリスムとアナルコサンディカリスムなどの思想を極力に避けていた。そのため、中共の労働運動に対する労働運動理論をめぐる論争の影響を今後の研究課題としていきたい。

参考文献リスト

(未公刊・史料)

- 中央檔案館編(1984) 『閩粤贛革命歴史文件彙集(1930-1931)』。
- 中央檔案館編(1984)『中共中央南方局革命歴史文件彙集(1927-1931)』。
- 中央檔案館編(1985)『中共中央長江局革命歴史文件彙集(1927-1930)』。
- 中央檔案館編(1990)『中共中央北方局革命歴史文件彙集(1927-1928、1930-1932)』。
- 中央檔案館、安徽省檔案館編(1986)『安徽革命歴史文件彙集(1926-1934)』。
- 中央檔案館、北京市檔案館編(1991)『北京革命歴史文件彙集(1928-1936)』。
- 中央檔案館、福建省檔案館編(1984)『福建革命歴史文件彙集(1930)』。
- 中央檔案館、広東省檔案館編(1982)『広東革命歴史文件彙集(1930)(2)』。
- 中央檔案館、広東省檔案館編(1983)『広東革命歴史文件彙集(1927-1932)』。
- 中央檔案館、広西壮族自治区檔案館編(1982)『広西革命歴史文件彙集(1929. 4-1936. 12)』。
- 中央檔案館、河北省檔案館編(1996)『河北革命歴史文件彙集(1930.7-12)』。
- 中央檔案館、河南省檔案館編(1983)『河南革命歷史文件彙集(1929-1930)(下)』。
- 中央檔案館、湖北省檔案館編(1984)『湖北革命歴史文件彙集(1930)』。
- 中央檔案館、湖北省檔案館、河南省檔案館、安徽省檔案館編(1985)『鄂豫皖蘇区革命歷 史文件彙集(1929-1934)』。
- 中央檔案館、湖北省檔案館、湖南省檔案館編(1986)『湘鄂西蘇区革命歴史文件彙集(1927 -1932)』。
- 中央檔案館、湖南省檔案館編(1984)『湖南革命歴史文件彙集(1930-1931)』。
- 中央檔案館、江蘇省檔案館編(1985)『江蘇革命歷史文件彙集(1930.1-3)』。
- 中央檔案館、江蘇省檔案館編(1985)『江蘇革命歴史文件彙集(1930.4-12)』。
- 中央檔案館、江蘇省檔案館編(1986)『江蘇革命歷史文件彙集(1931, 1-8)』。
- 中央檔案館、江蘇省檔案館編(1987)『江蘇革命歷史文件彙集(1927, 9-19348)』。
- 中央檔案館、江蘇省檔案館編 (1988) 『江蘇革命歴史文件彙集 (上海市委文件) (1927. 3 1934. 11)』。
- 中央檔案館、江西省檔案館編(1988)『江西革命歴史文件彙集(1930)(1)』。
- 中央檔案館、江西省檔案館編(1988)『江西革命歴史文件彙集(1930)(2)』。
- 中央檔案館、江西省檔案館編(1988)『江西革命歴史文件彙集(1931)』。
- 中央檔案館、遼寧省檔案館、吉林省檔案館、黒竜江省檔案館編(1988)『東北地区革命歴 史文件彙集(1930,5-1930,10)』。
- 中央檔案館、遼寧省檔案館、吉林省檔案館、黒竜江省檔案館編(1988)『東北地区革命歴 史文件彙集(1930. 10-1930. 12)』。
- 中央檔案館、内蒙古自治区檔案館編(1988)『内蒙古革命歷史文件彙集(1928-1937)』。

- 中央檔案館、山東省檔案館編 (1995) 『山東革命歴史文件彙集 (1929. 1-1930. 6)』。
- 中央檔案館、山東省檔案館編(1995)『山東革命歴史文件彙集(1930.7-1931.2)』。
- 中央檔案館、陝西省檔案館編(1994)『陝西革命歴史文件彙集(1930-1931)』。
- 中央檔案館、四川省檔案館編(1985)『四川革命歴史文件彙集(1930-1931)』。

(公刊・史料)

- 紅藏:進歩期刊総彙(1915-1949)編輯出版委員会編(2014)『紅藏:進歩期刊総彙(1915-1949)』湘潭:湘潭大学出版社。
- 江西省檔案館、中共江西省委党校党史教研室編(1982)『中央革命根拠地史料選編』南昌: 江西人民出版社。
- 中共江西省委党史研究室編(2011)『中央革命根拠地歴史資料文庫』北京:中央文献出版社、 南昌:江西人民出版社。
- 中共湖北省委党史資料征集編研委員会編(1992)『中国共産党湖北歷史大事記』武漢:湖 北人民出版社。
- 中共上海市委党史資料征集委員会主編(1988)『中共上海党史大事記』上海:知識出版社。
- 中共中央編訳局編(1964)『蘇連共産党代表大会、代表会議和中央全会决議彙編』北京: 人民出版社。
- 中共中央党史研究室第一研究部編(1997)『共産国際、連共(布)与中国革命档案資料叢書』 北京:北京図書館出版社。
- 中共中央党史資料征集委員会、中共中央党史研究室編(1982)『中共党史資料』北京:中共中央党校出版社。
- 中共中央文献研究室編(2011)『建国以来重要文献選編』北京:中央文献出版社。
- 中共中央文献研究室、中央档案館編(2011)『建党以来重要文献選編』北京:中央文献出版社。
- 中国人民大学科学社会主義係編(1988)『国際共産主義運動史文献史料選編』北京:中国人民大学出版社。
- 中国人民解放軍政治学院党史教研室編(1979)『中共党史参考資料』北京:中国人民解放 軍政治学院党史教研室。
- 中国社会科学院現代史研究室編(1982)『中国現代革命史資料叢刊』北京:中国社会科学 出版社。
- 中国新民主主義青年団(中国共産主義青年団)中央委員会弁公庁編(1957)『中国青年運動歴史資料』。
- 中華全国総工会中国職工運動史研究室編(1958)『中国工会歴史文献』北京:工人出版社。
- 中央档案館編(1989)『中共中央文件選集』北京:中共中央党校出版社。

(中国語・書籍)

ウィリアム・フォスター (1961)『国際工会運動史綱』(李華、趙松、史仁訳)北京:生活・ 読書・新知三聯書店。

ジーメホフ (1953)『国際工会運動史教程』(中華全国総工会俄文翻訳室訳)北京:工人出版社。

マキアゼフ、ワシーリエフ、セリャブリャニコフ、コバレンコ(1959)『列寧共青団』(蘇 聯莫斯科大学新聞係全体中国留学生訳)北京:中国青年出版社。

マルコフ (1950) 『蘇聯工会 – 布爾什維克党政策忠実的和積極的推行者』(傅也俗訳) 北京: 工人出版社。

マルコフ (1950)『蘇聯工会運動史教程』(傅也俗訳) 北京:中華全国総工会干部学校。

マルコフ (1953)『蘇聯工会運動史教程』(中華全国総工会俄文翻訳室訳)北京:工人出版 社。

程玉海、田保国、林建華、張維克(1992)『青年共産国際史』北京:中国人民大学出版社。

範継英主編(2006)『国際工会運動概況』北京:中国工人出版社。

馮軍、李氷編(1992)『共青団工作全書』北京:中国青年出版社。

共青団中央青運史研究室(1984)『中国青年運動史』北京:中国青年出版社。

共青団中央青運史研究室、中国社会科学院現代史研究室編(1985)『青年共産国際与中国 青年運動』北京:中国青年出版社。

郭暁平(1992)『中国共青団史』武漢:華中師範大学出版社。

胡献忠(2016)『共青団与相関団体関係研究-歴史的視角』北京:中国青年出版社。

李健一主編(2015)『共青団章程彙編:共青団早期臨時章程至共青団十七大章程』南昌: 江西人民出版社。

李静(2015)『共青団史話』北京:社会科学文献出版社。

李玉琦(2009)『中国共青団史稿』北京:中国青年出版社。

沈建平(2017)『中国共青団研究』北京:人民日報出版社。

沈志華編(2002)『蘇連歷史檔案選編』北京:社会科学文献出版社。

唐純良編(1989)『李立三伝』ハルビン:黒竜江人民出版社。

唐純良編(1999)『李立三全伝』合肥:安徽人民出版社。

王健英編(1995)『中国共産党組織史資料彙編(増訂本)』北京:中共中央党校出版社。

王健英(2004)『中共中央機関歴史演変考実』北京:中共党史出版社。

王俊剛主編(2006)『力量的源泉-共青団干部必読(文献券)』太原:山西教育出版社。

王学東編(2011)『国際共産主義運動歴史文献』北京:中央編訳出版社。

王永璽主編(1992)『中国工会史』北京:中共党史出版社。

王永璽(2013)『中国工人運動史研究』北京:中国工人出版社。

王永璽、趙巧萍(2013)『新編中国工会史』北京:中国工人出版社。

熊子雲主編(1989)『当代国際工人運動史』北京:団結出版社。

徐則浩(2001)『王稼祥年譜』北京:中央文献出版社。

顏輝、王永璽(2008)『中国工会縦横談』北京:中央党史出版社。

楊奎松(2010)『中間地帯的革命』太原:山西人民出版社。

于文霞(1987)『国際工人運動史』沈陽:遼寧人民出版社。

鄭洸、葉学麗(2015)『中国共産党与中国共青団関係史略』北京:中共党史出版社。

中共中央党史研究室編(1991)『中国共産党的七十年』北京:中共党史出版社。

中共中央党史研究室編(2016)『中国共産党的九十年』北京:中共党史出版社、党建読物出版社。

中共中央党校、国際工人運動史教研室編(1988)『国際工人運動史』北京:中共中央党校出版社。

中共中央文献研究室編(2004)『任弼時年譜(1904-1950)』北京:中央文献出版社。

中共中央文献研究室編(2007)『周恩来年譜(1898-1949)』北京:中央文献出版社。

中共中央組織部、中共中央党史研究室、中央档案館(2000)『中国共産党組織史資料』北京: 中共党史出版社。

中共中央組織部編(2009)『中国共産党組織工作辞典』北京:党建読物出版社。

中国工運学院編(1987)『李立三頼若愚論工会』北京:檔案出版社。

中国工運研究所編写組編(2020)『中国工会簡史』北京:中国工人出版社。

中国工運研究所国際工運研究室、『国際工人運動知識手冊』編輯委員会編(1987)『国際工人運動知識手冊』北京:工人出版社。

中国中共党史学会編(2019)『中国共産党重要会議辞典』北京:中共党史出版社。

中華全国総工会中国工人運動史研究室編(1984)『中国工会歴次代表大会文献』北京:工人出版社。

中華全国総工会組織部編(2018)『中国工会章程簡史』北京:中国工人出版社。

(中国語・論文)

畢暁敏(2012)「浅析上海建団初期的党団関係」『上海青年管理干部学院学報』第4期、 33-36頁。

戴文憲(2019)「中国馬克思主義工会理論的百年演進与成果」『中国労働関係学院学報』第 5期、1-18頁。

方培虎(2003)「大革命時期青年共産国際対中国共青団的指導」『安徽大学学報』第1期、21-26、88頁。

韓棟(2021)「従工人運動到武装斗争-上海工人三次武装起義前中共在滬斗争策略的嬗变」 『歴史教学問題』第2期、57-63頁。

韓広富、趙佳佳(2014)「対青年団員転為中共党員相関問題的考証与分析」『中共党史研究』

- 第7期、115-122頁。
- 賀江楓(2019)「中共領導上海工人運動的革命策略(1945-1949)」『中共党史研究』第8期、77-91頁。
- 胡献忠(2012)「従早期青年団的創建及活動看党団関係的雛形」『青年探索』第6期、 44-48頁。
- 黄金鳳(2011)「従第二党到後備軍:共産党与青年団早期関係的演変」『近代史研究』第3期、123-138頁。
- 賈牧耕、黄文治(2022)「大別山区中共早期党団関係的演進与調適初探(1921-1934)」『贛南師範大学学報』第5期、25-31頁。
- 江文路(2017)「中共領導工人運動与幫会勢力之関係演変-以上海罷工(1919-1949)為例」 『党史文苑』第1期、16-18頁。
- 李超(2021)「中共三大与建党初期的工人運動」『広東省社会主義学院学報』第4期、 12-18頁。
- 劉佳(2021)「百年来中国共産党与共青団関係演変的理論邏輯」『青年探索』第2期、 27-38頁。
- 劉進喜(1995)「論党団関係的確立」『中共党史研究』第6期、41-45頁。
- 劉雪芹(2006)「中共建党初期党団関係研究」『上海党史与党建』第11期、14-16頁。
- 劉永生(2008)「団党早年関係論析-以早年関于団、党関係文件為研究中心(1920-1927)」 『長白学刊』第5期、135-138頁。
- 柳礼泉(2004)「李立三工人運動与工会工作成就研究綜述」『長沙大学学報』第3期、 57-60頁。
- 陸迪民、李成(2022)「中国共産党対共青団領導地位的実現-以1920-1949年党団関係為分析対象」『青年探索』第2期、57-68頁。
- 蘇秀珍、呉玉才(2022)「安徽早期党団関係探析」『淮南師範学院学報』第1期、1-6頁。
- 上官酒瑞、康毓婷(2022)「基于後備軍的党団関係百年演進及啓示」『青年学報』第1期、 53-62頁。
- 田明、何建国(2009)「第一次国共合作時期的郵務工人運動-以上海郵務公会(工会)為中心的考察」『党的文献』第6期、82-87頁。
- 田明、岳謙厚(2016)「一九二七年至一九三七年黄色工会問題再探討」『中共党史研究』第 8期、31-40頁。
- 王彦竜、孫哲(2022)「民主革命時期党団関係問題研究述評」『蘇区研究』第5期、90-100 頁。
- 楊会清(2011)「革命動員視野下的党団関係構建-以土地革命時期為中心」『贛南師範学院 学報』第4期、26-31頁。
- 張麗紅(2016)「広東早期党団組織対陳炯明事変態度探析-兼論早期党団関係」『地方党史研究』第11期、36-43頁。

張小波(2022)「早期党団関係演変」『鄭州航空工業管理学院学報』第4期、47-54頁。

趙雪、宋剣(2022)「李大釗与中国早期工人運動研究」『党史博採』第3期、4-6頁。

浙江省団校課題組(2016)「新民主主義革命時期浙江党団関係初探」『青少年研究与実践』 第4期、37-41頁。

周斌(2017)「1930年中共進行武漢会師計画期間与列強的局部衝突及其影響」『近代史研究』 第5期、63-80頁。

周家彬、陳奧(2021)「試論中共対領導工人階級方式的探索(1925-1927) - 以上海区委対工会的領導為例 | 『人文雑志』第11期、97-107頁。

祝彦(2010)「大革命時期陳独秀対工人運動的認識」『党史研究与教学』第4期、41-48頁。 宗成康(2010)「紅軍政委制探析」『中共党史研究』第8期、29-37頁。

(中国語・学位論文)

鄭長忠(2005)「組織資本与政党延続-中国共青団政治功能的一個考察視角」復旦大学。

張華(2011)「中国共産主義青年団職能研究|西南大学。

倪瑾(2014)「共青団的功能定位:組織動員和資源整合」華東師範大学。

鐘立秋 (2012)「中共第一代領導人的工人階級問題思想研究」東北師範大学。

(日本語・書籍)

石川禎浩(2021)『中国共産党、その百年』筑摩書房。

小島朋之、家近亮子編(1999)『歴史の中の中国政治 - 近代と現代 - 』勁草書房。

田中仁(2002)『1930年代中国政治史研究:中国共産党の危機と再生』勁草書房。

高橋伸夫(2021)『中国共産党の歴史』慶應義塾大学出版会。

(日本語・論文)

石川忠雄(1953)「李立三コース問題の一考察(一)」『法學研究:法律・政治・社会』第 26巻7期、1-18頁。

石川忠雄(1953)「李立三コース問題の一考察(二・完)」『法學研究:法律・政治・社会』 第26巻 9 期、38-52頁。

石川忠雄(1956)「李立三コースとロシア留学生派」『法學研究:法律・政治・社会』第29 巻5期、1-15頁。

菊池一隆 (2003) 「中国共産党における合作社の起点と展開 - 江西省安源労働運動から湖 南農民運動への波及」 『歴史研究』 第41期、93-154頁。

(英語・論文)

Graziani, S. (2014). Youth and the Making of Modern China, European Journal of East

- Asian Studies, 13 (1), 117-149.
- Klaus, H. K. (1962). The Functions of the Chinese Communist Youth Leagues (1920–1949), The China Quarterly, 12, 75–91.
- Tsai , Wen-Hsuan., & Liao, Xingmiu. (2021). Institutional Changes, Influences and Historical Junctures in the Communist Youth League of China, *The China Quarterly*, 248, 161–180.
- Xu, Ying. (2012). Chinese Communist Youth League, Political Capital and the Legitimising of Volunteering in China, *International Journal of Adolescence and Youth*, 17 (2–3), 95–112.